

平成16年12月鶴岡市議会定例会会議録（抄本）

平成16年12月16日（木曜日） 本会議 第5日

出席議員氏名

出席議員（28名）

1番	佐藤	博幸	2番	山	中	昭	男
3番	菅原	幸一郎	4番	野	村	廣	登
5番	川村	正志	6番	神	尾		幸
7番	芳賀	誠子	8番	川	上		隆
9番	佐藤	慶子	10番	吉	田	義	彦
11番	小林	達夫	12番	本	城	昭	一
13番	佐藤	信雄	14番	斎	藤	悦	郎
15番	水尾	京子	16番	加	藤	太	一
17番	草島	進一	18番	石	川	一	郎
19番	秋葉	雄	20番	富	桜	正	毅
21番	佐藤	峯男	22番	長	谷川	雅	一
23番	加賀山	茂	24番	高	橋	一	夫
25番	伊藤	銚一	26番	中	沢		洋
27番	斎藤	助夫	28番	榎	本	政	規

欠席議員（なし）

出席議事説明員職氏名

市長	富塚陽一	助役	芳賀肇
収入役	中村雄一	総務部長兼 合併対策室長	佐藤智志
総務部参事兼 人事課長	蓮池一輝	合併対策室 総務課長	石塚治人
調査計画主幹	斎藤雅文	庶務課長	齋藤和也
企画調整課長	小林貢	財政課長	長谷川貞義
市民部長	林由美子	環境衛生部長	芳賀一弥
健康福祉部長	白井宗雄	産業部長	青木博
建設部長	伊藤博	水道部長	白幡均
荘内病院 事務部長	黒井秀治	消防参事 教育次長兼 合併対策室次長	長谷川政敏
教育長	本間重二	監査委員	鈴木壽和
選挙管理委員会 委員長	中鉢喜八郎	農業委員会会長	石井善兵衛
監査委員	本城昭一		

出席事務局職員職氏名

事務局長	板垣隆一	事務局次長	山口朗
庶務主査兼 庶務係長	榎本玲子	議事主査兼 議事係長	佐藤秀雄
調査主査兼 調査係長	岩城公志	議事係調整主任	小林雅人

議 事 日 程

議事日程第5号

平成16年12月16日(木曜日)

- 第 1 議会第15号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出について
(提出者 野村廣登議員 外10名)
- 第 2 議第 91号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について
- 第 3 議第 92号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 第 4 議第 93号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について

- 第 5 議第 94号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川
郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- 第 6 議第 95号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川
郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

開 議 （午前10時00分）

○議長 榎本政規議員 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者はありません。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第5号によって進めます。

（中 略）

日程第2 議第91号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について 外4件

○議長 榎本政規議員 日程第2 議第91号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合についてから日程第6 議第95号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についてまでの議案5件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。市長。

（市長 富塚陽一 登壇）

○市長 富塚陽一 議員の皆様には御多忙のところ、通常の定例会日程に加え、本日本会議に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、ただいま平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書を提出されることを決定されまして、まことにありがたく、心より敬意と感謝を申し上げます。

本日提出いたしました議案は、本市並びに藤島町、羽黒町、檜引町、朝日村及び温海町の6市町村の合併に関する5件でございます。

本定例会初日冒頭で申し上げましたように、6市町村の合併につきましては、10月第2回臨時会の御議決に基づき、11月9日に南庄内合併協議会を設置し、協議を行ってまいりました。以来4回にわたって合併協議会を開催し、合併の基本4項目を初め新市建設計画、事務事業調整等の必要な事項について熱心な協議を重ねていただきました。12月5日の合併協議会におきまして、これら協議をおおむね完了し、合併協定書の内容についても検討の上、了承をいただきましたことから、12月12日に6市町村長による合併協定を締結したところでございます。

このような経過のもとに、本日ここに合併の関係議案を提出いたしましたものでありますが、ここに至るまでの議員の皆様の御支援、御指導に対しまして、心より感謝申し上げます。

以下、議案の概要について御説明申し上げます。まず、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合についてであります。平成17年10月1日から鶴岡市、藤島町、羽黒町、檜引町、朝日村及び温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、議会の議決を求めるものでございます。

このほか4件は、ただいま申し上げました6市町村の廃置分合に伴い、財産処分、議会の議員の定数、議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等に係る経過措置並びに地域審議会の設置に関し、他の5町村と協議の上、定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。6市町村の財産は、すべて新市に帰属させるものでありますし、新市議会の議員の定数は34人とするものであります。経過措置として、合併後最初に行われる選挙により選出される議員の定数は38人とするものでありますし、6市町村の農業委員会の選挙による委員は37人が合併後引き続き平成17年11月25日まで在任す

ることができるものとするものであります。地域審議会は、合併前の6市町村の区域ごとに設置するものであります。

以上が議案の概要であります。各議案の細部につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 榎本政規議員 これから総括質問に入ります。

総括質問の通告がありますので、順次発言を許します。なお、会派の持ち時間終了10分前にブザーで時間の経過をお知らせします。24番高橋一夫議員。

(24番 高橋一夫議員 登壇)

○24番 高橋一夫議員 ただいま上程をされました議第91号から議第95号までの議案に対し、連合鶴岡議員団を代表し、総括質問を行います。

三川町の離脱後、南庄内法定協を設立いたしまして、これまで協議をされ、合併問題もいよいよ大詰めを迎えました。これまでの御努力に対しまして、心から敬意を表するものであります。

第1点目は、広域行政と一部事務組合についてお伺いをいたします。これまで14市町村で庄内広域行政組合をつくり、広域行政の事業を展開しておりますが、今進められております町村合併でこのまま合併が進んでいきますと、南庄内、庄内北、庄内中央、遊佐町、三川町の2市3町になるわけですが、広域行政組合の事業としてこれまでハード事業なども抱えているわけですが、これまで同様に運営をしていくのか、その方向性についてお伺いをいたします。

また、新市になった場合、一部事務組合の消防事務組合、衛生処理組合についてはどのように展開するのか、お伺いをしたいのであります。

第2点目は、三川町の住民投票についてであります。三川町では現在住民投票の準備が進め

られておりまして、この結果によっては新しい議会が誕生し、合併に対する態度も変わってくることが予想されるわけですが、もし新たな議決をされた場合、現在休止をされております庄内南部協議会の再開をして、平成17年の10月1日の合併までに新たな合併をすることができるのかどうか、そういう方向性についてお伺いをしたいと思います。

第3点目は、雇用政策についてであります。建設計画の中でいろいろ提起をされておりますが、最初に申し上げたいのは合併後の市の職員の労働条件についてであります。今後どのような調整を進められていくのか、その方向性についてお伺いをいたします。

第2点目は、新市計画の中で明記をされております。第2次産業で1,500人、第3次産業で1,600人、合わせて3,100名の新規雇用を創設をすると、こういう計画が出されておりますが、具体的にはどのような事業を展開して、これらを実現していくのか、その見通しについてお伺いをいたします。

次に、4番目の特色ある地域にするための施策でございますが、これも建設計画の中でその方向性について示されております。庄内のこの南部地域にはいろんな資源があるわけですが、これを構造的な問題を変化させながら、新しい時代に合わせて、そしてその資源を積極的に活用して、希望の持てる施策をつくるということで明記をしております。この具体的な内容についてお伺いをしたいのであります。

最後に、情報化についてお伺いをいたします。今回の合併でそれぞれ本所と支所を設けることが明記をされております。主に支所の分野としては窓口業務が中心になるようでありますが、やはりこれから合併した場合、一番懸念されるのは住民の皆さんが支所に行ったけれども、用事を足すことができなかったということになった場合、これが問題になっていくわけであり

ます。我々会派でも前に北海道の登別市を視察をいたしましたけども、登別では本所と支所、出先について光ファイバーを利用して端末機器を設置しながら、住民が相談に来た場合はそれを活用して、市民の皆さんの要求にこたえておりました。今回の合併によって、やはり情報というものを共有するということが大事でありますし、そのための基盤の整備と情報のネット化についてはどのような計画を持っているのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

○市長 富塚陽一 広域行政と一部事務組合の関係についてであります。お話もございましたとおり、まず庄内広域行政組合は平成6年4月1日に庄内2市11町1村で構成する組織として設立をいたしまして以来、広域行政圏の計画、地方拠点都市地域基本計画の策定、実施及び連絡調整、青果物の地方卸売市場並びに食肉流通などの管理運営、そのほか市町村の職員共同研修の実施など広域的な共同処理を進めております。

今後の取り扱いですが、協議会の協議結果を踏まえた合併協定で明らかになっておりますように、合併の日の前日をもってこの構成6市町村は脱退をし、新市において合併の日に当該組合に加入するということになっております。お話のとおり今後の構成員の数は変わるわけですが、しかし実際に来年度に入りましてから合併を実行するまでの期間もあるわけでありますので、いずれにしてもこの組合の内部でいろいろ議員さんとも協議をしながら今後の対応について協議する、これが基本でありますけれども、私といたしましてはこれまでのとおり進めていくのが適切ではないかというふうに存じております。

なお、ハードなど新しい事業が始まるということになれば、それなりに新しい枠組みの中で各団体の協議をしていただいて、その上で広域

行政組合で受けるというような手続は必要かと思いますが、いずれにしても今日までの所要の業務については引き続き継続するのが適当ではないかと。いずれ協議して決定させていただきたいと思います。

それから、南庄内の6市町村と三川町が関連して共同処理をしているものにつきましては、六箇町村の衛生処理組合、地区の消防事務組合のほか、月山水道企業団と庄内南地区介護認定審査会などがありますけれども、これらについては存続するか、廃止して事務の受委託を行うことがいいのかということについては、住民サービスとのかかわりもございまして、おのこの立場もございましてしょうから、関係市町村長が三川町との協議を含めて対応方針を検討して、内容につきまして当然市議会の御説明、御理解あるいは御意見を賜りながら進めてまいりたいというふうに存じております。今の時点では、とにかく三川町とのお互いの信頼関係は決して薄れておりませんので、しっかり協調しながらやっていけるものと思いますし、お互いにそれらについて考え方を持ち寄って、最善の答えが出るように努力をしてまいりたいと考えております。

なお、酒田市などとの広域としてさらにこういうものをまとめるということは、この事業は主として生活圏を基本とした組合でもありますので、庄内一つにまとめるということはこの分野については考えにくいところでございまして、現在の区域を前提として考えるのが妥当だろうというふうに思っております。

次に、三川町との関係であります。あらかじめ申し上げますけれども、ただいま申し上げましたように、私どもは三川町との関連については相互の不信感とか、あるいはいろいろなまがい関係などは毛頭ございませんので、今後とも同じ地域の中の隣村として、お互いに親しく一緒に事柄には対応していくということにつき

ましてはいささかも変わりはないというふうに存じます。

したがって、これから申し上げますのは全く事務的なことと言ってよろしいかと思いますが、6市町村の各議会において合併関係議案をこのたび御提案させていただいて、御可決をいただいたと、ぜひそのようにしていただきたいわけですが、その場合今後の日程でありますけれども、本年中に県知事に対しまして合併の申請を行い、その後県においては総務大臣との協議を経て県議会に提案されるという手順になるものと存じます。したがって、この議案につきましては、県議会での議決後においては、現行法に基づく合併をするということに限って言えば、その後我々の申請を取り下げるということはできないという行政実例があるようでございます。でありますので、南庄内6市町村で県に合併の申請を行った後、県議会での議決をされたという場合には、現行法による合併は事実上あり得ないのではないかというふうに存じます。

したがって、今後三川町の動向いかんによりますけれども、ぜひということになれば、もちろん前向きに検討することに相なると思いますが、現行法による合併ということではなくて、恐らく新しい市が発足してからまた新法によって、あるいは在来法によってその合併措置を進めるということに相なる、そのようなことではないかと存じますので、そのように御理解をいただきたいと思えます。

特に、これは後ほども申し上げますけれども、新しい市を発足させるに際しましては、私どものこの手続後に予想される事務方の作業は猛烈に量的に複雑であり、膨大でありますので、そうしたことには遺漏のないように万全を期して、住民のサービスに混乱を与えないようにするという配慮も必要でありますので、今般議決をいただきました後には肅々とより速やかに所定の

手続を進めるのが私どものあるべき責務のとりようだろう、責任のとりようだろうというふうに存じますので、その辺も重ねて申し上げさせていただきます。

次に、雇用問題についてであります。職員の勤務条件、現在6市町村でそれぞれ条例や規則で定めておりますが、基本はこれ申し上げるまでもなく地方公務員法並びに人事院、あるいは県の人事委員会の規則に基づいて、それぞれそれを基本にして制定しているはずであります。したがって、基本的には大筋として格差は生じないものと言っていいかと思いますが、ただ自治法、地方公務員法が制定されてからはほぼ半世紀にもわたりますので、その間における各町の取り扱いやはりそれなりの違いは生じてくることも事実上あろうかと思えます。しかし、基本は公務員法並びに人事委員会の規則によって、均衡を失わないようにということが基本的な精神になっているはずであります。いずれにしてもこれからは職員団体との協議を行いながら、十分理解を求めつつも、それぞれ一斉に勤務条件を変えるということよりは、むしろ個々の事情によって給与その他の取り扱いに違いが出ている場合も少なくありませんので、今後市町村長で十分協議をして、取り扱いについては細部詰めてまいりますけれども、やや個人個人の実情にも目を配りながら適切に配慮するというふうなことを基本としながら進めていって、お互いに十分納得できるような形で処理するのがいいのではないかと。無論財政事情もありますので、その辺は住民の理解とのかかわり合いもありますので、その辺は職員団体との協議を踏まえて、十分全体として理解が得られるように、円満な処理ができるように、それほど大きな変更、変革ということはないと思えますけれども、そのようなことで今後慎重に取り扱わせていただきたいと思えます。

それから、新市建設計画に掲げております合

併による新産業での新しい雇用についてであります、これはごく計画の計量手法としてはそう複雑なことも考えにくいので、基本としましては現在設けられている各構成団体の工業用地に何人ぐらいの雇用増を期待できるかという、言うならば雇用原単位の指数を勘案しながら、トータルとして積み上げていったという数字であります。工業用地当たりの原単位の雇用人数は、それぞれやはり技術の進歩によって変わってきますので、かた目になっている原単位ではないかと私は理解をしておりますが、それもしくはおおよそその計算でありまして、実際企業の内容によっては多少の差は生ずるものと思いますが、大筋としてオーダーはこんなとこかなというふうに思われます。そして、その工業関係の雇用者に対して、波及効果として3次産業にどれだけの雇用増をもたらすか、その他いろいろ人口の上で世帯当たりの家族の数を加えるなどしてトータルとして計算し、それぞれ2次産業、3次産業、総人口の上で加算する人口の概数を定めたということでございます。

あと、具体的にその工業用地に対する企業導入につきましては、これは鶴岡の場合だけ申し上げて、ほかの団体のことは私もよく頭に入っておりますけれども、例えば北部サイエンスパークの構想とか大山工業団地についてはこれまでも努力をしまいいりましたとおり、新しい時代に応じて、それにふさわしい企業を探索しながら、商工関係団体と協調しながら努力をしていくということございまして、それを目標として最善に頑張るということを意思表示したものと御理解をいただきたいと思います。そんなようなところで、これから単なる人口の減少傾向を是認することではなくて、極力若者を含めてこの地域に人口の導入を図り、あるいは定着を図るように努力することを提起して、計画に盛り込んだということかと思います。

それから、特色ある地域にするための施策と

して新しい施策の構築と推進ということですが、これは申し上げましたとおり、建設計画は各市町村の議会が議決をなされましたそれぞれの計画をもとにして、今後の将来の方向性は決めてあるわけであります。これは、長年の間それぞれの町村が時代の推移を踏まえ、将来を展望しながら最善の計画をつくったものとして、これを最大限尊重するというにしまして、これにいたしますので、これはやはりベースになることは間違いないということでございます。

ただ、さらに将来を見通した場合には、この地域全体としてやはり人口の高齢化現象が既に明らかにはされておりますけれども、この南部地域にある資源というものをもう少し広域的に見ると、もっともっとより有効に、価値あるようにさらに利用する可能性があるのではないかというふうな問題の指摘なども、そういう課題を発掘する可能性も出てくると思います。そして、特に合併をする際にはそれぞれの地域で頑張ってきた特色を生かし、残しながら、全体としてさらに新しい地域として魅力のある、ほかにも存在感のあるものとするように、ひとつ新たな角度から見直して、新しい構想をそれに増し加えていくということが必要ではないかというふうにも思ってこれから取り組むつもりでございますけれども、そのようなことについてはさらに外部の知識なども導入しながら、積極的に展開をしていくことが必要だろうと思います。

それにつきましても、現在各町村で立てている計画、それぞれ精いっぱいつくっておられる計画であります、なおこの地域の中には自然資源、あるいは歴史資源、学術文化資源、さまざまな資源がまだまだ未利用の状態、あるいは高度に利用する可能性があるものがたくさんあるものと私は思っております。そういう点では、これからも時間をかけてでもとにかく楽しみながら、希望を持ちながらいろいろな課題を掘り

出し、新しい地域を構成していくための構想づくりというのはかなり可能であるだろうと思いますので、議会の皆様におかれましてはこれから何かと御指導、御鞭撻をいただき、御支援を賜りますように、多くの方々にもいろんな知恵を出していただいて、これからの新しい21世紀の地域づくりを現行計画をさらに上回るようなものを探索しながら、新しい市になった時点で取り組むことも始めたらどうだろうというふうに思っております。重ねて、それぞれの特色のある地域を壊すことのないようにしながらでありますけれども、ともに志を等しくする団体として頑張っていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、情報化につきましては御指摘のことも十分念頭に置いているはずであり、合併につきまして10月1日ということで4月1日以降半年置いたのも、こうしたことの事前の準備が事務方としてきついで、ぜひ5カ月ないし4カ月の期間が欲しいということでもって10月1日にさせていただいた経緯もありますので、十分ただいまの御提案につきましては事務方としてもよく認識をしていくものと思ひますし、督励をしまいたいと思ひます。

現時点で事務方で準備してきた考え方について紹介をさせていただきますと、電算化されている業務につきましては事務事業の調整と一緒に電算システムの統合を行わなければならないために、電算システム全体の取り扱いについてはその調整方針の協議を現在している。現状を見ますと、6市町村の中でもメーカーに違いがあるために情報の項目の内容や情報の記憶の仕方などに違いがありまして、統合には事前の調査や準備作業が必要になっておりますため、電算システムの取り扱いについては計画的、段階的に、一挙にするということではなくて、段階的に統合するという手順を踏まねばならないのではないかと。具体的には住民サービスに影響の大

きい業務であります住民票や印鑑証明などの窓口業務をまず優先して統合いたしましょう。統合した業務につきましては、本所やすべての支所でも同様の業務ができるように、本所と支所間を通信回線で結んで情報を共有できるようにいたします。こういうことであります。それから、税業務などにつきましては合併後の翌年から統合することとしておりますので、それまでの間は情報が共有されておられません。これは、年度当初に課税をするということからそういうことに、法律上そういうことからくるものと思いますが、居住地以外の支所の窓口で受け付けるためには、その方の情報を居住地の支所に確認するための時間がかかりますので、待ち時間をなるべく少なくするように納税義務者などが検索できる仕組みをつくったり、ファクスによって照会できるようにして、極力本所と支所でも同様のサービスができるようにしたいと考えておりますということでもあります。住民の皆様さらに手間がかかるということについてはなるべくないように、最善の努力をしたいというふうに情報担当の方では努力をしておるようでありますので、なお督励をしまひますが、いろいろ御注意ございましたら御注意を賜ればありがたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 榎本政規議員 6番神尾 幸議員。

(6番 神尾 幸議員 登壇)

○6番 神尾 幸議員 上程されておる議第91号から議第95号まで、平政クラブを代表いたしまして質問いたしたいと思ひます。

まず、南庄内市町村合併について、これまでの長い年月にわたり、合併協議会の会長として、あるときはまとめ役として重責を果たしてこられました富塚市長に心より敬意を表するものがあります。また、今日まで合併対策室役職員初め関係者の皆様方の御労苦に対しまして心より敬意を表するものであります。

先日合併協定書を締結され、市町村長がかたい握手を交わされたのを拝見し、いよいよ市町村のきずな、信頼関係も揺るぎないものとなったと大きな喜びを感じたところであります。この上は、6市町村議会において、堂々と合併が議決されることを確信しておるところでございます。

そこで、総括的にお尋ねいたしますが、まず私どもも当面の財政問題や少子高齢化といった中長期的課題、周辺市町村における合併機運の盛り上がりなどから、中核市として合併は当然のことと認識しております。しかしながら、県内の状況を見ますと、合併協議が議員定数で膠着状態になったり、財政問題でとんざしたりと、必ずしも順調とは言えない状況にもあり、自立という耳ざわりのいい言葉を声高に叫んでいる市町村もあります。そこで、市長から改めて南庄内の合併の必要性、自治体をめぐる今日的な情勢についてはどのように考えておるのかをお尋ねいたしたいと思います。

また、南庄内合併協議会については去る11月9日に設立されて以来、極めて順調に協議が進められたわけでありまして、これまで2年余りの協議を重ねてきたところでもありますので、基本的な協議内容に変更はないとされたところではありますが、前回は首長が署名、決意表明があったにもかかわらず、結果として議会の議決が得られなかった団体もあったのであります。このたびは、各市町村長とも十分に議会や住民の意思に沿って対処されているのだと信じておりますが、今回も前回のようにまさかの議会決議も想定されなくもないと思うんでありますが、市長としてどのように情勢を認識されておりますか、お伺いいたしたいと思います。

次に、南庄内の合併期日について来年10月1日とされておりますが、年度途中の合併であり、これから各市町村とも予算編成を迎えることになります。合併前でもありますので、それぞれ

の市町村が独自の判断でこれから新年度予算を編成することになるのだと思います。よもやの駆け込み事業はないものと思いますが、年度半ばからの合併でもあり、合併後の財政運営に支障がないように、新年度の主要事業や施策の調整をどのように進められるお考えなのかをお伺いいたしたいと思います。

あわせて、新市の主要事業として合併特例債が建設事業分として約350億円ほど見込まれておりますが、構成市町村の事業の選択、優先順位がどのように決定していくことになるのか。特例債の利用は歓迎するとしても、一方で財政硬直化の懸念も指摘されておるのであります。新市の施策調整の進め方についてお尋ねいたしたいと思います。

最後に、市長はこれまで年内に合併申請をされとの意向を示されておりますが、合併特例法によれば、来年の3月まで県知事に合併申請を行うことにより、国のさまざまな支援措置を受けられると聞いているところでございます。こうした中で、申請を年内とすることの必要性をお尋ねいたしたいと思います。

以上申し上げましたが、冒頭にも申し上げたとおり、平政クラブは合併推進に断固たる決意を持って臨んでいるところであり、来る新年を文字どおり輝かしいスタートにしたいものと思うところであります。市長初め執行部の皆様方、また合併対策室の皆様方におかれましては、引き続き御尽力をお願い申し上げ、質問を終わります。

○市長 富塚陽一 ただいま大変温かいお励ましをいただきまして、恐縮をいたしております。皆様方のおかげであればこそ、ここまで運ぶことができて、私からはひたすら議員の皆様初め関係の方々に深く感謝を申し上げる次第でございます。また、事務局も精いっぱい頑張ってくれたことは御指摘のとおりであり、これも私も大変心強く、ありがたいことと思っております。

ます。

市町村合併の必要性についてのお尋ねであります。広報とかいろいろな機会に私も舌足らず、よく理解できない形であったかもしれませんが、触れてきたつもりでありますけれども、いろいろまたここで整理をさせていただきまして、改めて申し上げさせていただきたいわけですが、まず庄内南地域、庄内のこの地域を考えてみますときに、まず今後は非常に少子高齢化の傾向が進展するだろう、とりわけそれが人口減にも、鶴岡市を含めてでありますけれども、そういうことの懸念がある。そういう状況の中で、反面高齢者も増大するということもこれあると思いますが、住民の皆さんの行政に対するニーズは非常に質的に高いもの、そして多様なものを求めてこられるに相違ないというふうに思います。私ども行政としましては、そういう御要望には最善の状況でおこたえをせねばならない。無論それは行政だけに限らず、特に最近ではNPO、ボランティアの方々ですばらしい活動をしておられる方々も増えておりますので、そうした方々と一緒によりいいサービスを提供するようにせねばならないというふうに思っております。

そういう点からして、やはりこの際、そう申しては多少失礼なことになりかねませんけれども、これは各構成町村長からお聞きした話を繰り返すような形ではありますが、よりいいサービスといっても人的な能力に限界があるということでありまして、これを一つのチームとして編成をすることによって、いわばそういうサービス部門の行政サービス機構を再構築をすることによって、より専門的な職員の資質の向上のために時間も割ける。そして、よりいいサービスをシステムチックに提供する仕組みができるのではないかとこのように思っています。とりわけこれからは健康福祉に関して、そしてまた産業サイドではよりいいサービスをするためのいろんな

情報の提供と環境づくりが必要でありますし、そうした意味では知力を結集して、英知を結集して、そしてそのレベルアップを図りつつ、機動的、弾力的にサービスをすることの必要性は増しているのではないかと。とりわけ提供するサービスの質も技術の進歩、あるいはいろいろノウハウの開発によって高度なサービスを提供できるような、供給サイドからもそういうことがあるし、それも最大限研究してやっていくことができたなということが一つございます。

それから2番目は、ただいま申し上げたように地域の活性化を図るという観点からすると、人口減というのはやはりかなり重要な重い命題であります。ここにひとつ何かのプロジェクトをさらに展開をして、若者の定着、導入を図りつつ、とにかく地域の環境もすばらしいところでもありますので、その環境をいろいろな価値のあるものを活用しながら、生き生きとその資源を活用しながら生活をしている住民の方々の中に人々、若者たちも吸引されるような、そういうプロジェクトもあわせて考える余地が、今我々が元気なうちにやれば可能ではないかというふうなことが一般的に言えるわけでありまして。

そして、それに対して大きな時代の厳しい風は、財政の危機であります。そういう点から財政は非常に困難になりますけれども、当然先ほど意見書をおまとめいただいて大変ありがたく思っておりますけれども、地方財政、とりわけ私は市町村財政に対する風当たりが強いのではないかと、多少身びいきな感じがあるかもしれませんが、それには十分対応して戦いながらも、しかしあらゆる事態に対応して、この難局を住民の皆さんのためのサービスにも大きな変革をもたらさないように頑張らなければならない、そんなようなことでここに至っております。

ただ、何度も申し上げてまいりましたけれども、そういう時代認識を持ちながらも、私ども

鶴岡市としては周辺の町村にぜひ我々と一緒になってやるべきだということを押しつけるような、申し入れするようなことは一度もありません。そういう状況認識の中で、ひとつ一緒にやろうではないかと、鶴岡はそれに対して拒むこともないだろうというふうなことがありまして、協議をし、とにかく前向きで頑張ろうというふうな団体が六つここで相整って、この事態に対応しようということでございますので、その辺については十分御理解をいただいていると思いますが、私はそんなことでとにかく押しつけだの、あめとむちだのという御議論も御議論として、それはあり得るかもしれませんが、私どもはやっぱりこの農山村地域、とりわけ私は山村地域、こんなにすばらしい資源のある南地域がこのまま社会変動の中で、あるいは行財政の変動の中でなえていく、衰微していくということを将来にわたって考えていくのは耐えられない感じもいたしますので、せっかくお申し出をいただいた各町村の御意思、御意向をありがたくも、大変うれしく受けとめて、一緒にやるつもりでおるとというのがこの合併の私の気持ちでありますし、大方はそのことについて異存がないということ、これまでも何度も行ってきました住民との説明会、市長と語る会などでもそういうお話を、大方の御理解、御協力をいただけるものというふうに確信をして、今日にあるわけでございます。

当然そのためには諸法令に基づく国、県の支援措置が必要でありますし、とりわけこれから後ほどの御質問にもかかわりますけれども、実際に合併に移行するに際しましては、構成市町村の所属職員の苦労は並々ならぬものがある、大変複雑なことを全員挙げて取り組まねばならないというところに私は本当に気を使うというか、健康を害する職員が出ないようにせねばならないということなどを含めて、大変職員には御苦労をかけるけれども、ぜひこの際住民の皆

さんのために、国、県を超えて立派な基礎的自治体としての力を備えることも念頭に置きながら頑張ってもらうように最善の督励をして、私は私なりにその事務の遂行に支障のないように、いろいろ話し合い、指示、相談等には乗ってまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、分権時代にふさわしい、もしこれが一町村において自立するということは当然あり得る選択であります、結果的にその町村の行政事務が県に委任する、あるいは隣村に頼むというふうなことで自治というものはいかなるものかというようなことに相なることも想定されますので、とにかく今我々若者も含めて、元気があるうちにより存在感のある基礎的自治体としてしっかり新たなスタートを切ろうということでありますので、この点につきましては篤と御理解をいただいておりますことに改めて深く感謝を申し上げ、これからの御支援につきましてもよろしく御支援、御指導を賜りますように改めてお願いを申し上げます。

それから、合併協定書の調印に際しまして、前回のようなことの懸念もないわけではないのではないかというお話でございます。前回も三川の町長さんも含めて、本当に前向きに精力的に協議をし、町の議会の内部ではいろいろな異論があるけれども、とにかくこれはやるべきことには違いないので、正面から取り組むというふうなことで7市町村で取り組んだわけでございますが、その結果はお話のとおり議会では否決されました。

そこで、我々市町村長としてもこういう事態になったので、いろいろな地元にも波及効果が出るのかな、あるいは不安を増幅させるようなこともあるのではないかとといったことなどを含めて、改めて足元を見直しして協議をしたわけですが、とにかく三川町は三川町なりの一つの事情があったということで、私たちがそれをどうのこうの批判するということではなく

て、それはそれで一つの生き方だったと思うけれども、我々としてはやっぱりこの際避けるわけにはいけないので、改めてそれぞれ内部でも協議をしたけども、この際6市町村でやろうではないかというふうなお申し出、何度か首長会議をやった後でありますけれども、そのようなことに相なったわけでありまして、大変その点ではさらに思いを新たにしてお協議会を開催した。回数は4回でありますけれども、前回までは26回、十分丁寧に協議をし、そしてまたそれぞれの項目については先ほども申し上げたとおり、例えば建設計画は各市町村の計画を土台にして、それを踏まえての計画でありますので、その一部分は削除をすることによって、十分成り立つ。実は6市町村であれ7市町村であれ、その最も根底にあるのは庄内全体の、いつぞやも御答弁申し上げましたとおり、広域的な社会資本整備計画、公共的施設の整備計画、まちづくりの庄内全体の構想が土台にありますので、そこで著しいそごが生ずるということではないのでありますけれども、事ほどさように十分審議した26回の会議結果を踏まえて、4回で一応今の時点で協議すべきものは満了したのではないかなというように委員さんの御意見がまとまりまして、今日に至ったわけであります。

いろいろくどくど申し上げましたけれども、今般はよもそういうことは全くないものと私は確信をしており、またそのようにぜひ各首長さんも議会の御協力、御理解をいただくべく、最善を尽くして審議をいただいておりますので、ぜひそのように私からもお願い申し上げたい気持ちでいっぱいではありますが、そのように期待をしております。御懸念はないものと思いますが、そのように今の時点ではお答えさせていただきます。

次に、新年度予算編成についてであります、お話のとおり合併が年度の途中であります。それで、私としてはとにかく年度当初、それぞれ

の町村長が町村議会の議員さんと一緒に平成17年度の町村運営の施策、基本方針等について御議論をいただいて、所定の方針を議決していただくということに相なるわけではありますが、仮に10月1日ということが確定したといたしましても、半年だけの施政方針、半年だけの財政政策というような形での議会でのお諮りの仕方というのはなかなかやりにくいのではないかと思いますし、そのあり方はいささか私は疑問もございまして、まずは年度当初、年度予算、年度の施策、年間を通じての執行体制についてしっかり各町村長においてお決めいただいて、それを前提としてお諮りをし、御議決いただくのが筋だろう。前半でやれるかもしれないけども、やれないかもしれないなどということなどを含めて、到底これは議論にならないものと思いますので、そのようなことでやっていただいたらどうだろうと、これ決めたわけではありませんけれども、私は今後合併が議決された時点において、来年度の予算編成並びにいろいろな事業計画については各市町村長に私の存念などは申し上げて、そのようにしっかりそれぞれ年度の事業計画を町村単位でお進めいただいていくのが筋だろうというふうに申し上げるつもりでございます。

ただ、10月1日時点で合併ということになったときに、その時点でそれぞれの町村でお決めいただいた予算、事業、その他もろもろの点で大きなギャップが出てくるということになっては住民に対しては甚だ惑わすことになりますし、全体としての不信感も増幅させるおそれがありますので、その辺はひとつ良識で判断をしていただくということが当然求められるだろうというふうに思いますので、10月1日時点で全く根本からやり直すというような予算編成ないしは体制づくりというのは、これもまた好ましくないので、その辺は年度当初において各町村長さんの自主性を尊重しながらも、

なおかつ仮に10月1日と決まった時点では、それほど大きな変動がなく、比較的スムーズに移行できるような配慮をどうすればできるだろうかというふうなことなども十分事前に協議をして、腹に入れていただくということも必要だろう。

したがって、そのための基礎的な判断資料を事務当局から作成をしてもらわなければならないと思います。事業の調整についても、強制力のある調整というのはあり得ないわけでありませうけれども、大体こんな状況だから、こういうことを軸にしてお考えいただいたらどうだろうかというようなことを各町村の事務担当から事前に調査をし、いろんな検討をしていただいて、予算づくり、あるいは組織づくり、施策の遂行、推進について寄り寄り相談をして、事務方としての穏当な考え方をまとめてもらうということは、当然これは必要なことだろうと思います。

したがって、年度が始まるに当たりましては、私最前から申し上げておりますように、事務方の人たちがやる作業というのは二重になる可能性があるわけありますので、本当に大変な作業を願うということに相なると思っておりますし、それだけの配慮はぜひ私どももしていかなければならないし、議会の御当局におかれましてはその点は職員のこれからの苦勞の時間的配慮などもひとつ加味していただければ大変ありがたいというふうに思っております。

そしてまた、そうしたいろいろな経過についての移行するに際してのそれぞれの事業の取り扱いなどにつきましては、当然議会での御質疑はございますでしょうし、その前に私は合併協議会にも参考意見としていろいろ意見を聴取するという機会はぜひ持ちたいものと思っておりますので、その辺はこれからの実務担当者の努力に期待しつつ、円滑に予算編成並びに施策についてそれぞれの市町村長の主体性を尊重しながら、スムーズに移行することができるように

最善の努力をするということを基本的な指針として今後の作業に臨んでまいりたいというふうに思いますので、この辺はよろしく御理解を賜りたいと存じます。

それから、合併特例債の対応でありますけれども、これはここで具体的に何を先にするとかいうことは到底申し上げる立場でもありませんし、今後の新しい市になった時点でさらにプライオリティー、重要性などを判断しながら、活用について検討するということに相なるだろうと思いますので、今時点では何とも申し上げかねる。とにかく先見性を持ってプライオリティーを検討するということについては新市の地域審議会もあるわけありますので、いろいろな地域の意見も勘案しながら、適切な構想にして持っていきたいというふうに思っております。

ただ、この合併特例債でありますけれども、これ数十億円、三十何億円という数字はありますが、これもしかして国の財政事情の窮迫化によりまして、起債としての採択基準がやや厳しくなるのではないかなというように感じいたします。当然返済期における返済財源としての交付税の財源の余裕がないとか、いろいろなことからして特例債の採択基準についてもしっかりせねばならないし、今の時点ではとにかく市町村挙げてこれから住民の皆さんのためにぜひ必要だというような施設事業について、これまでの計画を尊重して、ここに掲げたということでもありますので、特例債といえども合併にかかわるという意味づけも相当厳しくなるとすれば、いろいろ内容の説明等について、位置づけ等についてさらに作業が必要になるという可能性もありますので、実施の時期については、これもその事態の推移に応じて弾力的にしっかり対応せねばならないというような事務的な情勢判断は必要だろうと思いますが、いずれにしても新しい市が発足した時点において、これからどうするかということについてしっかり検討して

まいりたいというふうに思っております。

それから、合併に向けた今後のスケジュールということでありますが、これは先ほど議員さんも県知事に対する合併申請の手続について触れておられましたけれども、これはただいま申し上げましたとおり、私はまず14万市民の代表である議会におかれて、ぜひ合併すべきであるという決議をなされた場合におきましては、これは14万市民の皆さんの御負託にこたえる意味でも肅々とその事務を進め、できる限り合併をする団体の範囲を確定をしないと事務的作業に手をつけられないわけでありますので、合併をする単位、この際は6市町村ということですが、それを速やかに固めていただいて、人事、財政もろもろ、予算編成等々につきまして一刻も早く事務方の作業に着手してもらい、万全を期してもらう。先ほど高橋議員さんの御質問にありましたコンピューターの話もありますし、もろもろの作業については速やかに着手するということが住民の皆さんのためにもなるだろうと思っておりますので、それはそれとして肅々と進めていくということであり、これは間に合わなかった、あるいは極端に言えば現行法を活用するにも間に合わなかったというふうなことがあってはならないわけでありますので、行政責任者としては6団体で改めてやることに決めたわけでありますので、それが住民の皆さんに与える不便あるいは不都合を生じないように最善の努力をするという、その責務を果たす意味で極力速やかに知事に申請をして、手続に入りたいと思っておりますので、そのことが別に三川町との不信のためにということとは毛頭ありませんので、あくまでも14万市民の皆さんのための行政の責任者としての責務であろうというふうに思っている措置でありますので、その辺は誤解のないようにしていただきたいわけですが、とにかく与えられた職責の中で肅々と進める、速やかに範囲を固定して、事務段階の詰め

に入らせていただきたいということについて大方の御理解をいただくようお願いを申し上げます。

○議長 榎本政規議員 18番石川一郎議員。

(18番 石川一郎議員 登壇)

○18番 石川一郎議員 長期的な財政シミュレーションの提示や合併の是非を何らかの形で市民に問うべきとの提案を今までしてきましたけれども、市長はこれに耳を傾けるということとしてはこなかったし、また同じことを聞いても答えは同じだと思いますので、これについてはお尋ねをしません。

そこで、以下のことについてお尋ねをします。ただ、質問の順序表をちょっと入れかえて順次やりますので、いっぱい聞きたくて余り項目多くしたものですから、お答えする時間が足りなくなるのじゃないかと思って、聞きたいことから若干順序を変えますので、よろしくお尋ねしたいと思います。

まず、平成16年度の地方交付税が前年度比1.2兆円、6.5%の減であったし、臨時財政対策債は1.7兆円、それから28.6%の減、合わせて2.9兆円、12%が対前年比で減少をしました。その結果、鶴岡市は当然でありましたけれども、地方自治体にこの数字以上の深刻な打撃を与えて、ある自治体では赤字の財政を組まざるを得なくて、出したところ、国、県からの指導があって、これ山形県ではありませんが、実際上は赤字の財政なんですけれども、均衡予算を組まざるを得なかったと、こういったところもあったそうであります。加えて、この臨時財政対策債は3年間という代替財源、いわゆる交付税措置が減じられたために3年間というものでありましたが、この年限を終了したらもとの交付税措置に戻すということにもならなくて、さらに地方自治体の財政に大変な打撃を与えているということでもあります。このことは、政府は国の財政再建を優先をしまして、地方への歳

出を抑制している、そしてその上で地方へお金がかからないように、上からの市町村合併を強行している、これが現状のこの市町村合併の真の姿であり、目的であるというふうにして私どもは認識をしているわけであります。

このような状況から、合併促進のために、言葉はちょっと悪いんですけども、ニンジンの役割であります合併特例債などを含む優遇措置が、このような政府の姿勢ですから、先ほど市長も答弁の中で言うておりましたけれども、本当にこれが将来ともに保障されるのかということになると、非常に不透明感があると、これは市長自身もよっぽどここはしっかり見ていきたいと、こういった趣旨の答弁でありましたから、この辺は一致するのかなと思いますけれども、このような状態だと思います。この市町村合併が地方自治の、市長は構造改革だと、こういうことも言うておりますが、税源移譲を含む今地方分権改革という、そういう本格的なものではなくて、市町村合併、これは地方への歳出抑制を目的としているというふうには私は認識をするわけであります。このことが結果的に地方の分権改革どころか地方の活力をそぎ、行政サービスを低下させ、民主主義の学校と言われる地方自治は形骸することになるのではないかと私は思います。思わない人も多いかもしれませんが、私はそう思うわけであります。以上の指摘について、大方市長とは一致しないことがいっぱいあると思いますけれども、一致することがありましたら、ぜひ一致することも言うてもらいたいし、認識を問うものであります。

次に、旧町村の役場を活用し、サテライト的機能を持たせるというふうには市長はこの合併論議の当初言うていましたが、最近は余りそういうことを言わなくなったので、考え方を変えたのではないかなと私は思いますが、私はぜひ考え方を変えてもらいたいと、こう思います。というのは、前も申し上げましたが、私が視察し

た三重県のいなべ市というところでは、そういう機能を持たせたところが、決裁について非常に時間がかかって、持ち回りにならざるを得なかったと。實際上考え方としては大変よかったんだけれども、機能上は大変うまくいかなかったと、こういうことのようにありますので、私はこの辺について今現在市長はどうお考えなのか、当初どおりやるということなのか、それとも当初は考えたけれども、この辺もっと検討するということなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、先ほど24番議員が合併後のいろんな職員の労働条件のことについてお尋ねをしておりましたが、私は合併直後の職員数と新市の職員の定数、これがどういうふうなプロセスで職員定数のところに至ろうというふうを考えておられるのか、これは労働組合との協議もあると思いますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

それから、地域審議会を設置するわけですが、この地域審議会の機能といいますか、権能と役割について、どの程度市民に周知したと、ないしは市民はこの地域審議会というものをどの程度理解し、どの程度期待をしているといいますか、こちらあたりがどうもちょっと私自身もよく認識不十分でありますので、この辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど市長はこのままでいけば南部の町村は非常にしぼんでいくという言葉は変ですけども、大変な状態になるんじゃないかなと、こういうふうな話がありましたが、私は逆に合併することによって、都市的機能を備えた生活の利便性ある地域に、同じ鶴岡市民になるわけですから、そうなれば移住が加速されて、山村の荒廃は進むんじゃないかと。しかし、そこにお住民がすべて移住するわけでありませんから、残りますから、水道や農業集落排水、下水道や道路、公共的なそういったものの施設

の維持管理を含めて、非常に面的な広がりがある少数の人といいますか、山村にそういったメンテの費用が大きくなっていくという、そういう苦しみも出てくるのではないのかなと、こんなふうに思っているもんですから、こちらあたりの認識についてお尋ねをしたいと思います。

事務事業については、これは時間もありますので、割愛させていただきます。お願いします。

○市長 富塚陽一 財政問題について意見一致するところは言えというんですが、余り意見が一致するところがないもので、答弁非常にしにくいわけですが、16年度は確かにそのような措置でありますので、17年度の予算編成についての政府、与党並びに財務省の財政審議会でしたか、その答申によりますと、17年度は地方の行政需要には十分こたえるような財政措置を講ずるという、非常に抽象的な文言であります。そういった表現に相なっておりますのは、議員の皆様を初め関係6団体の声がそれなりに反映をした成果ではないかと思って、私はその点はありがたく、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、問題は財政需要に十分こたえるという場合の財政需要の算定の仕方について定かでない点が私は非常に不安というか、疑問、これからのやっぱり取り組むべきテーマであろうと思います。基準財政需要額の算定、あるいは地方財政計画における需要額をどう算定するかということについては、今までと同じようなことはちょっと書いていない。その辺をこれから年末の予算編成作業において6団体が取り組むべき重要な、残された課題として取り組むことになるだろうし、私もぜひそのように市長会等を通じて申し上げてもおりますし、今般のいろいろな政治的な活動の場合においても、その辺は十分配慮するように強く要望してまいらねばならないというふうに思います。

ただ、一つ若干議員のお話で少し違うかなと

思うのは、臨時財政対策債、これ3年でおしまいになって、その先はということですが、これはあくまでも地方交付税の不足額を交付税特会から借入れをすることが非常に無理になったので、その部分についてこの3年間については、まず交付税特会からの借入れを避けて、財源補てんは後でやりますので、国と地方で分担しませんかということをやった措置でありますので、これが減ったからどうのこうのという、これが直接的に交付税措置を悪化させたということではなくて、これはあくまでも資金運用の話であります。しかしながらやはり要は地方財政計画における需要額の算定が問題だということをもし仰せであれば、それはそのとおり、その辺は幾分一致するかなという感じもいたします。

いずれにいたしましても、そういう状況の中で我々とはとにかく地方交付税、今の財政制度についての財務省の提案はとても問題があるのではないかというふうに、これからは頑張っていかなければならないと思っております。だから、合併は財政措置だけであるというような御理解については、私はそう考えておりませんし、先ほど神尾議員さんにお答えしたとおり、まず本当に市町村は量、質ともに住民の皆様にとってより頼りになる、力のある基礎的な自治体としての財政の厳しい中で改革を同時に進めるという歴史的な責務を果たすべく取り組んでいると理解をしたいと思っておりますので、そこはひとつただ単に財政の歳出を削るために合併させるんだというふうなことはいささか私は悲しい見方ではないかと、財政は財政で頑張らねばなりませんけれども、合併は合併として新しい社会経済の動向と時代に合わせてしっかりした自治体、分権の受け皿としてもいつでも来いというような形で整えるという必要があると思っておりますので、そのように御理解をいただければありがたいと思っております。

ですから、さっき言ったように赤字地方債をもとに戻すとか戻さないということは、実態としては取り扱いの限りではあり得ないので、問題は、くどくなりましたが、財政計画の需要額の見積りの問題と私は思っております。

それから、2番目はサテライトのことでありますが、これはできる限り私はそれぞれの町村の中に専門的にその拠点を置くことの可能性のあるものはその地域の中核的な機能を存続させて、そこに活力の源泉を置くということも政策的な配慮としてあっていいのではないかといいうふうに今も思っておりますが、なるほど効率性の見地からは石川議員の言われるようなことになって、甚だ運営上まづかったという事例もお聞きしてはおります。そういうことはそれとして、実態に合わせて、やはりどっちが得するかとかいうことは当然議論していただいていいことと思いますが、いずれにしてもメンバーが固まらないうちにはこれ具体的な話をするのもできませんので、今後水産であるとか林業であるとか、そういうもろもろのものについては特に専門的に特化した機能を持つところがあって、その地域もそれなりの中心性を担ってやっていくんだというふうなことは、抽象的ではありますが、決して悪いことではないのではないかと考えて、合併が成立した時点におきましては、それぞれについて御相談は申し上げて、その議論の結果どうなるかは別といたしまして、私は今後ともそういうことは話題としてはぜひ提案していきたいというふうに思っております。

それから、職員のお話であります。これも今後の重要なテーマでございます。現在例えば合併ができたと想定した場合の人口規模、その人口規模を目安にして類似団体の職員数を、全国平均でありますけれども見ますと、大体今の定員に比べて300人少ないような話であります。これは、あくまでも参考資料でありますので、ただ、今の状況の中では業務が当然縮小されるべ

きものの、しかしまた基礎的自治体として政策的な検討を含めて増強すべきセクションなどもこれあると思いますので、全体としては直接的な市民サービスにかかわる部分は極力民間にシフトするという点も含めて、職員定数は傾向としてはやはり減るのが至当だろうと、減らさざるを得ないだろう。これもいずれも職員組合との協議によるわけではありますが、全体としてはそんなふうだろうと。

ただ、一方的に減らせばいいということでは決してなくて、これから基礎的自治体のありようも含めて、むしろ私は数もさることながら質的な面のレベルアップが非常に重要なことであろうと。数は数でも、より高度にいろんなサービスができるように、先ほど申し上げたように健康福祉のサービスについての専門職であるとか、さまざまな面で専門的にさらに力のある職員で臨むということは重要なことと思いますが、全体としては確かに議員さんの含意もそういうことだろうと思いますが、やはり減っていく方向にあるだろうと。したがって、退職者の動向を踏まえて、計画的な任用を図る、それぞれの内容の検討を含めて、これから多少歳月がかかるとは思いますけれども、順次計画的に進めていくことになるだろうと、せざるを得ないだろうというふうに思いますので、本日のところはこの程度の答弁にさせていただきたいと思います。

それから、審議会についてであります。これもいろいろ町村の末端の声が届かないのではないかと御不審は、私は町村のどなたも多少、その程度はいろいろあるでしょうけれども、お持ちであることもごもっともだというふうに思います。私どもは、そういうことのないようにと言っておりますが、それは実態的になるほどと納得できるようなことをこれからどう進めるかということにもかかわるわけではありますが、私どもの方からも十分な説明をし、またいろいろ問題提起もいただきながら、いろんな課題に

ついて誠心誠意を持って対応するということだと思いますし、多分これから市長と語る会とかさまざまな機会あると思いますが、一応その地区の意見を集約的に整理するという意味で、議会の選出された議員さんとともに重要な役割を果たすことを期待したいと思っておりますし、積極的にいろいろな地元の問題が合併によってこう増幅したとか、こういう点は不安だというふうなことはどんどん御指摘いただいて、それに対しては最善の対応をするということを経るを得ないだろうと思っておりますので、それは非常に重要な役割を果たしていただくべく、これからも人選その他において、運営等につきましても寄り寄り詰めさせていただきたいと思っております。

何にしましても、合併することによって人口が鶴岡に移るのではないかなというふうなお話をなさいましたが、そういうことをおっしゃる方もおられます。しかし、現実には私はこれからは中山間地帯の活用の仕方についてももっと前向きに検討する余地があるし、またむしろ交通事情の改善、あるいはIT社会化によって、どこに住んでいても一向に困らないというふうな環境状況も形成されておりますので、そうした点については決して人口移動を促進するというよりも、政策的にはむしろ人口をできる限りそこに定着させる方向でやるというのが我々が合併をするときの一つの問題意識でもあるわけでありますので、最善の努力はせねばならないというふうに思っております。

それで、下水道とかいろんな施設も大変な負担になるのではないかなということも、これもそういう言い方をされればそうかもしれませんが、いずれにしても人口はどっちにしても減るわけでありまして、こういう施設の管理は合併する、しないにかかわらず、むしろ私は合併することによって、合併しなかったときの非常に厳しい、ある意味では悲惨な状況を未然に防止するとい

うような効果も含めて取り組んでいくことだろうというふうにも思っておりますので、これは程度問題は大きなり小なりこういう施設についての負担は重くなるのは時代の流れとしてあり得ると思いたすけれども、それが合併したからとかしなかったからとかいう比較の検討は私は事実上できませんが、私は決して合併したから、かえって重くなったということには実証的に納得することはできないと思っておりますが、とにかく最善を尽くしていくというほかに言いようのないところでありますので、意見として一致したところがないことはやむを得ないと思いますが、よろしくお願いします。

○議長 榎本政規議員 19番秋葉 雄議員。

(19番 秋葉 雄議員 登壇)

○19番 秋葉 雄議員 質問に先立ち、日常業務を抱えながら日夜を分かたずこれまで合併に関する協議を重ねてこられた職員の御労苦に対し、心から敬意を表するものであります。県内の他市町村の合併協議を見ればおわかりのとおり、市町村合併は大変難しい政治課題であることを痛感させられます。そんな中、本市並びに周辺の5町村ではこうして協定書を調印し、議案の上程を見ることができました。市長を初めとする関係諸兄の政治判断は評価に値するものと思います。大変御苦労さまでございました。

それでは、公明党議員団を代表して、通告に従い、順次質問をいたします。平成12年4月に施行された地方分権一括法は、475本にも及ぶ法律を一括して改正したものであり、その条文は本則475条、附則252カ条から成る膨大なものであります。昭和28年に議員立法により制定された町村合併促進法において、町村はおおむね8,000人以上の住民を有するものを標準とするという規定が具体化をされて実現をした昭和の大合併以来、約半世紀を経て、次のような時代の要請を受けて施行された地方自治に関する大改革であると認識をしております。

これまでたびたび表明されてきたことでありますけれども、その時代の要請の一つ目は交通、通信手段の著しい発達とその基盤整備の進展、二つ目は住民の日常生活と活動の圏域の拡大、三つ目は広域総合的な行政需要の増大、四つ目は行政需要の高度化と多様化、五つ目は少子高齢化社会への対応などが上げられるかと思えます。と同時に、あらゆる分野での構造的改革が求められるようになり、その政治行政の面における一環として地方分権の推進を図り、その成果を生かすことができる体制の整備として、市町村の規模、能力の拡大、拡充を図ることが求められているのだと思います。

この地方分権一括法の基本理念として規定された自治法第1条の2第1項にある、地方自治体は住民の福祉を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとする規定は、地方公共団体の存立目的と役割を定めたものであると言われておりますけれども、特に統治機構の基礎を形成する市町村の場合は、都道府県とは異なる、またボランティア組織やNPO等の住民自治組織とは異なる役割を担っているものと考えますが、こうした角度から考えた場合の市町村合併の必要性について、市長の御見解をお伺いをいたします。

以下、若干さきに質問された方々の質問と重複するところもあるかと思えますけれども、次に合併の今後のスケジュールについてお伺いをいたします。これまで約2年余りに及ぶ合併協議会での検討を経て、この12日ようやく6市町村の合併協定書の調印にこぎつけ、明年10月1日の合併期日に向けて、さらに細部にわたって協議を継続しなければならない項目は数多く残されていると思えますけれども、正式決定までの今後のスケジュール並びに正式決定後のスケジュールとその協議機関はどのようになるか、お伺いをいたします。

次に、市長が本議会においてたびたび表明しておられるように、今回の合意は各市町村においてそれぞれのまちのこれまでのまちづくりの計画に基づいて、それぞれが議会の議決を得て決定されていた基本計画をお互いに認め合い、尊重し合うことによってなされたものと認識しております。したがって、今回の新市の建設計画についてもその新市建設の基本方針の中で基本理念や将来像等は示されておりますが、例えば我が党が新市全体のビジョンとしてぜひこれを骨格として施策を組み立てていただきたいと考えておる赤川水系の自然再生事業や六十里越街道の復興事業のように、新鶴岡市全体をカバーする新しい事業展開を検討する作業はいまだ行われていないのが現状ではないかというふうに思います。合併は、相手のあることであり、こちらが勝手に他市町村の領域に土足で踏み込むようなやり方は断じて許されないことであるため、これは当然のことであると思いますが、しからばこうした新市全体をカバーするビジョンや事業、すなわち新市の総合計画を策定するスケジュールはどのようになるのかお伺いをいたします。また、正式決定後にこうした事項を協議する機関を設置せねばならないものと考えますが、現時点でお答えできる範囲内で結構でございますので、市長の御所見をお伺いをいたします。

以上でございます。

○市長 富塚陽一 ただいまお伺いしまして、地方分権一括法の角度から合併問題を取り上げていただいたのは余りこれまで例がなかったと思いますが、大変適切な御指摘と思い、敬意を表し、御答弁を申し上げさせていただきます。

地方分権が実行の段階を迎えているわけでありまして、とにかくこれまでの数年間の経過を見ますと、地方行政はより市町村に重要な課題が、問題意識も含めて移行しているような感じが最近私は痛感をいたします。そして、

私は職員も、他の市町村も含めてであります、県と比べてと言うと語弊がありますので、差し控えますが、非常に問題意識も鮮明に、また質的にも、能力的な意味でも向上してきており、一層自治体としてのポテンシャルは、潜在的な能力は高まっているだろうと思います。でも、これもまた発言には注意せねばならないかもしれませんが、国等においては地方団体に対するこれまでの不信感がまだどこかに残っている感じもいたしまして、分権一括法の実施に当たっても、果たしてこれは移管することが大丈夫かというような何となくの陰の声も聞こえなくありません。

そういう点で、私たちはさらに住民に密着し、また諸情勢を判断しながら適切な行政運営を行っていく力を、ポテンシャルが高まっている市町村でありますから、実態的にもそれが可能なように、その受け皿としての能力を高めることができるし、またそれを今現実の問題として取り組もうではないかというふうに思って、この合併の問題に取り組んでいる。議員まさに御指摘のとおり、まことに的を射た御指摘と思っておりますし、一層職員としまして分権一括法の施行をさらに具現化する上での基礎的自治体としての力を持つべく、せっかくこれから職員一同それぞれの分野で精励をし、住民の負託にこたえて立派な自治体としてさらに発展できるように、当然その際は、最前申し上げましたけれども、健康福祉等の分野ではコミュニティ組織とかNPOとか、いろいろな民間団体の活動も活発に展開されておるわけありますので、そういう方々と相協働しながら、ともに働きながら一つの新しい仕組みをつくって、住民自治の充実とサービスの拡充を図ってまいりたいということでございます。

そうした点では、市町村合併は行政のシステムの再構築であるということを何度も申し上げておりますけれども、そのようなことで再構築

をし、そして専門的な職種を含む職員を持つ、力のある団体として新たに発展をし、展開をしていく可能性を追求しながら頑張っていこうということでもありますので、そのようなことで今までも申し上げてはおりますけれども、そうした問題意識をさらに持ちながら、合併業務に精励してまいりたいというふうに存じます。

もちろんその範囲は、今のところ市町村行政は生活行政が主でありますので、生活圏というものを一つの単位にするということは必然的であるし、妥当だろうと。その範囲内で幾分産業的な要素も含んでくるとは思いますけれども、そのようなことで南庄内のこの範囲というのはおおむね合理的であり、妥当だろうというふうに思っております。なお、いろいろと御指導、御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますと存じます。

それから、合併までのスケジュールであります、これが全市町村で御可決をいただけたといたしますと、本年中に、最前申し上げたとおり、県知事に対して合併の申請を行いたい。その後知事は総務大臣と協議、これは10日以内ということになっているようでありますが、その後県議会に付議して、議決をされれば県知事が決定すると。県知事から総務大臣に届け出をして、届け出から20日以内に総務大臣が告示をして、合併の効力が生ずるということに相なると思います。

合併期日までには当然御指摘のようになお残されている課題の調整、あるいは新しい市での組織機構のありよう、さまざま事務の展開の仕方などについてはさらに精力的に具体的な作業を継続する必要があると思っております、それぞれこれもまず年度始まるまでには年間の予算、事務執行体制の基本的なことを決めた上で、年度始まった以降は新しい市に移行した場合のいろいろな細部について、さらに事務担当の方から御苦勞をしてもらうということに相なると

思いますし、その都度議会その他、南庄内合併協議会にもいろいろ重要案件については御相談をして、お互いに納得の上で事柄を進めていくように配慮してまいりたいというふうを考えております。

なお、いろいろ今後とも合併について配慮すべきだという細かな問題が多分おありと思いますので、その都度私どもに御注意、御指導を賜りまして、事務方としてもそれについては配慮しながら進めさせていただきたいと思いますので、合併期日までには引き続き何かと細部について御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

それから、新市のビジョンの関係であります。お話のように今日県知事を通じて総務大臣に送付をしている新市建設計画は、当然各構成団体の議会において権威のある議決の中で構想を定め、計画を策定したと。これも内容的にもおおむねそれぞれの町村においては妥当な内容になっておりますし、それを基本として建設計画をまとめた、これはオーソドックスなやり方であったというふうに思います。

ただ、新市になった時点において、ただいま御指摘ありましたように新しい市として全体を鳥瞰して、また新しい時代のニーズにも、広域的なニーズも含めて、特にまた地域全体の活性化、若者たちも本当に興味を持って活動してもらえるようなこととか、もろもろの点を踏まえて、とりわけ恵まれている、先ほどお話しした赤川の水源の問題とか水、水質の再現とか、さまざまそういう御提案につきましては、特に自然資源が価値のあるものが少なくないわけでありますので、そうした点についてはまずどういうふうに進めたらいいかの調査、検討を始めて、十分に専門家の議論もいただきながら、新しい課題として新市の総合計画につけ加える、あるいは新市の総合計画を財政事情を含めて再検討する必要がある場合も想定されますけれど

も、まず市全体としてのこれからのありようということは当然検討する課題は出てくるはずであるし、またそれがぜひ必要でもあるというふうにも思っておりますので、ただいきなりどういう構想をすぐこうだというふうに計画に盛り込むことは軽率な場合もありますので、十分調査をして、現実はどういうことをしたらいいのかということのいろんな人たちの意見も聞きながら、若干の調査検討期間を置いて計画に反映させるということが十分必要だろうと思っておりますので、それを審議するための当然検討機構というものは必要ではないかと思いますが、今ここで予断を持って申し上げることは差し控えねばならないと思いますが、ごく自治体として常識的なのは、そういう総合計画を審議していただく上の各界の代表者より成る審議会というものを設けるのが一つの常識にもなっておりますので、これはそのようになる方向で私もお諮りをしていきたい。当然また、その審議会においては各界の代表だけでなく、その下に例えば水の問題は水の問題の専門家による専門委員会とか、そんなようなことで分科会を設けたりいろいろしながら、せっかくのこの可能性のある地域を丁寧に扱いながら、より前向きに希望のある計画、構想にするようにすることはぜひ必要であるというふうに思いますので、その点に関しましても検討課題、こんなところはぜひ、ただいまも御提案ありましたけれども、そういったことも含めていろいろまた御指摘、御提案いただければありがたいと思っております。

とにかく希望を持っていただける、これはまだ公開はしてはおらないわけでありますけれども、若者たちの代表の人と若干話をする機会がありましたけれども、朝日村あるいは羽黒町の若者たちの合併を踏まえてのいろいろな感想を聞きましたら、もう彼らは御自分の町村の境域を超えて、隣のあそこがおもしろい、鶴岡のここがおもしろい、もう縦横無尽におもしろいも

のを探索しながら、ここはこうしたらいいだろう、ああしたらいいだろうというような構想まで尽きることなく話をしているのを伺う機会がありまして、大変心強く思いましたし、そういう知的、それから行動的エネルギーを持つ人たちのまた英知も結集して、これからの新しいビジョンづくりに職員一同頑張ってもらうように督励してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 榎本政規議員 暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長 榎本政規議員 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続けます。16番加藤太一議員。

(16番 加藤太一議員 登壇)

○16番 加藤太一議員 日本共産党議員団を代表しまして、提案をされております合併関連議案に対して総括質問を行います。

平成の大合併と言われる今回の合併で、全国では75%に相当する市町村が何らかの形で合併を検討いたしました。ここまで広がった背景には、1999年の地方分権一括法の成立、その一環としての合併特例法が改正をされ、地方交付税の算定がえ期間の延長、合併特例債の創設、対等だった国と県を上下関係にして、県に合併パターンを作成を要請をさせる、片山総務大臣の書簡を出す、そういうことが一連行われました。2001年3月には内閣総理大臣を責任者に市町村合併支援対策本部が設置をされて、政府を挙げてあめとむちによって進められてきたのが今回の合併です。全国町村会では押しつけ合併反対と言い、ある首長は地方への恫喝と評しましたが、今回の合併は庄内南部地区から南庄内へと合併パターンが変わりました。しかし、法で定

められている自主的な合併などというものとはおよそかけ離れた合併の進め方で、市民、住民の自発性など全くない合併だと思いますけれども、見解をお聞きしたいと思います。

今回の合併について、本当に住民の暮らしにとってプラスになるのかどうか。これまで近くで受けられていた行政サービスが遠くならないのでしょうか。住民の利便性は高まるのでしょうか。また、行政サービスは、各町村の独自性のあるサービスは廃止の方向が示されております。合併調印の項目を見ましても、サービスの廃止あるいは縮小される見通しがかなり示されております。各種住民の負担も高い方に統一されようとしているのではないのでしょうか。議会議員の減少、農業委員などの行政委員会の縮小は歴然としており、住民による住民の自治権は著しく後退するのではありませんか。地域審議会も行政上の決定権はありません。住民の意思が通る保障にはなり得ないと思います。

総務省は、自治体が1,000程度になれば、地方財政は4兆円から5兆円減ると言っておりますけれども、これは4兆円から5兆円地方自治体と住民サービスにかかるお金を減らすということだと思います。合併特例債が創設されましたけれども、特例債の70%を国が負担をするというこの中身も、合併が仮に多くの箇所進むとしますと、財源がないというのが一般的な定説であります。地方財政の問題では、何度も地方への約束が破られてまいりました。政府の言い分をうのみにすることも大変危険だと思います。

本市の関連で言いますと、合併をして14万人ぐらいの都市になるというふうに思いますが、しかし全国的には合併をして3万人、5万人の都市がかなり多いです。そういうところも合併で行政課題が解決されると考えるのは、私はとても理解ができないのです。合併というのは、国が地方自治体に出すお金を減らす。したがって、合併が住民の暮らしを低下、後退させるこ

とになるのではありませんか。合併による地域住民への利益は、ないに等しいと私は思いますけれども、考え方をお聞きをしたいと思います。

合併による財政支援策がなくなる10年後に職員数も全体で300名程度減少となっております。当然各地の役場機能も縮小しております。役所を中心にして形成されてきた都市的機能も当然縮小、後退をいたします。10年後の各地域の役所機能やそれらに付随する都市的機能、地域経済はどうなっていると予測されているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

次に、合併問題を議論する際に市民に正しい情報が提供されたのでしょうか。特に財政問題は、合併の核心をなす部分であります。合併後にどのような地域になっているのか、本当の姿を示すのは財政上の特例期間が過ぎてからだと思います。地方交付税の算定がえ期間が終わり、合併特例債等の償還が始まってからの期間の財政推計が最も私は重要だと思います。しかし、再三これらを求めましたけれども、資料はついに示されませんでした。合併してからの20年間の財政推計を示し得ないのは、合併に対する市民や住民の判断を誤らせることにはならないのでしょうか。市民や住民に正しい情報を提供しておらず、合併に同意せよと言われても、これはできない話であります。

つけ加えて言いますと、合併に関する調整項目約2,500項目のうち700項目が合併後に先送りをされます。800項目近くが当面現状のままというふうになっておりますけれども、この調整項目だけを見ますと、合併後の自治体の姿というのは見えてまいりません。こうした姿をきちんと示せないならば、無責任ではありませんか。市民に正しい情報を示すことこそ、自治体の最低の責任だと思います。特に後半の合併調印後の動きや三川町離脱後の進め方は、説明責任を全く果たしていないと思います。合併は避けられないというだけで、市民に説得力を持つこと

はできません。御認識を伺いたいと思います。

憲法に示された地方自治の本旨というのは、住民自治と団体自治を基本にするものと考えますけれども、みずからが暮らす自治体の基部は自分自身が決める、そういう権利を持っていると私は考えております。鶴岡市としては市民アンケートも住民投票も行いませんでした。市長は、サイレントマジョリティーは合併を理解していると答弁をしておりますけれども、その客観的な根拠はないのではありませんか。今後50年、100年に及ぶ鶴岡市と市民の行く末を左右する問題にもかかわらず、確固とした市民合意なしに合併に進むことに対して、その歴史的瞬間にめぐり合わせた市長としては、本当にこの問題に対して責任を持てるのでしょうか。私どもは、国の合併押しつけに批判的ではありますが、いろいろな条件のもとで住民多数の合意で合併に進むことまで否定しているわけではありません。住民多数の意思に従うのが民主的な方法だと考えております。自治体合併という重要な問題で市民の意思確認が行われなかったことは、本当に極めて残念に思っておりますが、この問題についての市長の御所見を伺いたいと思います。

以上であります。

○市長 富塚陽一 いろいろの御発言、おおむね私としては誠心誠意努めたつもりでありまして、認識の違いというか、見解の相違ということで、全体として申し上げたいところでございます。

まず最初に、住民の発意、自主性による合併かということですが、これは後の質問とも関係もありますけれども、私どもとしてはできる限り広報を通し、あるいは市長と語る会、合併に関する懇談会、さまざまな形でこの検討の期間中最善の努力をしてPRをし、御理解をいただくべく努力をしてまいったところでございます。

そもそも合併問題について、例えば私どもの

合併の必要性についての理解というか、評価は加藤議員はないようであります、とにかく何もなしに合併について民意を問う、住民の御意見いかがですかということを聞けば、大方迷うでありますし、あるいは何も変わらない方がいいのではないかなという意見が多くなる可能性はあるだろうと思います。したがって、ろくにそういう情報も与えないで、よく考えていただく期間も置きながら聞かない限りにおいては、どのような結果になるかわからない状況の中での住民の意向を聞くというのは、行政として最も無責任なことになりがちであります。情報も伝わらずに、適切な必要性についての認識も十分得られないところでいろいろお声を尋ねると、結果的に選んだものがどうであろうとも、行政としてはそういう御意見だからといってそのまま放置しておきましたといって、後日厳しい事態になって、責任を回避をすることは許されないだろうというふうに思います。

そういう点で、最前から申し上げておりますように、これからの産業社会、社会経済の動向の見通し、そしてまた住民の行政に対するニーズの高度化、多様化の見通し、そしてまた財政事情、もろもろのことについてはかなり何度も重ねて御説明を申し上げ、広報、それから語る会の都度御報告を申し上げておりますが、今までももちろん反対者がいなかったとは申しませんが、大方御理解をいただいております、またせんだってこの構成地域全体で行った各世帯を単位とするアンケート調査でも、全体としての雰囲気は合併もやむを得ないのではないかと、やる以上はしっかりやれというような感じのお答えが多くて、ノーという意見は総体的に少なかったということもありますので、その都度私も触れ得る範囲内で精いっぱいのところでお話をし、また反対意見もいろいろお聞きできる環境の中で進めてきて、今日あるわけであります。

とりわけ私が何度も申し上げておりますもう

一つの点は、この合併については周辺の町村に、鶴岡と合併しないと大変になるから、ぜひすべきだというような形で権威を振り回すような、そういう言い方は一度もやったことはありません。13年度は、14市町村で合併に関する研究会を設けましたけども、14年の年頭になってから、正月になってから、どう検討しても我々行く場がない、これから将来孫子の時代を想定すると、ここで発起して、ひとつ合併をして、これからの未来に備えていかねばならないのではないかと、それにしては鶴岡もしっかり対応するように耳を傾けてほしいし、そういうスタンスでいてもらいたいという町村長からの声が沸き上がり、そして会合した結果、ぜひそうしてくれということで協議会を発足させたという経緯がある。私は、そこで市民の皆様は各町村長におまえのところは合併しなければならないということを書いてはいけないとおっしゃるだろうけれども、相談をしてほしいというときにはノーと言えなどということはおっしゃらないはずだと。そして、その後もそういうことについての反論はありませんでした。それで、まず周辺の町村が行き場がない、これからしっかり未来に備えていく、頑張ろうではないかというふうに思うけども、何しろ鶴岡がそれに応じていただかない限りは何ともならないというようなお話もあつての経過がございまして、そういうことで真剣に私どもとしても周辺の町村のこれからの見通しを考えたときに、あめとむち論とかいろいろありますけれども、それどころでない、やはりこれから社会経済の動向と、それからさらにいい行政サービスを民間のいろんな活動家とともにやって、いいサービスを展開する一つのサービスのシステムを再構築するということを自発的に、自主的に考えてしかるべき状況にもあるわけでありますので、その際せっかく国が準備している特例法による財政措置を利用するのは当然ではないかというふうなことで、今までそう

いうことを基調にして進めてきておるわけでありますので、御意見とは全くかみ合わないというふうに理解をしております。極力御説明申し上げて、御理解を得るようにしながらやってきたつもりであります。

それから、地域住民の利益にならないのではないかなというお話もありますが、そうならないようにするためにも、このままにしていまいますと遺憾ながらやはり国の経済力が横ばいから低下というときに、国の財政事情も非常に緊迫をします。大変多額の国の借金もあるという中で、やはり一般財源を振り向けるのには相当税金も多くなるというふうなことで、国民福祉のために活用できる一般財源の枠も非常に縮小するということは、これは我々の立場としての主張とは別に、客観的にはそういうことはあり得るだろうと思いますが、だからこそ私もはそういう事態に対応して、基礎的自治体としてそういう困難にも対応できるような受け皿としてのしっかりした対応を今進めるということを考えているわけでありまして、もしそうならなかった場合の地域住民に対する利益、サービスの低下の著しい状況を事前に察知して、それを極力食い止めつつ、そのサービスの向上について精いっぱい努力をすると、そういうことのシナリオのもとに進めているわけでありまして、利益にならないなどということを一方的におっしゃるのは適当なことで、全国的な動向は私も詳細を分析しているわけでありませんが、庄内の南地域については特にこれからのことを考えれば、とにかく利益を阻害することが予想される、利益が低下することが予想される時代の推移に立ち向かって戦うという意味も含めて、今回の措置になっているというふうに私は理解をしておりますので、その点についても甚だ見解は違うものと思います。

それから、職員の数であります、一応減らすなどということは多分書いていないのではな

いかと思いますが、仮に他の類似団体に比べればそれだけの職員の数は多いということでありますが、最前御答弁申し上げましたように、それを機械的に導入してやる、機械的な目安としてやるということではありません。分権法に基づいて、国や県で持っている仕事が増える場合もある。それから、今までやってきた仕事は、直接的なサービスは民間にシフトするということもある。それらを総合的に検討して、最も合理的、効率的で、しかもいいサービスができるような組織体制はどうしたらいいのかということこれから真剣に検討して詰めていくということでありますので、これも一概に低下するかどうかという断言するような言い方は同意しかねるところでございます。伴って、地域経済、地域振興につきましても厳しい状況にあることは、これは国際的な面からする工業の展開のことやらもろもろ分析資料もたくさんあるわけですので、多言を要しませんけれども、とにかくこれからは一致結束しながら可能な限りの努力をしていくということであります。

そしてまた、財政面におきましても、これはもちろん正しい情報を提供したかということになるんだろうと思いますが、これは何度も申し上げますけれども、多くの前提を置けば計算できないものではありません。ですが、これはどなたかが資料を提供しているように、疑問と思えるような事柄も当然の前提として計算する、そういうことでいろいろ議論されると、私は非常に違和感を感じるのであります。交付税制度にしましても、規模の小さいものを積み上げていった結果が合併した交付税よりも多いなどということは、言うならば規模の大小による交付税措置のギャップは総体的に縮まっていくという方向があるわけであります。そういうことも含めて、これからの財政制度が本当に変わる時期に、さも変わらないことを前提にした数字を出せと言われたときに、それこそ住民に対する

ミスリードも甚だしくなるということでもありますので、一般論としての材料の提供を求めるお気持ちはわからないでもありませんけれども、本当に責任のある数字は現時点では出しかねるということを明快に申し上げてきたわけであります。

事実上、そして公債管理につきましては、仮に合併特例債どういうふうに使うかは別といたしましても、きちんと公債管理は財政当局で責任を持ってやっており、今までも相当な事業を実施してまいりましたけれども、現実には鶴岡の起債残高は、借金残高は減っております。そういう点でしっかりした責任を持った財政運営をしておりますので、そこは行政に対する信頼を持っていたか限りは、我々としても耐えられないところもありますので、そこら辺の専門的な立場での検討については御理解をいただきたいというふうに思います。

とにかくこれからのことについては可能な限り情報の提供はしておるつもりでありますし、その限りで私は20年の財政展望とか15年の財政展望をしたものを余り見たことはありませんけれども、それが本当に信頼できるなどということは全くないということをきょうも改めて断言させていただきます。

それから、市民の意思確認とか合意があるのかということもありますが、これまで申し上げましたとおりそれぞれ学区、地区単位に、あるいはそれぞれ団体の代表者を対象にして何度も懇談会や説明会をして、御意見もいただき、いろいろ反論もいただいたりしております。そしてまた、アンケート調査も先ほど申し上げたとおりいたしましたつもりでありますし、提案のおはがきも何通か頻繁にいただいておりますけれども、私の知る範囲内では著しい不信感、違和感、そしてまた絶対反対という意見はそれほど多く私には感じられませんし、大方しっかりやれという声が多いものと思いますので、全体的に合

併がどうのこうのという設問というよりは、協議会にもお諮りしているように、具体的にこうこういうことをするけれどもということについてのPRは広報等で丁寧に行って、それについての御意見をいただけるような環境はぜひこれからも整えていきたい。そういう点では一切公開をしながらやっておりますので、いろいろ御所見は御所見として承りますが、すべての面で私は正確に御理解をいただいた御批判とは思いませんので、まことに遺憾であります、このように答弁させていただきます。

○議長 榎本政規議員 これで総括質問を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議第91号から議第95号までの議案5件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表に記載のとおり、市町村合併問題検討特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 榎本政規議員 異議なしと認めます。

よって、議第91号から議第95号までの議案5件については市町村合併問題検討特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。委員会審査等のため、明17日及び20日から21日までを会議規則第10条第2項の規定により、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 榎本政規議員 異議なしと認めます。

よって、明17日及び20日から21日までを休会とすることに決しました。

散 会

○議長 榎本政規議員 本日はこれで散会します。

（午後 1時24分 散 会）

平成16年12月22日(水曜日) 本会議 第7日

出席議員氏名

出席議員(28名)

1番	佐藤博幸	2番	山	中	昭	男
3番	菅原幸一郎	4番	野	村	廣	登
5番	川村正志	6番	神	尾		幸
7番	芳賀誠	8番	川	上		隆
9番	佐藤慶子	10番	吉	田	義	彦
11番	小林達夫	12番	本	城	昭	一
13番	佐藤信雄	14番	斎	藤	悦	郎
15番	水尾京子	16番	加	藤	太	一
17番	草島進一	18番	石	川	一	郎
19番	秋葉雄	20番	富	樫	正	毅
21番	佐藤峯男	22番	長	谷	雅	一
23番	加賀山茂	24番	高	橋	一	夫
25番	伊藤銓一	26番	中	沢		洋
27番	斎藤助夫	28番	榎	本	政	規

欠席議員(なし)

出席議事説明員職氏名

市長	富塚陽一	助役	芳賀肇
収入役	中村雄一	総務部長兼 合併対策室長	佐藤智志
総務部参事兼 人事課長	蓮池一輝	庶務課長	齋藤和也
企画調整課長	小林貢	財政課長	長谷川貞義
市民部長	林由美子	環境衛生部長	芳賀一弥
健康福祉部長	白井宗雄	産業部長	青木博均
建設部長	伊藤博	水道部長	白幡均
荘内病院長	松原要一	荘内病院 事務部長	黒井秀治
消防参事	長谷川政敏	教育委員会 委員長	中村昭太郎
教育長	本間重二	教育次長兼 合併対策室次長	村田久忠
選挙管理委員会 委員長	中鉢喜八郎	監査委員	鈴木壽和
監査委員	本城昭一	農業委員会 会長	石井善兵衛

出席事務局職員職氏名

事務局長	板垣隆一	事務局次長	山口朗
庶務主査兼 庶務係長	榎本玲子	議事主査兼 議事係長	佐藤秀雄
調査主査兼 調査係長	岩城公志	議事係調整主任	小林雅人

議 事 日 程

議事日程第7号

平成16年12月22日(水曜日)

- 第 1 議会第16号 郵政事業の改革に関する意見書の提出について
(提出者 神尾 幸議員 外6名)
- 第 2 議会第17号 若年者雇用対策の充実強化を求める意見書の提出について
- 第 3 議会第18号 新たな食料・農業・農村基本計画策定についての意見書の提出について
(以上2件 提出者 佐藤信雄議員 外6名)
- 第 4 議会第19号 地方税財源の充実に関する意見書の提出について
(提出者 加藤太一議員 外4名)
- 第 5 議会第20号 「ODA」の全面見直しに関する意見書の提出について
(提出者 中沢 洋議員 外5名)

- 第 6 議会第 21 号 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書の提出について
(提出者 秋葉 雄議員 外 5 名)
- 第 7 議会第 22 号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の提出について
(提出者 吉田義彦議員 外 4 名)
- 第 8 議第 77 号 平成 16 年度鶴岡市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 9 議第 78 号 平成 16 年度鶴岡市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 10 議第 79 号 平成 16 年度鶴岡市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(以上 3 件 予算特別委員長報告)
- 第 11 議第 80 号 鶴岡市貸事業場設置及び管理条例の制定について
- 第 12 議第 81 号 鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例の制定について
- 第 13 議第 82 号 鶴岡市市税条例の一部改正について
(以上 3 件 総務常任委員長報告)
- 第 14 議第 83 号 指定管理者の指定について
(厚生常任委員長報告)
- 第 15 議第 84 号 鶴岡市大規模建築物等の景観に関する条例の制定について
- 第 16 議第 85 号 鶴岡市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について
- 第 17 議第 86 号 鶴岡市集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 第 18 議第 87 号 鶴岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
(以上 4 件 建設常任委員長報告)
- 第 19 議第 88 号 鶴岡市下清水農工会館設置及び管理条例の廃止について
(産業文教常任委員長報告)
- 第 20 議第 91 号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について
- 第 21 議第 92 号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 第 22 議第 93 号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について
- 第 23 議第 94 号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- 第 24 議第 95 号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について
(以上 5 件 市町村合併問題検討特別委員長報告)
- 第 25 請願第 17 号 鶴岡市における中学校教科書採択に関する請願
(産業文教常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

開 議 （午前10時00分）

○議長 榎本政規議員 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者はありません。出席議員は定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真及びテレビカメラによる撮影の願いがあり、議長においてこれを許可しておりますので、御了承願います。

本日の議事は、議事日程第7号によって進めます。

（中 略）

日程第20 議第91号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について 外4件

○議長 榎本政規議員 日程第20 議第91号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合についてから日程第24 議第95号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についてまでの議案5件を一括議題とします。

この際、市町村合併問題検討特別委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。12番本城昭一市町村合併問題検討特別委員長。

（市町村合併問題検討特別委員長
本城昭一議員 登壇）

○市町村合併問題検討特別委員長 本城昭一議員
市町村合併問題検討特別委員会に付託されました議第91号から議第95号までの事件議案5件

について、去る17日に委員会を開催して審査を行い、結論を得ましたので、その経過と結果について御報告いたします。

議第91号から議第95号までの議案5件を一括して審査を行いました。

議第91号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合については、これまで南庄内6市町村による南庄内合併協議会において、新市建設計画、その他の合併に関する協議が重ねられ、6市町村長が去る12月12日に合併協定書の調印を行ったところであります。この合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町を廃止し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第92号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴う財産処分に関する協議を地方自治法第7条第4項の規定により、別紙協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。協議により、6市町村が所有する財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させるとするものであります。

次に、議第93号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議については、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数を地方自治法第91条

第7項の規定により、別紙協議書のとおりの6市町村で協議して定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求めるものとあります。協議により、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は34人とするものとあります。

次に、議第94号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議については、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴い、議会議員の定数及び農業委員会の委員の任期等の合併特例法に基づく経過措置を別紙協議書のとおりの6市町村で協議して定めることについて、同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求めるものとあります。協議によって、新市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とするものとあります。また、6市町村の農業委員会の選挙による委員については、新市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任することができる委員の数を37人とし、引き続き在任することができる期間を平成17年11月25日までとするものとあります。

最後に、議第95号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議については、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴い、合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を別紙協議書のとおりの6市町村で協議して定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものとあります。協議により、地域審議会の設置について、同条第2項の規定により、地域審議会は合併前の6市町村の区域ごとにそれぞれ設置するもの

であり、設置期間を平成17年10月1日から平成27年3月31日までとするものとあります。所掌事務としては、審議会は新市建設計画の変更に關する事項、新市建設計画の執行状況に關する事項などについて、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとあります。また、審議会の委員は区域ごとにそれぞれ20人以内とし、任期は2年とするものとあります。そのほか地域審議会に關する諸事項について、別紙協議書のとおりで定めるものです。

提案説明の後、質疑に入りました。以下、主なものを申し上げます。

初めに、住民への説明責任については政治的にもきちんと果たすべきもので、これまで合併協議会では具体的にどのような対応をされてきたのかとの質疑に対し、庄内南部地区合併協議会から協議会だよりや市広報、また住民の皆さんからはがきをいただくなど、さまざまな媒体を通して情報提供に努めてきた。合併座談会等でも、仮に構成市町村の枠組みに変更があっても、市町村合併を推進するという立場で合併の必要性を申し上げ、大方の皆さんからは御理解をいただいていると認識している。南庄内合併協議会に移行しても、引き続き協議会だよりや市長と語る会等を通じて情報の提供などに努めながら、今後もさまざまな方法でできる限りの努力をしていきたい旨の答弁がありました。

次に、合併協議を進める上で、もっと市民参加とか協働のまちづくりを前提とした協議のあり方があったのではないかと質疑に対して、合併協議会の構成メンバーは各市町村の首長や各市町村議会の代表者を初め、市民各層から成る非常に広範な住民を代表する方々を委員としており、これ以上の住民の声を代表した形での協議会はないと考えている旨の答弁がありました。

次に、合併協定書の拘束力はどのようなものになっているのかとの質疑に対して、構成市町

村長が市町村合併をするという意思に基づき署名されたものであり、これに基づき合併議案が各議会に提案されているものである。協定書は、お互いの信頼関係に基づいているので、新市においても十分尊重されるものと考えているが、社会構造の変化や財政制度等による変更の情勢を踏まえ、必要に応じて新市発足後の新体制により議論され、適切に対応されるものと理解している旨の答弁がありました。

次に、今までの話を聞くと、サービス内容の高度化に対応するため、また財政基盤をよくするために市町村合併を推進しているようだが、新市発足後に具体的にサービスが向上するものや新しいサービスを開始するものはあるのかとの質疑に対して、少子高齢化や新しい財政事情なども考慮すると、現在の市町村の規模では今後現状を維持することも困難になることが想定されるし、加えて高度化、多様化する住民ニーズなどに対しては、市町村合併を進め、行政組織を再編成する必要があると考えている。具体的には公共施設や本所、支所などでの窓口の相互利用や、また健康診断のサービスの質の向上などが挙げられるが、事務事業調整を通して施策の経緯や市町村の行政スタンスの違いもあり、作業を進める上で戸惑いもあったが、急激な変化をしないよう、一定の経過期間をいただいて、いろいろ研究、検討を進めながら調整していくことにしている旨の答弁がありました。

次に、新市建設計画を見ても、道路や下水道の整備など合併特例債を使って、最後のチャンスとばかりに従来の公共事業が推進されるような気がするが、新市発足後の公共事業のあり方についての認識はとの質疑に対して、公共事業もその時代の趨勢に合わせて変えていくべきものと考えますが、今議会でも道路整備の要望もあり、下水道については日常生活を快適に過ごす上で必要不可欠な事業であり、この地域にとって必要なインフラは時間がかかっても整備して

いきたいと考えている旨の答弁がありました。

最後に、新市建設計画の個別事業の実施順序や事務事業の未調整項目については、合併協議会のような全体的な機関や、また料金協議会のような個別の機関での協議も考えられるが、今後の進め方について現時点でどのような考えを持っているのかとの質疑に対し、新市建設計画は各市町村の総合計画等を基本とし、市町村合併の有無にかかわらず必要な事業であると認識しているが、新市においてしかるべき体制のもと、地域審議会の意見などもお聞きして、財政事情等を考慮し、施策のプライオリティーにより進行管理をしていくことになると思うが、具体的な協議が進んでいないので、いましばらく時間をいただきたい旨の答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、反対の討論が2件、賛成の討論が1件ありました。討論を終結して、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長 榎本政規議員 これから質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

これで質疑を終結します。

これから討論に入ります。

初めに、反対の討論を許します。17番草島進一議員。

(17番 草島進一議員 登壇)

○17番 草島進一議員 合併関連議案に対し、反対の立場で討論いたします。みどり21を代表しまして反対の討論をいたします。

私は、基本的にはこの市町村合併は当初より地域住民の要望からくるものではなく、国の政治のこれまでのモラルハザードと言える公共投資から発生した700兆円を超える借金を何とかしたいというところからくる強制合併であると考えているものです。しかしながら、今後少子高齢化で人口減少、右肩下がりの時代を迎える中、市民サービスも多様化し、高度化する、そのた

めの行政システムを再構築する必要性は、私も重々感じているわけであります。その行政システムの再構築とは、市長もおっしゃるとおり、きめ細やかなかゆいところに手が届くサービスを行政だけでコントロールして行うのではなくて、NPOやボランティア、民間企業などが情報を共有しつつ、主体的に取り組むサービスのあり方に変える、つまり行政スタイルを統治型から市民と行政が生活の場で協働する参加型の行政スタイルへ変える、協働の市民社会と言われるにふさわしい行政のあり方に変えるということであります。

しかし、その再構築には、果たして本当に合併が答えなのでしょう。現状では、例えば北海道のニセコ町や長野県の泰阜村のように、小規模で意思決定が速やかにでき、人と人の顔の見える関係で結ばれている小規模自治体の方がむしろ情報公開、説明責任を果たし、住民と行政とがお互いに知恵を出し合って問題解決に当たる、そうした協働と言うにふさわしい方策や先例を生み出しているのです。また、比較的大規模な自治体でも協働ということを実現するために、公募型の審議会はもちろん、行政評価システムの導入などを積極的に取り入れ、時には市民の100人委員会により総合計画をつくるなど、さまざまな工夫を凝らして情報共有や住民参加に努めていることは皆さん御存じのとおりであります。

私は、この市町村合併のプロセスの中で、数多くの行政情報が住民に共有され、現状のままではなかなかできないでいた生活者の起点の自治運営のための意識改革や変革ができ、この地域では特に月山を起点に展開する自然資源の生態生命圏を生かしながら新市を形づくることのできるならば、合併も選択肢の一つと思いつつ議論し、またこれまで住民参加の手法や行政評価システムの考え方の導入などを提案し続けてきたものでありますが、残念ながらそれらの方

策は全くとられないままであります。また、新しいサービスの担い手であるNPOなどどのように議論にかかわったのか、疑問であります。

また、協議会では致命的な欠陥の一つとして、合併後の財政計画が10年までしか示されず、現在多くの市町村で20年後までの財政計画が示されながらこの合併の議論がされている、その合併後の財政危機という状況については不安要素があるにもかかわらず、それが解決するに至りませんでした。また、将来ビジョンや建設計画は、ある意味で右肩上がりの時代の各自治体の総合計画の寄せ集めでもあり、今後の右肩下がり時代に合併した後の地域が一体となって取り組む地域戦略も多くは語られず、先送りされていることも問題の一つだと考えます。私は、このように政治的に示さなくてはいけないものを示さないあり方によって、今回の合併協議によって、協働どころか、むしろ市民と行政の隔たりを大きくしているものではないかとも感じるものであります。

また、住民参加の大きな手法である住民投票を行わず、明確な市民の意思確認を避け、それでいてサイレントマジョリティーは賛同しているとか、大方の市民は理解をしているといったこの姿勢は、さらに致命的な問題であると考えます。今鶴岡市民の住民の多くは、漠とした不安を抱えております。こうした状況で協働型と言える施策にともに取り組むことができるのか、大いに不安になるものでありますし、市長がおっしゃる行政システムの再構築のための議論は、どれだけこの合併協議のプロセスの中で行われてきたのか、大いに疑問を持つものであります。

このままでは、今日的な自治体改革を伴った志高い合併のあり方と判断することはできませんし、また右肩下がり時代の厳しい財政事情の中でも、本質的に自立をした持続可能な生き生きとした住民の姿や住民の側を向いて創意工

夫を行う自治体像は描くことはできません。今回新たな枠組みでの再調整となったわけですが、以前指摘をしてきた問題については何ら解決をされぬまま今回の議決を迎えております。また、私が懸念しているのは、現段階で提示されている新市の主要事業がほとんど従来の公共事業の発想のままであることがかいま見れることです。規模が大きくなり、また特例債を使えることにより重点投資ができる、当面従来どおりの行政スタイルでいけるなどと勘違いをしていまいかということであります。国、県によってスケールメリットなどの行政効率論が振りかざされて、結果的には破綻し、地域の財産を失うことになってしまったダムと広域水道の問題の教訓から学ぶことが必要だと私は考えるものであります。

もしも合併をするとするならば、公共投資のあり方として、中山間地を含め、行政間の情報ネットワークだけではなくて、地域の市民の情報共有を図り、そして災害に強い地域をつくるための地域圏内のミニFMといったコミュニティ支援や協働のための公共投資が優先されることを切望するものであります。また、石川議員も指摘しましたように、サテライト方式についても一考していただくよう強く要望するものであります。

いずれにしても、真の民主主義が貫かれた本質的な自治体改革を強く求め、今回の合併については反対をするものであります。

○議長 榎本政規議員 次に、賛成の討論を許します。7番芳賀 誠議員。

(7番 芳賀 誠議員 登壇)

○7番 芳賀 誠議員 上程されております議第91号から議第95号までの議案5件に対し、平政クラブを代表し、賛成の立場で討論をいたします。

県内他地区における次から次へと合併協議のつまずき、破談の状況下において、1市4町1

村、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町、朝日村による南庄内合併協議会が合併に必要とされる協議のすべてを終え、6市町村長が合併協定書に調印、合併協定を締結いたしました。新市の名称、議員の身分、地域審議会を設置など、協議内容が核心部に入れば入るほど、住民の意向、議会の思惑が絡み合い、合併協議の停滞、とんざによる先行きが危惧されましたが、次から次へとハードルを見事にクリアしながらここまでたどり着けたのも、昼夜を問わず事務作業に当たられてきた合併対策室長を初めとするスタッフの方々、法定協議会会長としての富塚市長のリーダーシップ、委員として事に当たられてきた榎本議長、斎藤副議長、本城前議長のお力添えのたまものと心から敬意を表するものであります。

明治20年代、江戸時代から続いた自然村落を市制、町村制施行に伴い、7万から1万5,000町村へ、昭和30年代の昭和の大合併は、それまで1万にまで合併統合されていた自治体を3分の1の約3,500にするのが目標であり、本県は222市町村から44市町村まで縮小した昭和の大合併優等生でありました。

昭和の大合併から約半世紀、少子高齢化に伴う人口減少の加速、財政状況の悪化、公的サービスの高度化など、時代を取り巻く環境は大きく変動いたしております。国では、市町村を主体とした地方自治を推進しており、行政制度が今後大きく変化することは必至、市町村は自治能力の向上とレベルアップを求められております。この時代の変化を鋭く深く読み取り、素早い対応をする、その答えは市町村合併の必要性であり、勝ち組として生き残る条件であると認識いたしております。少子高齢化の進展、中心商店街の衰退、山村の荒廃といった愚痴をこぼすばかりでは、またほかに責任を転嫁することからは何一つ生まれ出ずるものはありません。これからの行政は、国、県、市町村から、国、

市町村が直に相対する形で行われるとの認識のもと、合併により自治体の基礎力を高め、パワーアップを図り、地域が主役となり、個性豊かな地域づくりに取り組み、高度で多様化する住民サービスの提供に努めてまいらねばなりません。

市町村合併に対しての住民説明、周知、情報提供へも十分な配慮が見られます。5月1日には、庄内南部地区合併協議会の枠組み、約4万7,000世帯すべて御意見、要望などをお伺いするはがきを配布して民意を尋ね、4月19日から5月19日にわたり学区コミセン21カ所で3巡目になる住民に対する合併説明会を催し、顔と顔をつき合わせながら民意を把握し、またカラー判で見やすく、しかもわかりやすい庄内南部地区合併協議会だよりと南庄内合併合併協議会だよりを平成16年12月まで計8回、ほかに新市建設計画の概要、広報つるおかの合併問題特集号、市長によるこれからの市政について、パソコンのホームページによる情報提供など、枚挙にいとまがないほどのアカウントビリティや民意のくみ上げを行ってまいりました。

庄内1市への議論から余目、立川の2町が加わった庄内南部地区合併検討協議会、7市町村の枠組みによる庄内南部地区合併協議会から南庄内合併協議会へと、その節目節目で平政クラブ16名はそれぞれの議論があった中で、最後は一枚岩になり、絶えることなく流れ、刻み込まれていく歴史の歯車の中で、世紀の大事業、平成の大合併、6市町村による合併実現へ向けた審議に加わった偶然に感謝の意を表するものがあります。願わくは、本日同時に開催されております南庄内合併協議会の枠組み、6市町村すべての議会での議決をいただき、きょうという12月22日が来年10月1日に予定されております新鶴岡市の誕生に向け、記念すべき大きな第一歩となることを切に望みます。

最後に、市町村合併という選択肢が、新市の

基本理念、基本目標、建設計画の実現を目指し、旧の枠組みになるであろう6市町村と一体となり、次世代、子々孫々へのにじのかけ橋となるよう願いを込め、橋を渡ったその先には夢、優しさ、思いやり、地域間競争に勝ち残る自立した個性豊かでたくましい新鶴岡市のまちづくりのために、平政クラブ一同ともに御協力申し上げることをお約束し、賛成の討論といたします。

○議長 榎本政規議員 次に、反対の討論を許します。15番水尾京子議員。

(15番 水尾京子議員 登壇)

○15番 水尾京子議員 議第91号から95号の議案に日本共産党議員団を代表しまして反対の討論を行います。

法定協議会立ち上げから2年間余り、事務作業に当たられている職員の皆さん、御苦勞さまでです。どうなるか先が見えないだけに、大変なことだったでしょう。

さて、2度目の廃置分合議案の採決がこれから行われます。藤島町、羽黒町、檜引町、朝日村、温海町、本日臨時議会が一斉に行われていますが、今回で合併は決まるのでしょうか。

市長は、これまで繰り返し合併の必要性を述べてきました。合併賛成議員の論旨も同じです。少子高齢化、人口減少、行政に対するニーズの高度化、多様化、地方分権の受け皿、財政激変、周辺町村の衰退救済、だから合併は避けて通れない。しかし、この論は合併で解決できるものではありません。そう反論すると、認識が違う、見解が違うと言われ続けてきましたが、この問題は歴史が検証するでしょう。合併はバラ色と今賛成討論がありましたけども、忘れないでください。平成のこの合併は、住民の自主性や利益にかなったものではないということを改めて主張し、道理はこちらにあることを確信するものです。

考えてみてください。明治、大正、昭和、平成と各自治体は住民とともに地域をつくってき

ました。これまで合併は大きく2回行われましたが、明治の合併は村も町も小学校を持つための小学区単位をまとめる合併でした。昭和の合併では、どの町村にも中学校ができる義務教育の制度を充実した住民の利益を残した合併でした。しかし、今回の合併は国の交付税や補助金を削減するため、合併は究極の行政改革と政府もこれを認めているところです。そもそも地方交付税は地方公共団体間の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有の財源であります。地方交付税は地方の命綱となり、住民の福祉を守ってきたわけです。地方交付税の財源は、国民が払う所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の五つの税から成っていますが、この財源の総額が落ち込んでいることと国の財政赤字700兆円の対策のために強引に進められているのが今の市町村合併です。落ち込みの大きな理由は所得税、これは不況と高所得者の最高税率引き下げが原因です。法人税も大企業への優遇税制で減少しています。このように、大企業や高所得者に以前のように応分の負担を求めることが地方交付税の財源を守ることになります。700兆円の赤字もむだな開発とバブルがはじけてお荷物になった赤字です。この責任を合併という手段で協力させられることは、納得できないものです。

私たちは、住民合意をも否定するものではありません。しかし、平成の合併は住民の利益を考えたものではなく、合併が地域の活性化になるとか、財政危機を救うとか、少子高齢化に対応するなど、総務省のマニュアルは根拠がなく、目的は財政削減対策ですから、いろいろ計画の策定はされたとしても、サービスは低く、負担は高くなるのが結局当然ということになります。それを何よりも明確にするのは財政シミュレーションです。対策室が示す財政計画は、合併特例交付金や特例債の償還分に当たる交付金も地

方交付税に入れていますが、これは使途が決まっているもので自由に使えないものです。それを差し引き、合併をしない場合と比較すると、10年後は合併しない場合の方が有利になるということがわかります。それを示す15年、20年先のシミュレーションを示さず、特例により変動を抑えた計画しか出さないことは住民を欺くものです。特例措置は、デメリットがあるから特例があり、財政危機を救うものではありません。昭和の大合併の際に交付金制度が途中で変えられ、多くの自治体では約束の半分しか措置されなかったと言われていますが、今回の特例措置も国の財政事情次第で約束すらほごされる危険性を感じます。

また、鶴岡市民の意思確認ですが、各コミセン単位に3巡して説明をし、会場の雰囲気や全戸に配布した意見はがきでも、市民が合併や鶴岡市の名称も理解を示したと報告をしています。が、まだまだ住民には手が届かず、説明不足だったのではないのでしょうか。合併のような難しい問題は、住民にはわかるはずがないという住民軽視が根底にあり、それが住民投票や名称の公募をもはねつけ、説明会をコミセン単位から町内会単位におろすこともできなかったのではないのでしょうか。

意見はがきに関してですが、市長は統計学の専攻をなされたということをお聞きしました。アンケートは何のために行うのか、問題があり、その解決のために問題点を把握し、解決策のデータとするために行うものです。統計学の本にはそう書いてあります。アンケートで最も住民が答えにくいのは、文章を書き込む方式です。ここではその方式をとりました。櫛引町では、町内会長さんがはがきを出したかと回ってくるので、何を書いたらいいかわからないので、何も書かずに投函をした地域があり、櫛引町の投函された約半分は白紙でした。羽黒町では、市の名称は鶴岡市がいいと書いたはがきが8枚あ

りました。その中には、協議会の当時副会長をなさっていた御夫婦も書いたと議会で明らかになったそうですが、新市の名称は鶴岡市がいいと返送したのは羽黒町の世帯2,408世帯の8枚、0.3%でした。また、回答率の最も低いのは郵便回答でポストに投函をする方式だそうですが、ここではそのやり方をとりました。回答方法は住民が最も答えにくく、回収は最も低い回収率の方法を選んだのですから、鶴岡市の回収率1%は当然かもしれません。こういう方法を選んだことは、市民の声を聞こうとする姿勢に欠けていたことです。全戸を対象にしたことばかりで、貴重な意見があったとしても、全体の意思確認はならなかったのに、その分析がなかったことは非常に問題です。私たちも行いましたが、他町村でも行ったアンケート結果を真摯に受けとめるべきでした。

申し上げましたように、合併について住民が判断できる十分な情報を与えたのか、また住民の意思を確認したのか、その基本がどちらも同意できるものではありません。21世紀は、地方の将来を住民が決める時代です。20世紀の世界の流れは従属から自立へ、統制から自主です。大きな歴史の流れの中、住民主役を貫きましょう。

以上、反対討論といたします。

○議長 榎本政規議員 次に、賛成の討論を許します。20番富樫正毅議員。

(20番 富樫正毅議員 登壇)

○20番 富樫正毅議員 上程されております合併関連議案に対し、公明党議員団を代表し、賛成の立場で討論を行います。

市町村合併の背景と必要性としては、昭和の大合併以降相当の期間が経過しており、その間の交通、通信の手段の著しい発達とその基盤整備の進展、住民の日常生活と活動の圏域の拡大、広域総合的な行政需要の増大、住民ニーズの高度化と多様化、少子高齢化、人口減少社会への

対応の要請などが挙げられます。同時に我が国のあらゆる分野での構造的改革が求められるようになり、その政治、行政の面における一環として、地方分権の推進を図り、その成果を生かすことができる体制の整備として、市町村の規模、能力の拡充等を図り、統治機構の簡素、効率化の必要性が出てきております。地域総合行政を担う基礎的自治体である市町村において、健全な財政運営をするためには大幅な改革が必要となってきます。厳しい状況にある財政事情の中で、未来のためによりよい地域づくりをする責任を果たしていくには、行政のスリム化と合理化、職員一人ひとりの能力の向上を図っていき、地方自治体として多様な高齢社会の市民ニーズに対応しなければなりません。高齢社会、人口減少社会は、差し迫った目の前の課題であります。行政の対応がおくれることは、そのまま地域住民に対する福祉の低下に直結します。早急にあらゆる対応策をとらなければならず、その有効な選択肢の一つに市町村合併があります。

周辺町村とは教育、雇用、日常の買い物等生活圏は同一であります。にもかかわらず、自治体が別々であることの方が住民の視点に立った場合、疑問を持つものであります。今日まで同様の歴史や文化を共有し、共存、共栄してきております。そこには、市町村としての区別はなく、むしろ合併し、お互いに手を携えて、困難な財政事情の中、それを克服するのがごく自然の流れであると思われます。

地方自治体は、民主政治の基盤をなすものであり、地域における諸問題、諸課題に対して住民のニーズを最も敏感にとらえ、地域の実情に即して地域みずからが判断して対処できる効率的、能率的な地域総合行政であるべきであります。大きく変わろうとしている社会状況の中で、当然これまでの公助、共助、自助のバランスも変えなくてはならず、合併する、しないにかかわらず、公助から共助、自助への移行、つまり

これまで行政がやってきたことも今後市民との協働の中でボランティアやNPO、また民間企業へとその役割はシフトしなければなりません。そのための体制づくりをコーディネートするにも有為な人材が必要とされ、職員の質の向上が求められます。多様で高度な施策を地域の隅々まで展開するには、ボランティアやNPO、また民間企業と情報を共有し、協力しながら困難な時代を乗り越えていかなければならないと思われま

す。我々地方自治体に責任を持つ者にとって、現在与えられた環境の中で住民の幸せを一番に考え、今やらなければならないことを最善の方策で取り組まなければなりません。そうであるならば、合併し、有利な起債を使い、住民のために必要なことを決然と断行し、住民福祉の向上につなげるべきであります。もちろん合併に至る経緯は大切であります、それ以上に合併後の新市においてどのようなまちづくりをしていくかが最も重要であります。それは、合併後の首長や議会に期待するものであります。今後の地方における自治体においては、大変厳しい社会情勢、経済事情の中にあることはひとしく認識を同じにしていると思われま

すが、反対論者はそれに対しどのように立ち向かおうとしているのか、甚だ疑問であります。最後に、これまで3年以上の長きにわたる合併協議におきまして、関係者の御労苦に対し心より感謝を申し上げますとともに、今後も健康に留意しつつも、地域の住民のためにとの思いで努力を重ねていただくことをお願いいたします。

以上を述べまして、上程されております議案に対し、賛成の討論といたします。

○議長 榎本政規議員 次に、反対の討論を許します。

次に、賛成の討論を許します。25番伊藤銈一議員。

(25番 伊藤銈一議員 登壇)

○25番 伊藤銈一議員 議第91号から議第95号までの合併関連議案5件について、連合鶴岡議員団を代表して賛成の討論を行います。

平成の大合併と言われる今日の合併問題の要因は、過大な公共投資を繰り返してきたことによる700兆円を超すとも言われる膨大な財政赤字をこのまま後世の世代に対してつけ回しただけではどうにもならなくなったがための国による地方自治体と住民に対する究極の行財政改革と言うべきものであって、自治体や住民に対しては強い痛みを強いる何物でもありません。また、平成の大合併は、過去にあった昭和の大合併と質的な違いとして主には、国は合併を強引に進めるために、地方交付税の削減という兵糧攻めとあわせ、人口規模によって自治体の権限をも制限していくというむちを振りかざす一方で、合併特例債や地方交付税措置の一定期間の優遇などのあめをも与えるなどして、何としてでも合併を進めていこうという国の厳しい姿勢が示されていると思います。加えて、急速に進む少子高齢化は一向に歯どめのかからない状態にあるため、財政的な厳しさとあわせ、地域コミュニティの維持も困難になるのではないかと懸念されている状況にあります。

こうした地方自治体を取り巻く状況を考えると、住民にとって最も身近にあって、行政サービスの担い手となる自治体の健全な行財政の運営を図っていくことは、結果として住民サービスの維持や向上に確実に結びついていくことになるものと思います。もとより広域合併によって、自治体が抱える多くの課題、問題がすべて解決していくとは考えないわけではありますが、合併は避けて通れないものであり、いずれ決断しなければならないものであるとするならば、今あるさまざまな制度や政策を有効に活用しながら、マイナスを極力抑え、プラスを拡大していこうというこのたびの合併はやむを得ない決断だと思うものであります。

しかし、合併は鶴岡市のように市の名称も残り、日常の生活でも直ちに大きな影響が出てこない鶴岡市民と違い、合併によって長年親しんできた名称が消え、住民サービスなどでも大きく変わっていくことになる町村の皆さんにとっては大変重い決断であることを思うとき、中心部や市街地だけが恩恵を受け、周辺部では過疎地が一層進み、日々の生活圏が奪われたということのないように、十二分に心していただきたいというふうに思います。

また、未調整項目の多くは、住民サービスのあり方と負担にかかわるものであり、協議の進め方によっては合併に対する不信感や不満に結びつくことにもなるため、丁重な説明責任や住民参加による決定が求められていると考えます。あわせて、新市に統合される職員の人事や労働条件につきましても個々の能力を十分に発揮され、一日でも早く一体感のある新市の実現をするためにも職員団体との協議を尽くし、協力を得て進められることを要望し、賛成の討論いたします。

○議長 榎本政規議員 これで討論を終結します。

これから議第91号から議第95号までの議案5件について一括して採決します。ただいま議題となっております議第91号から議第95号までの議案5件についての委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長 榎本政規議員 起立多数であります。

よって、議第91号から議第95号までの議案5件については原案のとおり可決されました。

(中 略)

閉 会

○議長 榎本政規議員 以上で本日の日程は全部終了しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

これで平成16年12月鶴岡市議会定例会を閉会します。

(午後 0時08分 閉 会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

鶴岡市議会議長

榎 本 政 規

鶴岡市議会副議長

斎 藤 助 夫

鶴岡市議会議員

佐 藤 信 雄

鶴岡市議会議員

斎 藤 悦 郎

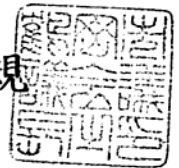
鶴岡市議会議員

水 尾 京 子

上記は、会議録の抄本である。

平成17年1月28日

鶴岡市議会議長 榎 本 政 規





平成16年度第8回藤島町議会臨時会会議録

平成16年12月22日(水曜日)

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 議案第49号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について

日程第4. 議案第50号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

日程第5. 議案第51号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について

日程第6. 議案第52号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

日程第7. 議案第53号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程表と同じ

○出席議員 (16名)

1番	足田友己君	2番	小野寺裕君
3番	斎藤貢一君	4番	小野由夫君
6番	上野昭三君	7番	加藤鑛一君
8番	伊藤繁喜君	9番	斎藤光弘君
10番	富樫民雄君	12番	今野良和君
13番	池田勝君	14番	坂善彦君
15番	富樫金雄君	16番	高橋徳雄君
17番	押井喜一君	18番	斎藤久君

○欠席議員 (1名)

5番 日向喜栄君

○説明のため出席した者の職氏名

町長 阿部昇司君 助役 成澤辰己君

教 育 委 員 長	池 田 清 君	教 育 長	加 藤 輝 信 君
監 査 委 員	草 島 朗 君	選 挙 管 理 委 員 長	水 野 富 弘 君
農 業 委 員 会 長	奥 泉 英 一 君	総 務 課 長	深 澤 一 雄 君
企 画 課 長 兼 合 併 対 策 室 長	半 澤 正 昭 君	税 務 町 民 課 長	齋 藤 留 治 君
福 祉 課 長	今 野 克 雄 君	工 夕 ク ン 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 武 君
環 境 課 長	高 橋 親 孝 君	建 設 課 長	上 林 正 利 君
教 育 課 長	山 村 誠 君		

○ 事務局出席職員氏名

事務局長	高 橋 忠 美	書 記	梅 津 弥 生
書 記	黒 井 浩 之	書 記	渡 部 秀 明



[10時00分 開会]

○議 長（齋藤 久君） ただいま事務局長報告のとおり、出席議員数が定足数に達しています。

○議 長 ただいまから平成16年度第8回藤島町議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりであります。

[中 略]

日程第3．議案第49号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について」

日程第4．議案第50号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」

日程第5．議案第51号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について」

日程第6．議案第52号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」

日程第7．議案第53号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について」

○議 長 日程第3、議案第49号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について」、日程第4、議案第50号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」、日程第5、議案第51号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について」、日程第6、議案第52号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」、日程第7、議案第53号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について」まで5議案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なしの声あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第49号から日程第7、議案第53号までの5議案は、一括議題とすることに決定いたしました。提案理由の説明を求めます。

町長 阿部昇司君。

○町長（阿部昇司君） 平成16年度第8回藤島町議会臨時会にあたり、ご提案いたします議案の概要について申し上げます。

本臨時会にお諮りいたします案件の議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第53号につきましては、いずれも平成17年10月1日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町が合併し、新たな鶴岡市を設置する合併関連の議案でございます。議案の説明に先立って、この度の合併に至る経緯をご説明申し上げます。

この度の合併協議につきましては、平成14年度より各市町村間におきまして検討が開始され、任意の合併協議会であります庄内南部地区合併検討協議会での協議を踏まえ、平成14年10月10日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村及び温海町の構成市町村により「庄内南部地区合併協議会」を設立したところです。この庄内南部地区合併協議会におきましては、25回にわたる合併協議会、さらに専門小委員会等を開催して、新市の建設計画や基本4項目をはじめとし、約2,500項目にわたる調整項目につきまして協議を重ねられてきたところです。この協議の過程におきましては、新市建設計画には本町の総合計画に盛り込むべき重要な事務事業を総て反映させることができました。また、合併後の行政サービスにつきましては、住民生活に大きな変化が生じないように、さらに合併の効果が最大限発揮できるように調整したところです。これらの協議経過を踏まえ、平成16年10月4日、7市町村長による合併協定書の調印が行われ、その後合併する旨の議案を構成市町村の各議会に提案したところ、三川町議会では否決され、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町の議会では可決されました。その後、可決となった6市町村長による協議が行われ、その中で、少子高齢化や日常生活圏の拡大、厳しい経済・財政状況など自治体を取り巻く状況を考える時、合併の必要性に大きな変化はないと判断し、市町村合併は今後の地域づくりを推進するに極めて有効な手段であるという共通の認識に至ったところであります。そして、南庄内6市町村による合併を推進するため、市町村の合併の特例に関する法律第3条に基づき、各市町村議会の議決を経て、平成16年11月9日に6市町村の市町村長、議長、議会推薦委員、識見者により構成される南庄内合併協議会を設立したところであります。南庄内合併協議会におきましては、4回にわたる合併協議での協議をはじめとして、専門小委員会、議会議員定数等小委員会などを開催し、庄内南部地区合併協議会での協議経過を踏まえながら協議を進めてきたところであります。また、これらの協議期間中においては、合併協議会だより、町広報、ホームページ等の情報伝達手段を用いて、市町村合併が求められている背景や合併協議の状況について住民への情報提供を行うとともに、町内会単位での説明会を3回、地区単位では3回、町全体で1回、その他アンケート調査や各年代層、団体への説明や意見を頂く機会を積極的に設け、住民の理解を得られるように努めてきたところであります。今回、協議経過を踏まえ、6市町村による合併協議が整い、去る12月12日、各市町村長により合併協定書の調印を行ったところです。

これまでの歴史を振り返ってみますと、社会状況の変化に応じて藤島町は30年から50年の刻みで行政の形を変えてきました。それぞれの時代に即して地域住民サービスを提供するために、多くの先人の方々が汗を流し、相当の努力をされ、この地域を創り上げてこられました。合併協議会で協議を重ねてきた内容は、南庄内地域の魅力と資源を最大限に活かし、各市町村のこれまでの歴史的経過に配慮したものであります。このようなことから、これからの将来にわたり各々

の世代が安心して生活できる地域をつくり、大きく飛躍をさせるために、新しい自治体、行政システムをつくるという強い意志を持ち、本日ここに合併関連議案を提出した次第であります。

それでは、ただいま上程になりました議案をご説明いたします。

はじめに、議案第49号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について」は、これまで南庄内6市町村による南庄内合併協議会におきまして、新市建設計画、その他の合併に関する協議が重ねられ、6市町村長が去る12月12日合併協定書の調印を行ったところです。この合併協定書の合意に基づき、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町を廃止し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することにつきまして、地方自治法第7条第5項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」は、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴う財産処分に関する協議を、地方自治法第7条第4項の規定により、別紙協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、同条第5項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について」は、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議を、地方自治法第91条第7項の規定により、別紙協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、同条第10項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。協議によりまして、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は34人とするものであります。

次に、議案第52号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」は、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律に基づく経過措置を、別紙協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、同法第6条第8項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。協議によりまして、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り38人とするものです。また、合併前の6市町村の農業委員会の選挙による委員につきましては、新たに設置される鶴岡市の農業委員会の選挙による委員として、引き続き在任することができる委員の数を37人とし、また、引き続き在任することができる期間を平成17年11月25日までとするものであります。

次に、議案第53号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について」は、鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町、朝日村及び温海町の合併に伴う地域審議会の設置に関する協議を、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定により、別紙協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。協議によりまして、設置する地域審議会は、合併前の6市町村の区域ごとにそれぞれ設置するものであ

り、設置期間を平成17年10月1日より平成27年3月31日までとしたところです。また、審議会の所掌する事務としては、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項などについて、市長の諮問に応じて審議し、答申することになります。さらに、審議会を構成する委員は、区域ごとにそれぞれ20人以内としているところです。その他、地域審議会の運営等に関する事項につきましては、別紙協議書のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

[町長 阿部昇司君 降壇]

○議長 長 これから、議案第49号から議案第53号までの5議案に対し質疑を行います。質疑ありませんか。2番 小野寺 裕君。

○2番(小野寺 裕君) 私から、1点お聞きをしたいと思います。

新市の財政計画についてでありますけれども、基金現在高ということで、合併から10年後、27年度には50億円程度、基金を増やすということになっています。それは、その次の年からいわゆる交付税の算定替ということで、5年間、段階的に交付税が減るわけですが、それに対する備えということで、この基金というのがあるというふうに説明会で聞きましたけれども、では、その算定替はどのくらいまで下がるのでしょうか。15年後にはどこまで下がるというふうに見えていますか。それをお聞きます。

○議長 長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長(半澤正昭君) 基金積立につきましては、今議員のほうからは、合併算定替に伴う段階的に減額になる分に充当するのかという、それが前提になっているわけですが、ご承知のとおり、基金は必ずしもその合併算定替に関わらず、収支の均衡、いわば後年度の財政事情に対応するために貯金しておくものでございます。ですから、16年目にいくら下がったからいくら充当するとか、そういった性格のものではございません。16年目に収支が均衡すれば、その基金を取り崩して充当するといったことはしなくても済むわけですので。ですから、そういった理解ではないと思っていただいて結構だというように思います。

それから、前々からこの10年、11年目以降の段階補正の関係についてご質問をいただいているわけですが、ご承知のとおり、いわば毎年度4月1日現在のそれぞれの自治体の姿で本来の計算がされるわけです。ですから、今の時点で11年目の段階、あるいは12年目の人口だとか、それから収入の状況、これらがどうそれぞれの自治体、合併後の一つの自治体だけでなく、それぞれの現在の自治体がどうなっていくのか、そこを把握していかないと、その過不足というのは出てこないということです。現段階で何年度いくらといったことは、今までも答弁しておりますように、具体的な数字としては出にくいというように思っております。

○議長 長 2番 小野寺 裕君。

○2番(小野寺 裕君) 15年後のものについては出していないということですが、しかし、これは今の人数がどれだけ減るかということとか、大体の把握はできると思うのです。人数とか、そういった条件なんていうのは、算定の基準があるわけですので、それに予想して、そんな大きく変わるわけではないので、私は出せると思うのです。たぶん出す機会がなかったというふう思うのですけれども。普通に言われているのは、今の南庄内の合併規模で言えば、まず15年後には合併10年後の水準から見て、全体でやっぱり70億円から90億円くらい減るだろうというふうに私は聞いております。その計算をした方からですが、そういう前提で5年で計算をす

るということになれば、5年で段階的に平均に減らしていくと、減っていくということに計算をすれば、年間、1年目には15億円以上減ることになります。それで、次の年、合併12年目には30億円以上減ることになります。そうしますと、もう合併12年後には45億円ということで、この基金が積み立てられた50億円というものは、もう底を付くという状況になると思うのです。さらに、13年後はまた15億円、プラス減るということで、こういう状況になるということが、まず今の段階で予想されるわけですが、合併によって住民サービスを落とさないようにするという話でしたけれども、こういう状況で本当に住民サービスを減らさないで頑張ることができるのでしょうか。町長にお聞きします。

○議 長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長（半澤正昭君） 議員のご質問は、基金と、あくまでも算定替の関係だけに関わる部分というふうに理解しておりますけれども、ご承知のとおり、今回17年度の予算内示がされているわけですが、この間、その交付税の行方というのは、確かに合併算定替による5ヵ年間にわたって減額になるというふうな言い方なのか、もう一つは、元々本来は制度的には合併した年度から、合併した年度の途中であれば翌年度からその新市としては、新しい自治体ですので、その段階で交付税が算定されるわけです。そこが、いわばゼロベースの状態なわけです。それでは不都合だからということで、10年間は上乘せをします。そこから、いきなりゼロに持ってくるということは大きな格差があるから、5年かけて段階的にゼロの水準といいますか、本来の自治体の交付税の算出のところに持っていくよということなので、プラスからマイナスでなくて、ゼロからプラスされているのだというところで、この交付税制度についてはご理解いただく必要があるというように思っております。算定替の他に、今交付税総額についての議論もあるわけですので、必ずしも、その減額、あるいは現状にどれだけ下がるかということについては、単にその算定替だけの議論にはならないのではないかと考えております。

○議 長 2番 小野寺 裕君。

○2 番（小野寺 裕君） 本来下がるところが10年間下げない、そのとおりですけれども、でも、本来下がる額がどうなのか、それが聞きたかったわけなのですけれども、その分については計算されていないということでありますので、先程私が申し上げた額になる可能性が高いということで私は申し上げるしかなかったわけですが、そういうことが、何か得したような感じはしますけれども、この地域、南庄内の地域で毎年そういう額が減ってしまうわけです。それを減らなことを、今この10年間特例措置としてあるわけであって、減るわけです。その減る影響というものはどのように考えますか。

○議 長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長（半澤正昭君） あくまでも交付税制度の問題から考えていけば、本来自治体の税収、本来自治体がその力として持っている税収でまかなうというのが基本的な姿なわけです。それで基本的な支出をまかなえないから財政補填というかたちで交付税が交付されるわけです。その自治体の姿からすれば、いかに地域の活性化をして、そこに税収を上げる努力をしていくというのが、本来求められている姿なのではないのかなと。交付税がいっぱい来るということは、そこにそれだけの税源がないとか、税収の担税力がないとか、逆に言えば経済的に弱い地域というふうに見ざるを得ないのかなと思うわけです。ですから、交付税をむしろ頂かないほうが、その額が小さいほうが、本来であれば望ましい自治体であるというように思っております。

○議長 他に質疑はありませんか。7番 加藤鑛一君。

○7番(加藤鑛一君) 私からも、合併関連議案について質問をいたしますが、先程の小野寺議員に引き続いて疑問がありますので、合併対策室長にお聞きいたします。

本来の交付税はゼロということで、合併算定替はプラスの部分だというふうな説明でした。なぜ、ではゼロの部分の本来の交付税、例えば今年、もし6市町村が合併していたとして、本来の交付税は一体いくらになるのかということはなぜ計算されなかったのですか。それをゼロとして合併算定替では、合併のメリットとして何十億円あると、このようになるわけでしょう。10年や15年後の将来はわからないと言って逃げないで、現在の状況でなぜ計算されなかったのか。現在、6市町村が合併していたとして、本来の交付税は6市町村の地方交付税の計算式、算定要素、人口から何から全部持ち寄れば計算できるはずですし、他の合併協議会では計算をして出していますよ。そういう基本的な作業をされなかったのか。もし室長がしていたとすれば、今本来の交付税は一体どのくらいに計算しておりましたか。

○議長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長(半澤正昭君) 私の立場では計算いたしておりません。

○議長 7番 加藤鑛一君。

○7番(加藤鑛一君) ですから、今回の合併の最大の問題は、本来合併したとして地方交付税が一体どれだけになるのかということが計算されていない。ですから、合併して交付税の算定替でどれだけのメリットがあるのかという差すら出ていないのです。こういうずさんな合併協定書になっていると思うのですが、質問を変えます。

藤島町がこの6市町村の合併ということは、町としては解散をして、新しい自治体を創るという重大な問題ですけれども、それについて、やっぱり藤島町というのは町長一人のものではないはずです。やっぱり町民一人一人の大切な藤島町です。その町民一人一人の意見を、合併に賛成か反対か、藤島町が解散してもいいのかどうか、そういうことはまだ一度も聞いていないのですけれども。それで、町長がこういうことを提案することができるのかどうか。先日、町民からお手紙を頂きました。その手紙にこう書いているのです。これは重要なことなのですから。

「私のおぼろげな記憶ではありますが、前回の町長選挙において、他の2人の候補は庄内一つという理念の下、積極的に合併を推進すると言っていた中で、確か阿部昇司候補は、合併せずに自立するまちづくりをするというようなことを、全世帯に配付したリーフレットに書いていたと思います。私はそこを見て『阿部昇司』と書いて投票しました。しかしながら、町長に就任後、遊佐町出身の総務省職員の講演を聞いて、今後財政が厳しくなると考え、他の首長と同じく危機感を持ってこの合併に加わることになってしまったと。これは正に、町民への公約違反であり、到底許されることではなく、町長は責任を取らなければなりません。」というふうなお手紙を頂いたのです。町長にお聞きしますけれども、これは事実でしょうか。事実だと思いますか。

○議長 町長 阿部昇司君。

○町長(阿部昇司君) 合併に直接関わりのないところでありますけれども、町長選挙の時には広域合併ということは十分に町民と議論をし、審議をし、テーブルを多くして、その下に取り組んでいくということを公約でも申し上げております。

○議長 7番 加藤鑛一君。

○7番(加藤鑛一君) 今の答弁からすれば、他の2人の候補は庄内一つという理念の下、積極的に合併

を推進すると明確にしていたが、阿部町長はそうではなかったと。スタンスは違っていたのですね。合併に積極的ではなかったと。そこを見て、その人は「阿部昇司」と投票をしたと。結構いると思うのです。やっぱり合併に否定的な人や、合併に不安を抱いている人は、きっと阿部昇司候補に投票して、そして阿部町長が当選したのではないかと私は思うのです。ですから、そういう人たちの思いを裏切ることになってしまっているのではないかと。しかも、町民一人一人の合併に賛成・反対の意見をまだ聞いていないのですから。これは重大だというふうに思います。これで果たして合併を許すのかどうかと思います。

次に質問をします。合併の必要性について書いているのは、この合併協定書の前文の中程です。ちょっとお聞きしたいと思います。いくら読んでも合併の必要性についてわからない。「今後の社会・経済の変化や財政事情の逼迫などを考えると、これまでの改革程度では必要なニーズに応えることは殆ど不可能な事態に追い込まれることが危惧されます。」として、「6市町村はこうした判断に立って合併特例措置を活用して合併することにした。」と書いてありますが、この理由が「今後の社会・経済の変化や財政事情の逼迫などを考えると、これまでの改革程度では」という条件付きです。これまでの改革程度では殆ど不可能な事態に追い込まれることが危惧される。それでは、この表現の裏返しとすれば、これまで以上の改革をすれば、この「危惧される」ということは解消できると、こういう文章になるのではないですか、文章的には。条件付きですよ、「これまでの改革程度では」という条件で。では、当然三位一体の改革は大変な、今度17年度から本格的になりますから極めて厳しい状況になると思うのですが、どこだって合併したってしなくたって、これまでの改革程度ではどこもやっていけないのです。ですから、これまで以上の改革の検討はされなかったのか。どうでしょう。合併の必要性について書くなら、もっとはっきり、「これまでの改革程度では合併しなければやっていけないという判断に立った。」とか、なぜここはこういう明確な文章にならなかったのですか。この文章の作成に加わった、たぶん合併対策室長だと思いますけれども、なぜこの「殆ど不可能な」「追い込まれることが危惧されます。」という何か不明確な文章、はっきり言えない文章。なぜここで、はっきりと、合併推進であれば、「これまでの改革程度では合併しなければやっていけない。」と、なぜ書けなかったのか。非常に疑問なこの協定書になっているのではないですか。これは中心的なところです。ここのことを説明してください。

○議 長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長（半澤正昭君） 先程議員のほうから、三位一体の改革が17年度以降非常に厳しくなるというようにご質問の中で触れられておりました。正にそのとおりだというように思います。そして、議員もご指摘のとおり、この地域の歳入の多くは依存財源に占められているわけです。その依存財源というのは、当然交付税制度も含めた、国、県の政策如何に大きく委ねられているというところにあるわけです。ですから、歳入基盤がどうなるかわからない中で、どの程度の改革をすればどうなっていくということは、明確に打ち出せないというのがジレンマとしてあるのかなというように思っております。また、前文ですから、一つ一つ触れるというものでもないというように思います。全体の姿、全体像を表す、それが前文だというように理解しております。

○議 長 他に質疑はありませんか。16番 高橋徳雄君。

○16番（高橋徳雄君） 1点だけ伺いたいと思います。

昭和の大合併以来、50年歳月で平成の大合併に向かって、今町長の下で協定書がやられます。

この内容等々を見ますれば、もう既に話し合い等々が付いているようでございますが、ただ1つだけ伺いたいのは、いわゆる社会変化の対応の仕方、これは町民の福祉向上の下でこれから対応していかだろとういうふうに思っております。確かに、財政問題、あるいは少子高齢化の問題、いろいろ出てきております。その中で、いわゆる配置分合関係ですので1点だけ伺っておきたい。というのは、もう既に平成17年度の予算関係については内示等、だんだん出てきます。その後に、人事関係が出てくるわけです。これは、まだ組織図というものを私たちは見ておりません。合併後の組織図は一体どのようなになっているのかなという感じでおります。ここに、13項目の中で行政機能の分担、こういうことを書かれておりますし、その中で、内部管理部門の中の問題もでございます。これらの問題は、ただ聞きたいのは、いつ頃この組織図というものが我々の下に示していただけるのかなということでもあります。もう3月が終わりますと、4月1日から人事関係、そして、その後10月1日に合併に踏み切りますと、その間、なお人事異動、いろいろ出てくるかと思うので、財政面は当然わかりますが、これから執行するところの人事というものは非常に大切だというふうに私は思いますので、私たちにお示しいただくその時期を教えてくださいれば有り難いと思います。以上であります。

○議長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長（半澤正昭君） 組織図というようなことでございましたけれども、ご案内のとおり、各市町村の議決をいただきますと、17年10月1日の合併期日になるわけですので、それまでの間についてはそれぞれの市町村の組織機構、あるいはその人事ということになってくるわけですので、17年度当初の部分については、本町については本町で人事、組織を考えていくということになるわけです。合併後の組織については、本日一つの結論が出ますので、それを待って、人事分科会等で、事務レベルでいろいろ調整をしながら、新年に入りまして具体的な詰めをしながら、まとめ上げていくということになっております。この協議会そのものについても、前に協議会の中で会長がお話しておりますように、合併の成就するところ、10月1日までは、その組織を活かしながら、そこに相談しながら、また報告をしながら、重要事項については諮っていくということをお話しておりますので、そういった過程の中で、また議会のほうにも報告なり、説明する機会が出てくるのかなというように思っております。時期的には、その作業の進め方ということになってくるのかなと思います。現段階で、来年の3月だとか4月という明確な時期までは申し上げかねるわけですが、新年早々から具体的な詰めに、相談に入っていくといった状況でございます。

○議長 他に質疑はありませんか。9番 齋藤光弘君。

○9番（齋藤光弘君） 若干質問をいたします。

冒頭、町長の報告、それから提案の中にもございました。それから、6つの枠組みでの合併協議会での話し合いの内容でも出てきておりましたけれども、新しい市の建設計画については、6つの市町村でこれまで町と議会で決めてきたことを大きく尊重して、それを活かしていくというようなことでありました。ただ、その中で、人口の減少とか財政事情、あるいは産業構造の変化にも新しく対応していかなければならないというようなことでありますし、地域の特性、特徴、特色といいますか、それを大きく尊重していくということで、私はそれについては賛成、是非必要だと思いますし、地域の声が中央、本所に届かなくなるという住民の大きな不安も抱えておりますので、それは結構だと思います。ただ、これからの話でありますけれども、本所・支所機能

の中身、あるいは支所の権限とか、それから、細かく申しますけれども、後で総体的にお答え願えれば結構ですけれども、一部事務組合の中でも鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、また鶴岡地区消防事務組合、また月山水道企業団、それから、藤島町が主体的に取り組んできました庄内地区介護認定審査会、鶴岡とは別個にやっているわけですが、それから町民に直接大きな影響をする点では、国保税、国保の問題、これは5年間の不均一課税でありますし、それぞれの町村でも基金の取扱いとは違ってくるわけです。それから、固定資産税ということでそれぞれ負担を願っているわけですが、これは鶴岡市の例を基本にするというようなことで、いろいろ細かい面、これから協議すべき点が多いかと思います。2,500項目でしたか、調整項目の中で6割程度は合併後に積み上げと言えればいいか、積み残しと言えればいいか、それが出てくるわけですが、それは今の時点で、合併を決める前に全部協議することはちょっと不可能なわけですが、できるだけ判り易く、透明に協議をすべきだと思っております。これからの協議の方法、方向ですが、私が受け止めるには、市町村長さんたちが中心の運営小委員会で原案を立てると。それを基に合併協議会に提案をして、いろいろ意見交換をし、話し合いをして決めていく、そういう方向ではないかと思っておりますし、先程長々と申しましたけれども、それらの細かい問題についてどう町長として、あるいは合併対策室長として、現在の時点で考えておりますか。それから、今後、今言いました具体的な点については、どのような経過で話し合い、決定し、町民に報告していきますか。この2点について伺います。

○議 長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長（半澤正昭君） 先程、高橋議員のほうにも答弁しておりますように、人事、組織、それから職員の給与の問題とか、そういった細かいものになりますとかなり事務的な、技術的なことなども出てきます。それから、支所長の権限、そういったところについても、本町にもありますように、組織機構の中で専決規程のあり方とか、そういったものの絡みが出てきますので、そういった調整をしながら進めていくということになるわけです。当然、市町村長の協議の前段で、担当レベル、あるいはその上になりますと助役会議、そういったところで一つの課題を整理しながら、そして、判断していただく場を市町村長会議のほうに上げていくというような流れの中で、その過程でまた合併協議会の委員の皆さんにご意見をいただくといった一つの流れ的になっていくのかなと、そんな思いをしておりますし、また幹事会としてもそんなことでいろいろ打ち合わせをしているところです。広報等についても、今までも町の広報を通じていろいろ情報を流しておりますけれども、今後もやはり一つ一つのけじめの中で、区切りの中で、広報、あるいはホームページ、そういったことで住民の皆さんにお知らせしていきたいというふうに思っております。

○議 長 他に質疑はありませんか。12番 今野良和君。

○12番（今野良和君） 私から、1点だけお尋ねしておきたいと思っております。

今の合併協定書の13番の組織及び機構の取扱い、これについてお尋ねしたいのですが、今進めている協議会の中でもいろいろ議論がされていると思っておりますし、あるいは、前段の庄内南部7市町村の協議会の中でもいろんな考え方が出たと思うのですが、というのは、本所と支所との機能の分担の関係です。ここに書いてあるのは、支所の権限などについては、新市での新しい行政課題とか、いろいろ権限の分担、財政事情などを総合的に勘案して、これから適切に考えていきたいと思います、こういうことになっているようですが、いろいろ県内の合併協議会の中でも、本所

の機能と、それから支所の機能、あるいは、支所の機能の中に例えば議会はこちらのほうの町でやりましようとか、そのようなかたちでお互いに役割分担をしながら、そして共に協調してやっていこうと、こういう考え方があるようです。先に合併したケースなども見てみますと、そういうことをやっている所も結構あるようです。今回の協議会の中では、そのような要望、あるいは具体的な話し合いというものがなかったのかどうか。あるいは、今後そういうことを我が町として主張していく考え方があるのかどうか。これはある程度政策的、事務段階での話し合いを第一にお聞きしたいわけですが、それから、政策的には助役会議とか、最終的には市町村長の判断で決まることになっていくと思いますが、そのへんの考え方についてはどのように話し合われて、今後どのように対応していくのか。この1点についてお尋ねしたいと思います。

○議長 合併対策室長 半澤正昭君。

○合併対策室長（半澤正昭君） この合併協定書に盛り込まれた事項、文書といいますか、形になる以前に当然事務レベルでの議論、あるいは市町村長会議でのいろんな議論を経てこういった形になったわけですが、ただいま議員がご質問の中で触れられましたように、本所と支所の関わりにつきましては、現在県で採っているような総合支庁方式、それから今、大石田と尾花沢の間で議論されているような分庁方式、いろんな方式があったわけでございます。そういった方式の中で、それぞれ一長一短があるというようなことで、この地域では、総合という言葉は使っていませんけれども、どちらかという総合支庁方式的な内容になっているのかなというように思っております。言葉的にはサラッとした書き方になってはいますが、前にいろんなかたちでお示した中にイメージ図などを出しているわけですが、議会、監査、そういった行政機関の中核的なもの、これは本所に置くと。ただ、それぞれの住民の方々に不便を来さないように、窓口部門、そういったところについてはそれぞれの支所に置きますよと。そして、その中でそれぞれのまた地域の特性を活かす。本町で言えばエコタウンプロジェクトなどの推進、これは藤島を中心にやってくださいよと、それぞれの地域の特性を活かした行政をやってくださいよと、そういったかたちで合意されておりますので、それが表現としてこのようなかたちになったということです。端的に言えば、先程申し上げましたように、総合という言葉は使っていませんけれども、総合支庁的な要素が強い、そういった本所としての関わりかなというふうに思っております。

○議長 12番 今野良和君。

○12番（今野良和君） 今の答弁で大体はわかりましたけれども、これまでの議論の中で、いわゆるサテライト方式という表現が使われて、本所に総て新市の機能が全部集中するのではなくて、それぞれの構成市町村の特色を活かして、そして、藤島なら藤島にその一定の機能を、支所になるか総合支庁になるかわかりませんが、そういうかたちでやっぱり進めたほうが一体感が出てくるのではないかと。これは当然、経費の問題やら、効率の問題とか、いろいろこういう問題も当然出てくるわけですが、それ以上にそういう方式を採ったほうが、むしろそれぞれ市町村がやる気になって一体感が出てくると、こういうことであれば私はそういう方法もきちんと採っていったほうがいいのではないかと、個人的な私の考え方ですが、一時そういう話も浮上した時期もありましたけれども、その話はどうなったのかちょっとよくわかりませんが、助役会議ではそういうサテライト方式でやっていこうとか、そのような議論はされてこなかったのか。これから合併するまではまだ期間があるわけですが、町としてそのようなかたちに進めたいという考え方があるのかどうか。その点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議 長 助役 成澤辰己君。

○助役（成澤辰己君） 私が助役に就任してからまだ助役会議は開催されておられませんので、この問題についてどの程度議論されたかということについては定かでないところがございますが、法定協議会などでのいろんな議論を見てみますと、この支所の権限、機能をどうするかということについて、やっぱり多くの法定協議会の委員の皆さんが心配する、あるいは、いろんな意見を持っているというふうなことがあるようでございまして、仮に合併が決まりますとこれから一定期間があるわけでありまして、その間にこの支所の権限とか機能とか、そういった部分について相談をしながら、随時法定協議会で協議をしながら臨んでいくと、このようになっているところがございますので、これからこれらについて関係市町村で大いに相談をしていくということになると思います。また、本所だけではなくて、やっぱり支所が非常に機動性あるかたちで、地域のニーズとか現場の状況を的確につかんで、機動性あるかたちで対処していくということからすれば、支所の権限がある程度大きなものを与えられたほうが、やはり地域全体を治めていくには良いのではないかなというふうに私は受け止めておりますので、そういう立場で会議等に臨んでいきたいと、このように考えております。

○議 長 他に質疑はありませんか。

[質疑なしの声あり]

○議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。2番 小野寺 裕君。

[2番 小野寺 裕君 登壇]

○2 番（小野寺 裕君） この度上程されました南庄内市町村合併関連議案に、反対の立場で討論をいたします。

今回の合併には、大義もなければ、経済効果もありません。合併は避けて通れないとの理由の判然としないキャッチフレーズと共に推し進める、正に大義なき合併であります。地方分権の流れとともに、財政難、少子高齢化での住民サービスを確保するためには、一定以上の自治体規模が必要との論理のようではありますが、一見まことしやかであります。しかし、大局的に見れば大変おかしいことでもあります。なぜなら、皆さんもご存知のとおり、国は財政を立て直す一つの手段として地方交付税を減らすため合併を推進しているのであります。一言で言えば、地方に入のお金が減るのです。地方は今、政策的失敗による農林水産業の衰退により、それまで土台となっていた経済の柱を失っています。加えて、長引く不況、これに輪を掛けるさまざまな負担の増大などで、行き場のない状況にさらされています。さらに、貧富の差が広がり続け、社会不安へとつながっています。こういう中で、地方へのお金が減らされることは、さらに景気を悪化させ、地方は商品がますます買えなくなり、企業の業績も落ち込むことになり、税収も減ることとなります。税収が減れば、国や地方の財政難はますます厳しくなります。合併による地方交付税減らしは、財政難を助長します。そして、企業は生き残りとの際限のない利益のために、仕方なく労働者の労働条件を削ります。少子化の大きな原因は、若い人の労働条件が厳しくて、安心して産んで育てられないからであります。つまり、合併により地方経済がおかしくなれば、財政難も少子化も解決にはならず、むしろ悪化させるものであります。地方分権も弱々しいものとなります。このように、今回の合併には大義がなく、合併は避けて通らなくてはなりません。

それでは、どれだけ交付税が減るのか、南庄内合併の財政計画は合併10年間しか出していないが、この間は合併しない場合と同じ水準です。それ以降、段階的に減り続け、15年後には現行水準よりも70億円とも90億円とも言われる大きな金額が減ると計算されています。毎年毎年、70億円から90億円減った水準なのです。今年の庄内の台風による水稻被害が100億円で、大変な被害でありました。この程度の被害が毎年続くというようなことになります。しかも、南庄内だけの範囲でのことであります。大きくなってお金がないのに、なんで住民サービスが確保できるのか。合併10年間で貯金するといいますが、50億円では13年目に底を付き、その後はさらに減り続け、住民サービスに回すお金はどのように確保するのでしょうか。地方を犠牲にして国が良くなるはずがありません。この地が経済的に良くなってこそ、国の財政も良くなるものだと私は思います。

2つ目に問題なのが、藤島町は周辺になってしまうということでもあります。多くの会合、大会などは、鶴岡中心に行われることが多いでしょう。多くの人の目線が、さらに鶴岡に向くこととなります。藤島の地への愛着や執着が薄れていくでしょう。そのため、藤島は周辺部となって寂れていくことが容易に想像できます。なんといっても、行政への親密感や重要感が住民から失われていきます。顔の見えない、遠くて知らない人たちとの、把握できない大きな団体となってしまう、行政に対する一人の声は果てしなく小さくなってしまいます。農協の合併がそうでした。大きくなったことのメリットは見えにくく、デメリットが浮きだっているように見えます。農協がドンドン遠くへ行ったような気がしてなりません。藤島町が寂れていく合併はすべきではありません。

3つ目に問題なのは、住民の理解と納得です。合併は、住民にとって重大なことでもあります。特に、住民サービスの悪化は許せないことでもあります。鶴岡市の水準に倣うとしているため、今まで喜ばれていた町独自のサービスが無くなったり、悪くなったりすることは、大きな問題ではないでしょうか。このことの説明をして、十分理解して、納得してから合併しないといけないと私は思います。説明会を開いても、合併ありきの合併宣伝だけの内容では、諦めて参加が非常に少なくなってしまいます。もっと自由に発言が行える雰囲気づくりをして、町内会単位などの小さい集会での説明会をやるべきです。住民は、関心がないか、諦めている人が多いのだと思います。賛成とはっきりした人は、一部ではないかと思います。反対と思っても、言える環境ではありません。賛否のアンケートなども取らないで、どれだけ住民の意思がわかるのでしょうか。住民が納得しないうちに合併に持ち込むのは、いかななものかと思わざるを得ません。

以上の観点から、合併関連議案には賛成しかねます。以上です。

[2番 小野寺 裕君 降壇]

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番 小野由夫君。

[4番 小野由夫君 登壇]

○4番(小野由夫君) 今、地方自治は大きな変革の時を迎えようとしております。確かに、この現実、政府が取った規制緩和によりバブルが崩壊、その景気対策で減税、さらには大量の国債発行、そのツケが国民一人当たり560数万円の現在の債務と言われております。私たち住民の思惑とは違い、政策の過ちが原因であるのも事実であると思います。しかし、今それを後悔しても、戻ること、また避けることも不可能でございます。したがって、この現実に向かって解決せざるを得ません。そこで、私はその選択として、多くの方が考えるように3つあると考えます。1つは、

町独自で思い切った財政改革を打ち出し、地方交付税に頼ることなく税収を確保していく方法があります。2つ目には、似通った町村が一緒になり、とりあえずその場しのぎの合併によりお互いの改革をしながら将来の大合併につなげていく。そして3つ目には、求心力のある市と、その隣接町村と合併をし、そこに溶け込むことにより緩和策を講じながら、将来に向け一体化を図っていく。以上、3点が考えられると私は思います。私は、どれをとっても、どれが正しいのか、どれが過ちであるとか、将来がわからない中では、何人たりともはっきりとは言えないのが現実ではないかと思います。しかし、行政は止まることはできないわけでありますので、一つを選択しなければならない現実にごさいます。

そこで、私はどの方法を選択すれば良いのかと考えた時、1つ目の独自の改革は、感情的には合併をしないで従来どおり単独で行きたいと思うのは、住民等しく同じ思いと考えます。しかし、これは相当の改革が必要であり、また、住民の皆様にも、サービスの低下、また税負担の増など、さまざまな痛みを伴いながら協力と理解を得なければなりません。当初は単独で頑張ろうという思いで我慢できるかもしれませんが、しかし、将来、合併市との差が生じた時に、それも不満に変わる時期が私は来るのではないかと考えるものでございます。その詳しい内容につきましては、先の議会の賛成討論等で私もお話をさせていただきましたので、ここで深くは申しませんが、極めて危険な選択と私は考えるのであります。

次に2つ目の、類似町村ととりあえず合併して、将来の大合併を望もうという方法であります。私も庄内一つの大合併に一時、活動に賛成の方向で取り組んだ時期がございました。それが、現実には成就できませんでしたけれども、それを一部で、類似した町村で合併をするということは、私はこれはまとまることにはならないと考えるのでございます。例えば、三川は庄内の中心であり、将来発展性があり、当然自分のほうが中心になりたいという願望があるでしょう。また、余目は人口が多いので、自分のほうが中心になりたいと思うでしょう。羽黒は、庄内有数の観光資源を抱え、全国的に名を知られている出羽三山があり、当然中心と考えるでしょう。それで、我が藤島は、東田川の中心である郡役所があった歴史があり、そのプライドを捨てることができず、当然藤島が中心という思いが生じると私は思います。その中で、ではどこがリーダーシップを発揮し、求心力になっていくのかを考えた時、私は争いこそなれ、まとまることは至難の業と考えるのであります。

次に3つ目の、求心力のある市と隣接する町村との合併であります。財政的問題、建設計画等は、行政側の説明、また議会等でのこれまでの討論で詳しく申し上げてきた経過がありますので、これもここでは深く申し上げませんが、現在が吸収合併なのだからできるところまで独自でやって、行き詰まったら合併すれば良いという論もあります。現実には、その考えから合併協より離脱した町村もあるわけでありますが、しかし、現実には住民の皆様の多くの考えと逆行している考えもあるのではないのでしょうか。私は、合併するならスタートから、これまで主張してまいりました。それは、昭和の合併など、これまでの歴史の中で実証してきた現実もあります。よく大山のことを例に出しますが、大山は合併したから冷飯を食べた、そして寂れたと言われますが、私の考えは違います。私は前に申し上げましたが、大山の西高のPTA会長、またその後の後援会長時代に高校の統合問題に直面し、多くの大山の住民の方と接してまいりました。住民の方々が一様に思っておりますのは、遅れての編入合併により冷遇を受けているという思いであります。私はその時、過去にこだわるより、その跡地に将来大山として何が必要なのかを考え、強く交換

条件を提示していくべきだと主張して説明してまいりました。度重なる説明会等でお話させていただいた、そういう経過がございます。大山は、現在大きく発展を見ております。商店が寂れていると言われますが、これは合併のせいだけではございません。規制緩和による郊外型店舗の出店によるものが大きな原因であると思います。どの市町村も、今は同じ傾向にあると思います。

今、藤島町は、合併市町村の中では鶴岡市に次いで、人口、また財政等においてもナンバー2であります。堂々とスタートより合併をし、一日も早く溶け込み、議会や地域審議会等で主張しながら、将来の発展に、またあらゆる可能性に賭けていく選択をするべきと私は考えます。

最後に、ある方がこう申しておりました。鶴岡に吸収合併されるなどという悲哀的な考えでなく、藤島に鶴岡を吸収し合併するのだという前向きな考えで取り組んで欲しいというお話がございました。私も同じ思いであります。したがって、この度上程されました配置分合に伴う議案に対しまして、賛成の立場より討論いたします。

[4番 小野由夫君 降壇]

○議長 他に討論はありませんか。原案に反対者の発言を許します。7番 加藤鑛一君。

[7番 加藤鑛一君 登壇]

○7番(加藤鑛一君) 南庄内合併関連議案に、断固反対の討論を申し上げます。

藤島町の歴史50年、昭和合併前の30年を合わせ、藤島町は常に庄内農業の中心地であり、東田川の行政の中心地でした。今度の合併は、この歴史ある藤島町を解散し、初めて鶴岡市の周辺部になるという決定です。町民にとって最大の問題と言って良いでしょう。

第1に、阿部町長は町民にとっての最大の決定事項を、町民に賛成・反対の意見を問わず決めたことです。藤島町は、阿部町長のものではありません。一人一人の町民のものであり、藤島町の解散を町民に賛否を問わず阿部町長が提案することは、民主主義という政治道徳の上で断固許せない暴挙であると糾弾するものです。

第2に、合併協定書では、合併の必要性について何も明らかにしていないことです。合併の必要性に触れたのは、「今後の社会・経済の変化や財政事情の逼迫などを考えると、これまでの改革程度では必要なニーズに応えることは殆ど不可能な事態に追い込まれることが危惧されます。」とし、合併特例法の諸措置を活用することにしたと書いているのみです。なぜ、これまでの以上の改革ができないかは、何も検討されていません。そして、「殆ど不可能な」「追い込まれる」「危惧される」などの表現は、明確な判断を避けた言葉です。なぜ根拠を示して、はっきりと「合併しなければやっていけない」と書けないのでしょうか。協定書では、6市町村が合併しなければならない根拠を1つも明らかにできないのです。なぜなのか。それは、6市町村長が政府の三位一体の改革の厳しさの下で、行財政改革の本格的な検討作業もせず、合併特例措置をあてにして乗り切ろうとしているからです。自立を決めた市町村の改革計画を、外から冷ややかに眺めるだけで、自ら検討する作業をしなかったからです。藤島町に大きな箱物づくりは当面必要ありません。合併特例債という鮎玉につられて、期限に迫られ、急いで合併する理由は全くありません。合併特例債をあてにしないなら、新法で合併を検討してもなんら遅くはないのです。むしろ新法のほうが、合併特例区や地域自治区など、本格的に自治権を保持する合併の道が検討できるのです。

第3に、藤島町が創り上げてきた福祉と教育のサービス水準やまちづくりの宝を、3ないし5年後には削減、廃止して、鶴岡市に平準化し、町民には国保税など負担増大を強いることになり、

地方自治法に示された福祉の向上を図ることに反する行為となることです。阿部町長は、新しい自治体づくりを目指すとして、新市の市長になったつもりで発言していましたが、町民の切実な要求や痛みをなんて考えているのでしょうか。

第4に、庄内の自治体の姿を全くいびつなものにして、取り返しが付かない事態になることです。酒田と鶴岡の分断を決定的なものにし、どちらにも入れない余目・立川が孤立状態の合併で、北にある遊佐町が外れ、中心にある三川町が単独などという事態は、50年先を見通した庄内の自治体の姿ですか。酒田市長と鶴岡市長の対立があつて、周辺の町村長がその対立に巻き込まれ、合併の枠組みが決まるということは、庄内の最大の不幸です。大学誘致でも、酒田と鶴岡で大学と大学院、研究センターを取り合い、農協でも経済連が酒田なら中央会と信連は鶴岡などとし、今回は新幹線の延長問題でも張り合っているのです。庄内の発展のための良い競争なら良いでしょう。ところが、そんな状態ではないのです。農協合併が参考になります。農協合併では、庄内みどりが先行したために、庄内一つが崩壊し、その後の庄内農業は、米価でも内陸と比べ落ち込みを続けています。庄内の組合員の結集率は全国で最高とされていたのが、農協合併後の落ち込みは最大でしょう。農協合併10年後の今、組合員の財産は支所や店舗、ATMやスタンドなど、身近なものが縮小・廃止され、多くを失い、合併しない余目や袖浦などの農協と比べていかに落ち込んだか、あまりにもはっきりしています。こういう事態になっても、合併を決めた当時の役員は、その責任を取るなどということはありません。6市町村の合併も、農協と同じになるということです。昭和の合併で鶴岡市の周辺部となった町村が今、人口は半減し、支所はコミセンになって、市の職員は一人も配置されず、下水道の整備はいつ完成するかわからないなど、昭和合併の結果は明らかです。渡前村が鶴岡市の周辺部とならず、藤島町に合併して庄内農業の中心地になったほうが良かったと言えるのが、昭和合併の教訓でしょう。南庄内の合併は、藤島町が鶴岡市の周辺町村と同じになるということ、事実が明確に示しています。

庄内の最大の不幸は、50年先を考えた政治家がいないことです。合併で新市の目標をいくら美辞麗句で語っても、合併前の建設計画がいくら立派でも、合併してしまえば新市の市長と議会ですらどうにでもなるのです。そのことは、平成大合併の先進地が事実で証明しています。東京都あきる野市では、行財政改革の方針で合併前の協定書にとらわれるべきではないと、あまりにも明確です。協定書、48項目のうち33項目、7割も検討する、調整すると先送りしたまま合併を提案した阿部町長は、どうやって先送りされた項目に責任を負うのですか。自分が新市の市長になって責任を負うのですか。これらの問題に明確な回答を示すことができないまま藤島町の解散を決めたことは、絶対に許せない暴挙であり、このことを心の底から訴えて討論いたします。

[7番 加藤鑛一君 降壇]

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。17番 押井喜一君。

[17番 押井喜一君 登壇]

○17番（押井喜一君） ただいまの合併関連議案に、賛成する立場の者として賛成討論を行います。

まず冒頭に、ただいま反対討論を行った両議員は、周辺部として寂れていくということを申されましたけれども、どこをして周辺部と言うのか。我々、東京のど真ん中以外は総て周辺部というふうなことになる、そのへんの言葉の使い方をもう少し考えるべきではないのか。鶴岡の真ん中、あるいは東京の真ん中に住んでいようが、我々農村に住んでいようが、それぞれ人権が保障され、権利が保障され、一人の人間とし、その地域に生きていく人間であります。周辺部

という差別するような言葉は使うべきではないのではないかと、まず冒頭に申し上げておきます。

それから、本日の新聞報道に、前の7市町村による庄内南部地区合併協議会、その合併に関して三川町議会は否決をいたしました。そのことに関して、私どもは言う資格はないのかもしれませんが、その議会の判断に住民・町民は議会のリコールを求める署名活動を行ってきたと。その結果が、有権者総数の過半数を超える署名を集めた。議会がリコールされたわけではありませんけれども、住民投票が請求されたと、こういう状況についても、我々同じ議会人として重く深く受け止めておく必要があるのではないかと、このように考えます。いちいち反対討論に反論するものではございませんけれども、3点について賛成の根拠を述べてみたいと思います。

第1点目は、いわゆる現在の中央集権型の行政スタイルから、いかに地方への権限委譲、地方への分権、地方の時代を築くために、地方の基礎的自治体はどうあればいいのか、新たにどう創り上げていくのか、このことが今求められているのであります。そして、行政主導の行政の今までのかたちから、いかに行政と住民が協働をしてまちづくり、あるいは地域づくりをしていくのか。このような新たな行政スタイル、システムを、これから努力をして創り上げていかなければならない、このような今の時期ではないかと思えます。このことを、建前だけでなく、やはり実践をするという、我々政治に携わる者の使命として、その責任を全うしていく必要があるというふうに考えております。そのためにも、今のこの合併について基礎的自治体のあり方を根本的に考えながら、新しい町を創り上げていく、この努力することを今求められていると、このように思います。我々隣接する6市町村は、経済圏、そして生活圏を同じくしていると言っても過言でないと思えます。そうした環境の中で、同じくするものが新しい基礎的自治体として、さらに新しいこれからの行政システムを創っていくために、一つの枠組み、一つの基礎的自治体として形成されることは至極当然のことではないかと、このように考えるものでございます。

そして、第2点目は、今日までの合併に関しての協議でございます。庄内南部地区合併協議会での2年間にわたる協議、そして新たな枠組みでの南庄内合併協議会、我々本町議会としまして、市町村問題特別委員会を立ち上げて今まで議論をしてまいりました。そして、町内会会長会、あるいは藤島町の振興審議会の委員の皆さん、そして商工会の会員の皆さんとも、いろいろこの合併に関しての意見交換会をしてまいりました。その中で、いろいろ皆さんの町民の考えているところは十分議員の皆さんも把握し、理解しているところではないかと、このように思っているところでございます。そのことをやはり重く受け止めておかなければならないことではないのか。そのようないろいろな意見を背景にしながら、この合併についての判断をすべきと私は思います。

それから第3点目は、この合併による新市の建設計画の基本理念でございます。私は、この合併は新市の建設計画の基本理念、これに集約されるものというふうに認識しております。基本理念は、「出羽庄内に多様性が生き、新しい時代のいのち輝く希望のまち」でございます。このことは、今日までのそれぞれの市町村でのいろいろな文化、歴史的財産、そしていろいろな伝統を重んじながら、かつ、そこに生きる人々、総ての人権を尊重しながら、新しいまちを創っていく。このことを理念としてうたっているものでございます。今までのいろいろな歴史的背景、あるいは伝統が、この合併によって総て消え去るというものではなしに、むしろそのことを尊重しながら、それぞれの地域を尊重しながら、新しいまちづくりをしていこう。このことを本旨としているものであります。

今、昭和の大合併からちょうど50年、それぞれ本町にも、地区という表現の仕方でコミュニ

ティが形成されております。そうした中で、昭和の大合併は間違いということは決して言えないはずであります。その合併を通して、50年の歴史の中で、この本町ができてきたわけがあります。我々、今回の6市町村による合併については、今まで議論したことを一つ一つ取り上げて批判するのではなく、むしろ次の世代のためにいかに基礎的自治体はあるべきかという視点に立って議論しなければならないと思います。そうしたことから、私は政治に携わってきた一人として、本町議会が次の世代のためにも、今この議会で誤りのない判断をしていかなければならないと考えております。今、この機会を捉えながら、真剣に基礎的自治体のあり方、これからのまちづくりを考えていく上で、この合併は至極当たり前というふうに考えます。

以上、申し上げまして、賛成討論といたします。

[17番 押井喜一君 降壇]

○議長 他に討論はありませんか。

[討論なしの声あり]

○議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について」、議案第50号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」、議案第51号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について」、議案第52号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」、議案第53号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について」の5議案を一括して採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長 起立多数であります。したがって、議案第49号から議案第53号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

[省略]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年12月22日

藤島町議会議長

齋藤久

藤島町議会議員10番

富樫民雄

藤島町議会議員13番

池田勝

上記は会議録の抄本と相違ないことを証明する。

平成17年1月18日

東田川郡藤島町議会議員 齋藤

久



平成16年第12回櫛引町議会臨時会会議録

平成16年12月22日第12回櫛引町議会臨時会は、櫛引町議会議事所に招集された。

○応招議員は次のとおりである。

1 番 今 野 幸 男	2 番 佐 藤 治郎作	3 番 相 馬 シズ子
4 番 佐 藤 彰	5 番 佐 藤 祐 輔	6 番 上 野 多一郎
7 番 荒 沢 憲	8 番 佐 藤 栄 一	9 番 佐久間 捷
10 番 渋谷 耕 一	11 番 秋 山 弥 里	12 番 遠 藤 純 夫
13 番 芳 賀 俊 之	14 番 安 野 良 明	15 番 菅 原 元

○出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じ。

○欠席議員は次のとおりである。

な し 遅れる旨 13 番 芳 賀 俊 之

○地方自治法第121条の規定により、会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長 難 波 玉 記	助 役 照 井 和 直
総 務 課 長 鈴 木 亮	企 画 課 長 小 林 良 市
住 民 課 長 五十嵐 孝 雄	福 祉 課 長 平 藤 博 巳
建 設 課 長 渡 部 賢 一	農 政 課 長 平 藤 久 喜
合併対策主幹 佐久間 忠 勝	兼農委事務局長
教育委員長 長 南 源 一	教 育 長 金 内 勝 雄
教 育 課 長 成 田 進	農 委 会 長 菅 原 吉 勝
監 査 委 員 佐 藤 誠 一	

○職務のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

議会事務局長 渋谷 俊 美	議 会 書 記 天 然 せ つ
議 会 書 記 河 井 利恵子	

○本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程（第1号） 12月22日 午前10時00分開議

- | | | |
|------|---------|--|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定 |
| 日程 3 | 議第 79 号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榊引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について |
| 日程 4 | 議第 80 号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榊引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について |
| 日程 5 | 議第 81 号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榊引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について |
| 日程 6 | 議第 82 号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榊引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について |
| 日程 7 | 議第 83 号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榊引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について |
| 日程 8 | 発議第16号 | 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出について |

議事録
12月22日

○本日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じ。

○議長（菅原 元君）

おはようございます。本日、平成16年第12回榊引町議会臨時会が招集され、各位のご参集誠にご苦労さまでございます。本日の会議に遅れる旨の連絡がありましたのは13番 芳賀俊之君であります。すでに定足数に達しております。ただいまから平成16年第12回榊引町議会臨時会を開会いたします。

（10時00分）

—— 中 略 ——

○議長（菅原 元君）

日程3 議第79号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について」、日程4 議第80号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」、日程5 議第81号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について」、日程6 議第82号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」、日程7 議第83号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榑引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について」、以上、5件を一括上程議題といたします。事務局長に朗読させます。

（局長朗読）

○議長（菅原 元君）

当局の説明を求めます。町長。

○町長（難波玉記君）登壇

ただいま上程されました鶴岡市、藤島町、羽黒町、温海町、朝日村、榑引町の合併関連議案の提出にあたり、提案理由を説明申し上げます。

議第79号、議第80号、議第81号、議第82号及び議第83号につきましては、いずれも平成17年10月1日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、温海町、朝日村、榑引町が合併し、新たに鶴岡市を設置する合併関連の議案であります。

議案の説明に先立ちまして、今般の議案の提案に至る経緯をご説明いたします。

南庄内の合併協議につきましては、平成14年度より各市町村間におきまして検討が開始され、任意の協議会であります「庄内南部地区合併検討協議会」での協議を踏まえ、平成14年10月10日に、鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、温海町、朝日村、榑引町の関係市町村による「庄内南部地区合併協議会」を設立したところであります。

庄内南部地区合併協議会におきましては、25回にわたり合併協議が行われ、新市建設計画や基本4項目をはじめとした約2,500項目にわたる調整項目につきまして協議が重ねられてきたところであります。

これらの協議経過を踏まえ、平成16年10月4日、7市町村による合併協定の調印が行われ、その後、合併する旨の議案を構成市町村の各議会に提案されたところであります。三川町議会では否決され、他の議会では可決という結果になったところであります。

その後、可決となった6市町村長により協議が行われ、南庄内の各市町村では、今後の大きな時代変革の中で極めて重要な課題に直面しているとの共通認識に立ってこれまで市町村合併に取り組んできたものであり、昨今の厳しい経済・財政事情や、将来の地域社会の見通しなど諸問題から考え、これまで以上にこれらの課題に対して真剣に取り組まなければならない状況におかれており、合併はこうした課題を克服するために、市町村が協力して行政体制を再編成し、高い政策能力を得て自立性・自治性をさらに強化し、今後の地域づくりを推進する極めて有効な手段であるという共通の認識に至ったところであり、こ



のため、南庄内6市町村による合併を推進するためには、合併特例法に定める新市建設計画の策定や諸協議項目など、合併に関する6市町村の協議が必要なことから、市町村の合併の特例に関する法律第3条の規定に基づき、各市町村議会の議決を得て、平成16年11月9日に、市町村長、議長、議会推薦委員、識見者等により構成される「南庄内合併協議会」を設立したところであります。

南庄内合併協議会におきましては、4回にわたる合併協議会での協議をはじめとして、専門小委員会、議会議員定数等検討小委員会などを開催し、庄内南部地区合併協議会での協議経過も踏まえながら、新市の名称等の合併の基本項目、議員定数や新市建設計画、事務事業調整など、鋭意検討、協議を進めてきました。

その結果、協議が整ったことから、合併をする際に必要な協定事項を整理、確認し、協定書として取りまとめ、去る12月12日に各市町村長による合併協定書への調印を行ったところであります。

これを受けて、6市町村では合併特例法の諸措置を最大限に活用し、合併により共に協調して新時代に求められる行政責任を果たしていくことが最善であるとの判断に立ち、ここに合併関連5議案を提出したところでありますので、ご審議下さるようお願い申し上げます。

それでは、提出議案の説明を申し上げます。

はじめに、議第79号 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の廃置分合につきましては、これまで南庄内6市町村による合併協議会におきまして、新市建設計画、その他の合併に関する協議が重ねられ、6市町村が去る12月12日、合併協定書の調印を行ったところであります。

この合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町を廃止し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議第80号 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議を、地方自治法第7条第4項の規定により、別紙協議書のとおりの6市町村で協議して定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。協議によりまして、6市町村が所有する財産はすべて、新たに設置されます鶴岡市に帰属することになります。

次に、議第81号 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の廃置分合に伴う、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議については、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の合併に伴い、地方自治法第91条第7項の規定に基づく新市の議会議員の定数に関する協議を、別紙協議書のとおりの6市町村の協議で定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協議によりまして、新市の議会議員の定数は34人としたところであります。

次に、議第82号 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議につきましては、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温



海町の合併に伴い、議会議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律に基づく経過措置を、別紙協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

新市の議会議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、38人とするものであります。また、6市町村の農業委員会の選挙による委員については、新市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任することができる委員の数を37人とし、引き続き在任することができる期間を平成17年11月25日までとするものであります。

次に、議第83号 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議につきましては、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の合併に伴う地域審議会の設置に関する協議につきまして、合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、別紙協議書のとおり6市町村で協議して定めるものであります。

地域審議会は、合併前の6市町村の区域ごとにそれぞれ設置するものであり、設置期間は平成17年10月1日より平成27年3月31日までとしたところであります。審議会におきましては、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項などについて、市長の諮問に応じて審議し答申することとなります。また、審議会の委員は区域ごとにそれぞれ20人以内としているところであります。

そのほか、地域審議会に関する諸事項については、別紙協議書のとおり定めることについて、合併特例法第5条の4第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決定下さるようお願い申し上げます。

○議長（菅原 元君）

本案の質疑を行います。

質疑ありませんか。13番 芳賀俊之君。

○13番（芳賀俊之君）

2、3の問題についてお尋ねしたいと思いますが、よく、この合併について、自立とか自己決定、あるいは専門職の配置の問題がいろいろ言われますけれども、現時点でどういう論議に、あるいは将来どういう形で考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（菅原 元君）

総務課長。

○総務課長（鈴木 亮君）

市の部分と、町村の部分で、業務の内容が異なる部分、具体的に申し上げますが、福祉事務所の設置、その中では生活保護関係の事務というのは、町村では持っておりませんが、市のレベルになりますと、その部分で、その権限といいますか業務を果たすという役割が当然担ってくるわけです。ですからそういう意味での事務の流れの部分、かなり従来の形とは異なってくると。県の職員に頼らなくても、自分たちの権限の中でその事務は果たせるということになりますので、そういう部分ではかなり違いは出てくるというふうには



思っています。

○議長（菅原 元君）

助役。

○助役（照井和直君）

自己決定の関係でございますが、地方分権一括法の制定によりまして、国から県、そして県から市町村へ権限が逐次下りてきております。ただし、市町村の基礎的な体力がないということで、県に止まっているものもございます。今回の、平成の合併によって市町村の基礎的な自治体が強化され、専門職等の配置が可能になって、責任もってその事務事業が遂行なるといふふうに判断された時点において、それに相応しい事務事業が一層分権の形で下りてくるであろうというふうに思っております。まさに今回は、その基礎的自治体を強化するための取り組みに我々今努力しているわけでございます。

現在、下りてきている事務事業をちょっと申し上げますと、全体では約30ぐらいあると思います。主なものを申し上げますと、法定外公共物の取り扱い、これは旧国有財産の管理、あるいは売り払い、こういった事務は従前、県で行われてきましたが、新たに市町村の事務として来ております。従って、国有地財産の払い下げ申請等があった場合は、これからは市町村長が現地の確認をし、関連隣接所有者との調整を踏まえて、払い下げ可能かどうかの判断をいたすという形になります。その他、土地改良財産の施設管理事業、これも市町村に下りてきております。従って、前、県から土地改良区等に補助金等を流していたわけでございますが、市町村経由で事務事業のチェックをやって、市町村長から土地改良区に施設管理事業の補助金等の交付をやっているということでございます。

その他、犬の登録、狂犬病対策、あるいは火薬類の取り締まり、これは花火大会等がこれに該当いたします。火薬の取り締まりでございます。その他、知的障害者施設訓練事業、その他、乳児検診、鳥獣保護事務、こういったものが現在行われております。しかし、これから、基礎的自治体が許可になって、法の指示に基づいてやれるという体力がついた場合は、農地法の規定に基づく許可事務、あるいは転用だとか、そしてまた、砂利の採取権限だとか、そういったものも今俎上に上っているということでございますし、さらには自らのまちづくりを自らの判断で行うという意味で、都市計画区域決定、こういったものもこれからまさに体力の強化とともに下りてくることが検討されている項目でございます。

以上でございます。

○議長（菅原 元君）

13番 芳賀俊之君。

○13番（芳賀俊之君）

要するに自己決定や自立だとかとよく言われますけれども、内容としては今助役がお話になったようなことだと私は思います。そのために合併の理由になるのかどうかということ非常に私は疑問に思いますし、例えば、専門職の配置の問題もいろいろ話に出ますが、専門職というのはどういう人を大きな市になると置いて、住民サービスを提供するということになるのでしょうか。私は、場合によっては県がその権限を持ったり、あるいは、いわゆる民間に頼るということも一つの手法だと思いますけれども、その点に関してはどう



いうふうにお考えですか。

○議長（菅原 元君）

助役。

○助役（照井和直君）

今回の合併は、いろんな意味で行われるわけでございます。今申し上げた専門職の設置が可能になるというものも合併の効果でございますが、財政改革、行政改革、その分野での合併の効果が非常に大きいというふうに思います。今回の質問は、どういった専門職を置くかという1点での質問であります。例えば、福祉関係ではいろんな専門家が必要となっております。福祉面での福祉を充実する、福祉の面での機動力を上げる、福祉に関する住民のニーズの把握に努める、住民ニーズの把握のシステム、それを分析するシステム、そしてそれに応えるシステム、様々な専門性が求められますが、その福祉分野での専門的な職員の配置というものもございます。その他、建築主事、そういったものも配置できます。現在、私の方は設計だとか施工監理というものはほとんど外注をしておりますが、外注も含みながら、なお建築主事等の配置を新市の中では可能になってきますので、その方々の専門的な仕事が可能になると。物によっては県の許可ではなくて、市の中で許可ができるという形も発生してまいります。その間いろいろございますので、各担当からそれぞれ専門的なものはご答弁申し上げたいと思います。

○議長（菅原 元君）

福祉課長。

○福祉課長（平藤博巳君）

福祉関係でございますけれども、やはり一番変わってまいりますのは、先程総務課長が答弁いたしましたように生活保護の関係についての事務、実態把握、それから相談業務等についても直接その業務を担うようになるということ、これが大きいと思います。現在でありますと、山形県庄内総合支庁のケースワーカーにその業務をつなぐというような役割を果たしているわけでありまして、これからはケースについて調査、それから相談業務も、常にそのケースと向き合いながら相談業務を行い、そして決定についても速やかに判断をすることができると、そのようになるというふうに思います。

○議長（菅原 元君）

建設課長。

○建設課長（渡部賢一君）

建設土木関係におきましては、特に建築主事の配置に伴いまして、従来、各申請等につきましては、町経由県での許可であったわけでありまして、これらについては新市での決裁でスムーズな許可が発行されるという利点があるかと思います。

また、建設土木関係の技術職員の配置によりまして、専門的な分野での技術が大いに発揮されるということが考えられるかと思います。

○議長（菅原 元君）

13番 芳賀俊之君。



○13番（芳賀俊之君）

いろいろお話ありましたけれども、結局は取って付けたような理由にしかならないということだと私は思います。例えば専門職の問題について、今福祉事務所の話が出ましたが、県で設置してなんで悪いのか。あるいは民間委託に付しても私は何等支障のない部門だというふうに思いますし、合併の理由にはならないというふうに私は思います。そういう、例えば専門職や自己決定の問題にしても、自治体が大きくなれば何でも勝手にできるような幻想を振りまいておりますけれども、決して私はそんなものではないというふうに思います。このことを今回の合併の理由にすること自体、私は非常に不自然に思います。

それから、自己決定の問題について言えば、自治体が大きくなればなるほど、例えば地方債の問題や、あるいはその他の細かな問題、ほとんど部署を離れるとわからないそうであります。自分の部署だけはわかると。しかし、今本町の職員にいろいろ聞いても、おそらく借金の問題も何も皆わからないと思います。小さいからこそいろいろ利点がある私は問題だと思います。大きくなればなるほど、縦割りになって、ほとんど他の部署のことはわからない。こういう自治体というのは、住民サービスを提供する場から考えても、いろいろ問題があるのではないかとというふうに私は考えております。自己決定の問題についても、財産が、あるいは予算が豊富になるという問題ではありません。専門職の配置についても、おそらく私は合併になれば、直接来て下さいということになると思います。温海から鶴岡まで何キロあるか知りませんが、そういう行政サービスというのが、住民サイドからみてサービスなのかどうか、これも私は大きな問題だと思います。専門職はいるかも知れませんが、出張しなければ何の意味も私はないと思います。これまでは、私は財政の問題などいろいろ聞いてきましたけれども、残されたその自己決定や、あるいは専門職の配置、なぜ県が置いて、あるいは民間に委託して悪いのか、そういう考えだってあっていいのではないかと私は思いますが、少なくとも合併の理由にはならないというふうに私は思いますけれども、最後の質問になりますがお答えいただきたいと思います。

○議長（菅原 元君）

助役。

○助役（照井和直君）

ただいま芳賀議員さんがおっしゃることも当然一理あると思います。合併はその一理あるものをさらに超えて、大きな合併効果を発揮するように仕組んで合併を目指すものでございます。一つ一つ合併の理由にならないとおっしゃいますが、合併の理由にはなるとも思います。合併の理由になると同時に合併の効果であります。合併することによってそういう効果が発現できるのです。ですから、理由であると同時に合併の効果だというふうにご理解を願いたいと思います。そのことによって、効率的な行政運営ができますし、膨大に抱えた借金の返済にも回せますし、将来的にはこういった効率的な行政を積み重ねることによって、合併10年後には相当膨大な借金を減らすことができる。合併は総合的な意味でやるわけでございます。さらに不便だという面はあります。しかし、支所機能を充実することによって、極力その住民の不便さを解消しようと、温海から鶴岡まで来なくてもいいような仕組みを構築すると、それは可能であります。これだけインターネットその他が



普及しておりますので、十分連絡を密にして、できるだけその場でできるようなシステムを構築する、これは電算事務と一体として我々示しているわけでございます。しかし、中には、やっぱり本人から来てもらわなければならないものも若干はあると思います。しかし、合併によって窓口事務というのは大幅に簡素化され、住民にとって大幅に便利になるというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菅原 元君）

ほかに質疑ありませんか。

○議長（菅原 元君）

以上で質疑を終わります。

ここで休憩いたします。休憩時間は10分間いたします。

（10時53分）

○議長（菅原 元君）

再開いたします。

（11時01分）

○議長（菅原 元君）

これより討論を行います。まず、原案に対して反対の方。5番 佐藤祐輔君。

○5番（佐藤祐輔君）登壇

この度、町長より上程されました議案、庄内南部地区1市5町村の合併に対し反対の立場から討論を行います。

今回は、三川町が庄内南部合併協議会より議会議員の判断で離脱が正式に決まり、三川町離脱に対しての理由では、「合併協議会に対し相互互助の精神がなく、信頼が崩れている」、「鶴岡市主導の編入合併同然の内容だ」、「先送りした重要調整項目も大きく、迅速な合併を撤回するためには、協議会から離脱する以外はない」などの説明をされ賛成多数で可決されたのが10月でありました。

それを受けて新たに合併を希望する首長たちが集まり、新南部合併1市5町村間で広域住民の意向を無視し議会議員の決議で協議会が立ち上げられました。

また、協議会役員においてもほとんど変わらず、短期間で合併協定書の内容に多くの各市町村の財政問題を先送りし、新たに発足した専門小委員会においても重要項目につき十分な検討・討議されたとは思いません。また、将来の住民の暮らしと生活活動の方向性がはっきり示された内容とは思っておりません。

今後の多くの重要課題は、鶴岡市の進めている駅前開発であり、旧市内の整備であると思います。また、旧庄内病院の跡地問題もあります。今後の鶴岡市の一番重要項目であります。このことは、合併すると避けて通ることのできない問題であります。市民10万人の生活しています市民税の問題にしても、未収金が13億円に達していることは何を意味しているのでしょうか。このことは鶴岡市の行政の運営に問題はなかったのでしょうか。私は鶴岡市の市内を見学して見ると、昔の面影がなく、寂しい感じがあります。この市と合併をして、本当に櫛引町住民が幸せな生活が営まれるか心配であります。

当局は、合併の必要性などを項目別に議会に対し、また住民に対し説明・発表し内容が



示されております。その内容につき理解はできないものではございません。合併に対し、明治時代の合併、また昭和の合併について説明されております。明治・昭和の合併は国が進めた強制合併でありました。1万以上あった自治体は今3,200ぐらいになりました。明治時代の合併には、大正・昭和の前期は、合併を契機に第一次大戦と、昭和に入り第二次大戦が起き、外国との戦争が行われた時代であります。大正12年には大地震が発生し被害が起きております。日本は不景気に明け暮れた昭和とも言われております。日本は、第二次世界大戦敗戦は昭和20年8月15日、天皇はラジオを通して全日本国民に無条件降伏を放送されました。敗戦を契機に財閥の解体と共に戦後の二大経済改革とも言われる農地改革が行われた頃と思います。昭和の合併が国の強制で行われ、これは米国指導の合併、戦後の復興を目的に進められてきたと思います。明治時代の国の行政を反省し、争いのない国家を目指し、平和憲法を作成し、昭和の大合併が推進され50年の短い歴史が今の日本の姿であります。

政治的に見ても、国民の生活活動を豊かにするために池田首相が所得倍増論政策を図られ、住民の生活が豊かになり、田中角栄首相は日本列島改造論で公共施設が急に整備され、その流れで30年間、今の文化生活ができるようになりました。このことは日本経済に対し財政的に問題にされております700兆円の国債残高をどうして解決していくのか。子どもや孫たちにつけを残さぬための政策が今日進められていることは、合併を前提とした地方分権社会の構築であります。これを受けて半強制的な合併であり、財政問題を三位一体と言っている改革が進められております。このことは、新市の将来に大きく関わってきます。住民は、合併をしたら増税にならないのか、また消費税の問題であり、また、税に対する見直しが図られている状況は新市の前途に夢も希望もないような状況であります。

国が進めている平成の大合併は、自治体が1,000になったとき、国の政策は何を行おうとしているのかであります。また、先行き不透明でもあります。また、一方に鶴岡生活圈では、これからは成り立たないとも言われております。庄内南部地区の合併は、合併が目的になっており、合併後、新市をどのようによくしていくのかという夢と希望が示されていないのであります。合併後に示すことは言っておりますが、それではあまりにも責任のないものであります。合併後は野となれ山となれの成行き任せの無責任な合併協定書になっております。気がつけばこの庄内は蚊帳の外の日本最後尾という事態は避けたいものであります。

最後に、合併に対しては、広域住民が自分自身の問題と捉え、責任を持って投票で決める時と思います。自己責任で生活を決められていくにも、首長や議員ばかりでなく、町民自ら決定していくべきと思っております。

この庄内南部地区合併に対しては、私は将来的に見て自信を持って町民の皆様方に推進できないために反対いたします。住民の皆様方のご理解を切にお願いいたしまして反対討論いたします。

○議長（菅原 元君）

次に原案に対して賛成の方。2番 佐藤治郎作君。



○2 番（佐藤治郎作君）登壇

私は、今臨時会に上程されました5議案に賛成の討論をするものであります。

合併に対する賛否ある中で、三川町の離脱など多くの課題を抱えた再出発となりましたが、市町村合併の必要性は少子高齢社会に対応する見地と、地方分権の推進により地域の自己決定、自己責任が求められています。また、日常の生活圏が拡大することにより広域的な行政需要が必要とされます。何と言っても極めて厳しい財政状況に対処することが重要な課題とされています。平成12年、地方分権一括法が施行され、市町村が自らの責任のもとで判断をしていく必要があることから、行政施策とサービスの充実が図れる規模にする必要があることが求められています。

昭和29年12月1日をもって、当時、黒川村と山添村が合併し、「櫛引村」となり、人口1万人を超えていることにより、昭和41年12月1日付けで「櫛引町」の誕生となりました。その後、10年間を経過し、昭和50年までに2,000人の人口が減少し、以来、変動しながら現在の8,500人程度に至っており、今後も減少の傾向をたどる一方であることはご案内のとおりでございます。支えていく人口の増加が見込めない状況にあり、このことから考えても市町村合併は避けて通れない不可欠な現実と思います。

また、日常の生活圏が大きく拡大されている状況の中で、広域的な観点から地域の振興整備を推進していくことが重要とされています。

財政状況については、普通交付税算定の特例や地方債の特例など、合併特例債を活用し、地域の活性化を促すことは、今においては有効な施策であり、適切な判断と思います。特に財政対策については、自治体の財政も極めて厳しい状況にあり、地域住民に提供するサービスの内容が低下することなく、より一層の水準を確保されることが期待されます。景気の回復が未だに脱却できない状況にあり、三位一体の改革も方向が定まらず、不安な要素を多く抱えている状況でございます。財源のない自治体では、最低限の生活保障を望む意見もありますが、合併特例債などを適切に活用することが肝要かと思えます。

平成16年度に実施されました第2回市町村合併地区座談会などや、地域住民から寄せられた多くの課題に真剣に取り組んでいただき、期待に応えられることを切望するものであります。特に2,521項目と言われる調整項目も、鶴岡市に準ずることが多くありますが、残された時間を最大限活用し、理解できる町政を期待するものであります。

以上を申し上げ、地域住民のために一層のご尽力を期待して私の賛成討論といたします。

○議長（菅原 元君）

原案に対して反対の方。4番 佐藤 彰君。

○4 番（佐藤 彰君）登壇

それでは反対の討論をさせていただきます。

旧市町村での協議会は、余目、立川、三川と離れて行き、今は6市町村となっております。当初、国・県から示された、平成17年で合併特例債はなくなる。早く合併しろ。いろいろなパターンが示されました。当初、庄内市。しかし、これは県があまり喜ばず、また、鶴岡市は反対。それではということで田川郡ではと、まるで熱病にでも冒されたよう



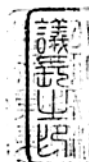
な日々でありました。そんな時、鶴岡市長が、各町村長を回り「9市町村で一緒に合併しましょう」ということになりましたが、昨年の正月の市議の挨拶の中では「新市の名称は鶴岡市、それ以外の町村は要りませんよ」このような態度でありました。今、余目・立川町が合併に調印し、庄内町が誕生しようとしております。「風を利用した発電、日本一おいしい米を作ろう」はっきりとした目的を感じます。また、すがすがしさも感じます。

町村合併は成功する。しかしながら、市が絡んだ市町村合併はうまくいかないと言われております。現に山形市を中心とした協議会は解散することになったようであります。私たちが市と合併した町を見に行きましたが、内情を見ますと惨澹たるものでした。しかし、そのまま期日を決めた町村は、行財政改革を進めます。自信満々に活気にあふれている状況のように思われます。はじめから合併を考えない市町村、調査・研究をしたが自立を選んだ市町村、法定協議会まで進んだが破談する市町村、全国を見ればいろいろあります。交付税の削減、段階補正の見直しと、まるで世界の終わりのような脅し文句に翻弄されているように思われます。

そんな中、合併すれば10年間は交付税を今のままで続けますよ、合併特例債をあげますよと、まるで甘い言葉をささやくような今の合併推進。しかし、今一度冷静に考えてみますと、合併すれば何がどうなるのか、未だに見えてきません。町民に対し何のための合併なのか、答えることがなかなかできません。合併協議会を何十回となくやっておりますと言っておりますが、肝心なことはほとんど先送りされております。本町でも10年間で40億円ぐらいの予算を利用できると。しかし1年にすれば4億円程度と思われれます。今までも建設債は同じくらい使用していると思われれます。合併特例債の中でも国・県の認可が必要と思われれます。新市になった場合、市の権限、予算の執行はどうなるのか、未だにわからない状況と思われれます。また、4、5年もすれば合併特例債が切れる10年後のことを考え、予算の縮小、執行の縮小が明白と思われれます。私たちも、議会も18名の定数より15名まで削減しましたし、また、収入役も改革しました。しかしまだ多くの改革すべきことがあると思われれます。合併すれば、当初、市議会議員も2名ないし3名ぐらいになるのではないかと予想されます。また、収入役も教育長もいなくなります。合併しない場合の本町の今後の10年の財政状況も示されましたが、その中では経費削減を考えないものであります。よく、町三役と言われておりますが、私は執行者は町長がいれば十分執行できるのではないかと考えます。三川町では議員の削減も決まったようです。

私も行財政改革を少し考えてみました。今、私たち常任委員会は、総務文教、産業建設と2つありますが、委員は4名ずつでも十分機能するのではないかと。また、課の再編も近年行われましたが、もう少し進め4課ぐらいでもできるのでは。また、教育長、収入役、これは空席でも十分に機能できるのではないかと、いろいろ考えました。しかしながら、今の合併協定の中にいろいろ要望も入っております。また私も防雪柵お願いしておりますし、計画にも載っているようです。しかしながら、これはあくまでも計画であり、いつできるかわからないと思います。それよりも今出来ること、例えば建設省で無用になった資材を利用し、要望に応えるとか、私はそういうことが行政であると思います。

この合併には大儀があるとは思いません。それからこれは19日の山新の市長発言であ



りますけれども、「今後、膨大かつ厳しい改革事務に着手する。この間、国に対して行財政措置に十分な支援を切望する。」これは何を意味するのか。これは各議員よく考えてみてください。今協議会を進めておりますが、ほとんど何もやっていないと言わざるを得ません。各議員の判断をよろしく願いまして私の反対討論とさせていただきます。

○議長（菅原 元君）

原案に対して賛成の方。3番 相馬シズ子君。

○3番（相馬シズ子君）登壇

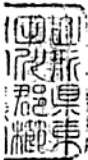
私は、南庄内6市町村合併関連議案の賛成討論を行います。

私は、今後、20年、30年、50年と見た場合、本当に町民を守るためには合併が必要だと思います。その理由は、歴史的に見ても、明治の大合併や、昭和の大合併の後には日本経済が大きく発展してきたことは誰しもが認めるところであります。特に昭和の大合併では、国の財政には余力があったと思われます。高度成長期でもあり、結果として毎年のように地方交付税率が引き上がり、地方財政において国から地方へという形で大きく税源が流れたことは明白であります。その当時は、国が右肩上がりで、生産人口がどんどん増えていく、まさに成長の国でもありました。行政が経済を支え、経済が行政を支えてきた両者は表と裏の関係であったと思います。その流れを受けてわが町も先人たちの汗と涙と努力のお陰で今日の発展につながったものと思います。

しかし、これからは違います。今後、50年、起こり得ることとしてはっきりしているのは人口減少であります。わが町ばかりではなく、日本全体が少子高齢化社会へと突入します。このことは、端的に言えば税金を納める人が減って、税金を使う人が増えるということであります。その状況の中においても、町民のニーズは社会情勢の変化で福祉、子育て、教育、環境、社会整備と求めることが多様化してきております。問題は、いかに地域の現場の声を大事にして、行政にどう反映させていくのか、また、さらにはどう実現していくのか、優先させるものは何なのかという取り組みが大事になってくると思います。そのような町民のニーズに応えていくためには、合併という手段を使って、私は総合力ということを培うことが最も重要だと考えております。とにかくすると、合併を決断する時に、ある一部分を追及するあまり、全体像を見失ってしまうことも多くあり得ることだと思います。私は、全体像を見失わないためにも、そうならないように合併をしない町、また合併をした町、さらには管外行政視察、また数多くの合併を巡る本などを参考にしながら決断に至りました。私は、このたびの合併協定書が各6市町村が持ち寄るいろいろな資源、人材、文化、歴史、産業、自然、観光、教育が大きな総合力となっていくと思います。この大きな総合力でこれからの20年、30年、50年と、町民のニーズに応えていく新しいまちづくりの基盤となることを願ってやみません。

建設は死闘、破壊は一瞬とあります。合併してからがスタートであります。どう良くしていくか、どう町民の皆さんに応えていくか、常に現場の声を大事にしながら、そして地域審議会を最大限に活かしながらの努力であると思います。

昭和の大合併は、50年前の先人たちが勇気を持って決断し、実行しました。今は今後の50年を展望して決断を下す時期にきております。私は、このような理由から合併に賛



成をし、本日の南庄内6市町村合併関連議案の賛成討論といたします。

○議長（菅原 元君）

原案に対して反対の方。13番 芳賀俊之君。

○13番（芳賀俊之君）登壇

私は、上程中の南庄内地区の1市5町村の合併関連議案について討論を行うものであります。

これまで私は、3月定例会以来の一般質問で繰り返し当局の姿勢を質し、10月及び11月の臨時会の討論では、私の考えを明らかにしてきました。中でも11月24日の臨時会では、住民の合意形成の問題、いわゆる発展軸の問題、交付税や特例債の問題、高齢化や一括法案の問題等に触れましたし、一般質問では、鶴岡市の在や大山の住民感情、合併の功罪にも触れましたので、できるだけ重複を避けて自分の論旨を申し上げたいと思います。

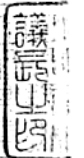
その1つは、住民に関わる協定項目の多くが先送りされている問題であります。ご承知のように、協定書では合併の構成とか期日など基本的な項目など15項目については決まりましたが、住民サービスに係るものの多くは「調整する」、または「検討する」などの表現が目立ち、48項目134件の内33項目84項目は検討や調整するとされております。各市町村の間では、住民サービスやまちづくりに大きな違いがあります。合併後ただちに統一できないとして激変緩和を理由にしておりますが、激変緩和せざるを得ないのは住民にとっては負担増とサービスの低下につながる問題だからであります。

このような状況の中で、歴史ある町を解散することを当局と議会で決めて良いものかどうか、私には到底そうは思えません。何よりも自分たちのまちづくりを進める計画と予算を決める議会を失い、町の歴史に幕を引くことでありますから、慎重な判断が求められるのは当然であります。

また、これまでも触れましたように、合併は、財政問題の万能薬とはならないという問題であります。新市の建設計画は平成27年まで11年間の投資額を770億円とし、特定事業に208億円、市町村個別事業に397億円、合計605億円と、11年間で巨額の投資の計画であります。勿論、合併バブルを期待する人たちがいることも当然理解できます。その財源として、合併特例債350億円を含め、11年間で765億円もの地方債の発行で、平成27年度末の地方債現在高は777億6,800万円になります。その返済がピークとなる合併10年以降は、地方交付税が段階的に減らされて、合併15年後には激減となり深刻な財政危機を迎え、いずれ住民の負担となってくることが予想されます。

加えて、先程質問しましたように、自己自立とか自己決定、あるいは専門職の配置など、いろいろな合併の理由とされております。しかし、自己決定の問題について言えば、自治体が大きくなればなるほど他の部門のことはわからない。おそらく知事部局、県の職員になれば地方債やその他のことはほとんどわからないと言ってもいいと言われております。そのことが自己決定とどういう係わりを持つのか。

あるいは専門職の配置を言います。しかし、1人や2人の専門職の配置で何が住民サービスを満たすことができるでしょうか。



こうしたことを考えれば、私は、県やあるいは民間がその一翼を担うという、これまでのことを補えば十分対応できる問題だというふうに思います。これまでもいろいろ財政問題やあるいは住民の合意形成の問題、いろいろ申し上げてまいりました。今、住民の多くは諦めの合併だと私は思います。このことが5年、10年過ぎたうちに住民の力が発揮できるかどうか、極めて私は疑問に思います。

これまでの私の論旨に加えて、以上のことを申し上げ反対の討論とさせていただきます。

○議長（菅原 元君）

原案に対して賛成の方。6番 上野多一郎君。

○6番（上野多一郎君）登壇

私は、今臨時議会に上程されました6市町村の枠組みによる南庄内合併に関する案件に対し賛成の討論を行うものであります。7市町村による庄内南部合併は、去る10月8日に三川町の不採択により、新たな枠組みによる6市町村による南庄内合併協議会が設置検討され、12月12日に各首長による合併協定書に調印なされました。

わが櫛引町は50年前、山添村、黒川村の合併により誕生し、地域の特性を活かし、先人の皆様のご尽力により目覚ましい発展をしてまいりました。

去る11月25日には誕生50周年記念式典を町内外の関係各位の出席のもとお祝いできたことは大変うれしく思っております。50年目という節目を迎え、新たな将来に向けさらなる発展を期するものであります。

さて、町民誰も櫛引町を愛し、本町は合併しないのであれば単独で町政運営を望んでいる方もいると思われますが、私は、町長も言っておりますが、合併は避けて通れない状況であると思われます。

合併の主な要因といたしまして、本町のような地方自治体にとって財源の約半分を占める地方交付税など、国の借金体制の中、今後減少が予想されます。また、本町の財政状況は、基金残高の減少、人件費、公債費、補助費などの義務的経費の今後の増大が見込まれ、町当局の説明では、平成17年度は当初予算は何とかなるが、平成18年度以降は、と言っています。また、地方分権の推進により、財源不足による住民サービスへの地域格差が出るのが予想されます。また、もう1点は、全国的なものでありますけれども、少子高齢化の進行の対応や、本町でも人口の減少であります。今後、今までの行政運営を維持し、さらなる地域の発展するには、合併にはメリット・デメリットがありますが、国で示された合併特例法を活用し、各市町村が互いに信頼し有利な合併を目指すべきと考えます。

本町は、今まで地区座談会の開催、ケーブルテレビ、広報などの周知により、町民の皆様も合併合意に対する理解が得られたものと確信しております。合併協定書に付されている合併基本4項目はじめ48項目にわたり住民ニーズの高度・多様化する中、各市町村の特性を活かし住民の期待に応えるべく共に協調しさらなる発展を目指して、今後新市に求められる行政責務を果たしていただくことを期待いたしまして私の賛成討論といたします。

○議長（菅原 元君）

原案に対して反対の方。

原案に対して賛成の方。7番 荒沢 憲君。



○7番（荒沢 憲君）登壇

平成16年度第12回臨時会において上程されております議第79号から議第83号までの南庄内合併関連5議案に対しまして賛成の立場で討論を行います。

既にご案内のとおり去る10月8日、庄内南部地域7市町村によります合併に関する採決においては残念ながら三川町が賛成少数により否決されました。このことによりまして新たに南庄内6市町村による枠組みが検討されたわけでございます。

提案されております廃置分合に関する関連5議案は、昭和29年櫛引村、後に町になりましたが、発足して以来50年を経過した今日、新たに南庄内一円を結集し、新しい市を作るという画期的かつ歴史的な提案であり、極めて重い提案だと思います。私はこの提案に対しまして賛成の立場から討論いたします。

今、合併に関して日本の歴史を繙いてみますと、明治の合併、昭和の大合併、そして今行おうとしている平成の大合併であります。明治維新以降、地域の行政サービスを行う組織が整備され、明治22年、正式に市制、町村制としてスタートいたしました。当時、71,000ぐらいあったと言われておったようですが、その再編によって16,000弱の市町村が出来たとされております。この明治の大合併においては、小学校の管理運営が出来、行政サービスの目的に合った規模と自然村との隔たりを無くせる規模の世帯数を300から500戸を標準規模として設定されております。このことは前回も私は申し述べております。

その後、大規模な市町村の再編がなされたのは昭和の大合併であります。昭和28年、町村合併促進法、これに続き昭和31年に新市町村建設促進法が成立されました。この時は中学校までを義務教育として、その中学校以降を設置管理出来る規模でないと市町村としては成り立たないということであります。当時の世帯の構成などから人口は概ね8,000人以上を標準として市町村合併が進められ、当時の黒川村、山添村が合併し櫛引村となりました。その後、現在の三千刈地区を加えて櫛引町となったのであります。

この昭和の大合併により、全国で3,000余りの市町村が新たに再編されたのであります。基礎的自治体は、福祉や教育、まちづくりについて包括的、総合的に責任を持つ最小の行政主体であることを考えたとき、今日の市町村における枠組みのままで今後の住民サービスを維持できるかどうか、改めて考えなければならない大切な選択を迫られる時がきたのであります。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権の名目で国や県の事業である福祉事業など様々な事業を市町村が担当しなければならなくなりました。このため、地方自治体では住民サービスの低下を避けるため独自の努力を余儀なくされ、財政面においても非常に厳しい状況に置かれることになりました。その間、いろいろな協議がなされ、第25次地方制度調査会では、市町村合併が主たるテーマとなり、合併特例法を改正し、平成17年3月末までに市町村合併を推進し、市町村の数を1,000ぐらいにしていこうということになったのであります。現在の市町村の姿は、昭和の大合併でほぼ決まり、本町も去る11月25日に約50年の歴史にわたって維持されてきたことをお祝いいたしましたところでもあります。

車も電話もない時代には、隣の市町村とは時間的にも空間的にも距離が遠かったのです



が、今日においてはモータリゼーションの発展により、住民の生活圏・行動圏など、商業圏は大きく拡大し、櫛引町では山形県においても誇るべきケーブルテレビジョンをはじめ情報通信におけるネットワークも張り巡らされるようになりました。

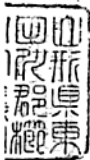
さて、今日、拡大してきた住民の生活圏・行動圏に合わせ、より広域的な視点でまちづくりを進めるという時代の要請があります。先程も申し上げましたように、地方分権一括法が施行され、中央では三位一体の改革が進み、地方分権の確かな一歩を踏み出しましたが、福祉や教育、まちづくりなど、最も身近な事務を担う基礎的自治体である市町村の役割はますます大きく重要となり、地方分権の理念を実現するためには、市町村の自治能力の向上や少子高齢化など、社会情勢が変化していく中で福祉、教育、環境など、新たな問題解決に耐える行財政基盤を構築する必要に迫られております。

合併は、合併する自治体とその住民のこれからの生活に関わる利益を第一に考えていこうとする共通の認識が強まり、基本的課題につきましても論議を尽くし、新市の名称、庁舎の位置、議員の任期、合併の期日の問題という、他の町村の協議会ではクリアできなかった最も困難とされた課題を解決し、新市建設計画が立案され合併基本方針が示されました。

先のテレビ放映でもありましたが、東北のいくつかの地域では、合併の機運が盛り上がり、様々な研究、討論がなされておったようでございます。しかしながら、行政課題をないがしろにしながら、その新市の名称だけでその合併が破綻するというような、大変住民にとっては悲しい出来事のように思えてなりませんでした。

南庄内6つの市町村は、住民福祉の向上、産業・教育・文化の振興のため、それぞれ積極的に努力を重ね地域づくりを進めてまいりました。しかし、これからさらに高度化・多様化する住民の要求や難しくなる地域課題に対し、しっかりと対応していくこと、すなわち少子高齢化対策、地方自治体における独自の財政政策、地方分権の推進による受け皿としての対策のために、市町村合併は避けて通れないものと思われまます。そのため、現在の市町村のまま単独での生き残りについて取り組もうとしても、十分な課題解決ができないいくつかの難題が生ずるものと想定されます。新たな課題に挑戦するには一抹の不安があることも事実であります。こうした不安やメリット・デメリットを直視し、あらゆる側面を勘案しつつ、旧体制から新体制への移行にあたりましては、住民サービスへの不安を解消するための英知を発揮するとともに、国や県などの支援策や措置を最大限に活用し、将来に禍根を残さない選択をすることが私たち議会に課せられた町民に対する責務であると思われまます。

現状に固執することなく、行政と議会と、そして住民が一体となり共通の認識のもとに21世紀に相応しい地方自治の在り方を問い、自ら方向を見出だす次世代への挑戦を機会とし、また、その次世代に引き継いでいくことは時代の要請であり歴史的使命であると思ひます。そのためには、櫛引及び合併市町村住民の将来における幸せのために行政が町民の意見や意思を確かな形で汲んでいくことを大前提にした上で、私は自分の利益だけを考へることなく、地域住民が望む住民への最大限の行政の努力と、各市町村議会の議員のすべき大きな決断は自ずと一致するものと考えられまます。



以上のことから、新市の発足をより強固な地盤とし、地区住民の利益や庄内の発展に寄与するためにも、議員各位の賛同を求め私の賛成討論といたします。

○議長（菅原 元君）

原案に対して反対の方。

原案に対して賛成の方。

ほかに討論ございませんか。

○議長（菅原 元君）

以上で討論を終わります。

○議長（菅原 元君）

これより採決をいたします。

議第79号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について」、議第80号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」、議第81号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について」、議第82号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」、議第83号「鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について」、以上5件を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（菅原 元君）

起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

—— 中 略 ——

○議長（菅原 元君）

これをもって平成16年第12回櫛引町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（12時05分）



平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日

櫛引町議会議員

菅 原 元

櫛引町議会議員

佐久間 捷

櫛引町議会議員

浪谷 耕一

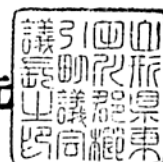


本書は原本と相違ないことを証明する

平成17年1月21日

櫛引町議会議員 菅 原

元





第 1 2 回 朝日村議会臨時会会議録

平成16年 12 月22 日 開 会

平成16年 12 月22 日 閉 会

朝日村議会事務局



1. 平成16年第12回(12月)朝日村議会臨時会会議録

出席議員は次のとおりである。

1番 亀井 順一
2番 伊藤 三郎
3番 渡部 厳
4番 難波 勲
5番 渡部 正富
6番 難波 金一
7番 松本 寿太

8番 伊藤 恒彦
9番 小野寺 良寛
10番 佐藤 正
11番 佐藤 文一
12番 佐藤 芳弥
13番 井上 時夫
14番 進藤 篤

1. 欠席議員は次のとおりである。

なし



1. 地方自治法第二百二十一条の規定により、会議事件説明のため出席を求められ議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長 佐藤 征勝
助 役 渡部 和雄
収 入 役 帯刀 春男
総務課長 佐藤 敏
企画主査 石井 一三
市町村合併対策室長 佐藤 靖法
住民課長 伊藤 和彦
健康福祉課長 渡部 滋人
農林課長兼農委事務局長 安達 文一
建設課長兼環境整備課長 渡部 芳勝

教 育 長 齋藤 英雄
教 育 次 長 小野寺 正喜
教育委員長 清野 清
監 査 委 員 難波 鐵雄

1. 事務局出席職員氏名

議会事務局長 難波 寛
議 会 書 記 高 梨 秀子
議 会 書 記 若 生 文子

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程（第1日） 平成16年12月22日 午前10時00分 開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議第97号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について |
| | 議第98号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について |
| | 議第99号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について |
| | 議第100号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について |
| | 議第101号 | 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について |
| | | （以上、5議案一括上程） |



1. 本日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

○議長（進藤 篤） おはようございます。ただ今の出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成16年第12回（12月）朝日村議会臨時会を開会いたします。

（10時00分 開会）

○議長（進藤 篤） 本臨時会にあたり、村長より挨拶を求められておりますので、これを許します。

○村長（佐藤征勝） おはようございます。それでは本臨時議会の開会にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

本日は、師走も押し迫り、議員各位にはなにかとご多用の中、全議員ご出席を賜り、誠にありがとうございます。先日の12月定例会を始め、議員各位には、日頃から議会活動をとoshi、なにかとご指導、ご支援をいただいておりますことに、心から深く感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

今臨時会は、平成14年10月10日の法定協議会設置以来、2年以上にわたり協議を重ねてまいりましたが、残念ながらこの10月19日の第26回庄内南部地区合併協議会をもって、終結をせざるを得なくなったわけであります。しかしながら、その後、合併の理念と目的、必要性など協議を重ねた結果、新たな南庄内合併協議会を11月4日に設置をさせていただきました。その後、12月5日まで第4回南庄内合併協議会を開催させていただき、新市建設計画を始め、南庄内の合併協定書などを決定いただきました。そして、12月12日に合併協定調印式を行うことができました。村民はもとより、議会議員各位には新世紀に向けた新しい地域づくりという観点に立って、高い識見と大局的見地から、時代を担う若者と子供達、夢と希望をつなげていけるような地域づくりのために十分にご審議の上、ご決定を賜りますように心からお願いを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（進藤 篤） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（進藤 篤） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。11番 佐藤文一君、12番 佐藤芳弥君の両名を指名いたします。

○議長（進藤 篤） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（進藤 篤） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議長（進藤 篤） 日程第3、議第97号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について、議第98号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議第99号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について、議第100号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、議第101号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡檜引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協

議について、以上、5議案を一括議題といたします。村長より一括して提案趣旨の説明を求めます。
○村長（佐藤征勝） それでは、私から一括しまして提案の趣旨を申し述べさせていただきたいというふうに存じます。

本臨時議会に提案いたします案件は、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町が合併し、新たに鶴岡市を設置する合併関連議案5件であります。南庄内の合併協議につきましても、平成14年度より各市町村間におきまして検討が開始され、任意の協議会であります庄内南部地区合併検討協議会での協議を踏まえ、平成14年10月10日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町の構成7市町村により、庄内南部地区合併協議会を設立いたしました。庄内南部地区合併協議会におきましても、25回にわたり合併協議会で協議が行われ、これらの協議経過を踏まえ、7市町村長による合併協定の調印が行われ、合併関連議案を構成市町村の各議会に提案をしたところ、三川町議会では否決され、他の議会では可決という結果になったことは既にご存知のとおりであります。この結果により、7市町村での合併はできないこととなりましたが、可決となった6市町村では、市町村長の協議により合併特例法の諸措置を最大限に活用し、合併により共に協調して、新時代に求められる行政責務を果たしていくことが最善であるとの判断に立ち、南庄内6市町村による合併を推進するために、各市町村議会の議決を得て、平成16年11月9日に市町村長、議長、議会推薦委員、識見者等より構成される南庄内合併協議会を設立したところであります。南庄内合併協議会におきましても、4回にわたる合併協議会での協議を始めとして、専門小委員会、議会議員定数等検討小委員会などを開催し、庄内南部地区合併協議会での協議経過も踏まえながら、新市の名称等の合併の基本項目、議員定数や新市建設計画、事務事業調整など検討協議を進めてまいりました。その結果、概ね協議が整ったことから、合併をする際に必要な協定事項を整理し、確認し、協定書として取りまとめ、去る12月12日に各市町村長により合併協定書への調印を行いましたので、これを受けまして本日ここに合併関連議案を提案するものであります。議第97号は、平成17年10月1日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町が合併し、新たに鶴岡市を設置する廃置分合の議案、議第98号から議第101号までの4件は、廃置分合に伴う関係市町村間の協議事項に関する議案であります。

以上、よろしくご審議の上、いずれもご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案趣旨の説明に変えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（進藤 篤） 引き続き、議案内容の説明を求めます。合併対策室長。

○合併対策室長（佐藤靖法） それでは、各議案につきまして、議案内容の説明をさせていただきます。

（議案朗読及び説明）

○議長（進藤 篤） これより5議案を一括して、質疑を行います。

○2番（伊藤三郎） 若干、村長の考え方についてお尋ねいたします。広域合併の推進にあたって、国では平成17年3月31日の期限を示しているわけではありますが、提案される議案では10月1日を期限となっております。今日、一斉に各関係する市町村の議決を可決したとしての、そういう想定で質問するわけですが、合併期日の10月1日以前まで、この法定協議会の審議というのは非常に重要だと考えておりますし、新しいこの市に向けての、大変大きな変化の中で、住民の不安というのは多くあると感じております。そうした急激な変化の内容に、あるいは分庁舎と言うか、

支所の機能の権限など、そうしたことの審議がもう1年近く合併まであるわけですので、その法定協議会の審議会というのも重要に思いますが、それに対する村長の認識と言うか、考え方をお伺いしたいと思います。

○村長（佐藤征勝） ご質問のとおり合併の決定は、本日の合併議案の提案の可決ということになるわけですが、これが6市町村全て可決になれば、17年3月31日までに、これからの手順もありますけれども、まず合併をするということになるわけがあります。しかしながら、合併期日は17年10月1日ということに協議会の中でも決定されているわけでありまして、そのことには皆様方にも何度かご説明を申し上げておるわけですが、これは合併特例法の、いわゆる改正によりまして、1年間延長してもいいというふうに改正になったわけでありまして、当初から合併を想定しながら協議を進めてきた中で、いわゆる一番大きな問題が電算システムの統合、このことが非常に時間も掛かり、また、予算的にお金も掛かるということがあったわけでありまして、本来ならば当初の17年3月31日が合併特例法の期日でございましたので、その前から、例えば、半年ぐらい前からその準備をしなければ、いわゆる電算システムにつきましては、非常に住民の皆様方にもご迷惑をおかけするし、大変混乱するのではないかという想定ができたわけがあります。しかしながら、合併を決定しないうちにその準備をするということは、これは到底できないという判断で、住民の皆様方にご迷惑をかけるかもしれないけれども、少なからずともかけないようにしながら進めるしかないという考え方で今まで進んできてまいったわけがあります。しかしながら、新法、いわゆる特例法の改正によりまして、17年の年度末までに合併を決定すれば、合併期日は1年間延長してもいいというふうになりましたものですから、それでは住民の皆様方に不便をかけたり、混乱をしたりするよりも、その新法の改正に伴いまして、では電算システムの統合をしていってスムーズに移行していくために、どのぐらいの期間なり、お金が必要かということで、事務方で調査、研究をさせていただきました。その結果が、やはり最低5ヵ月必要であると。そして、それに移行するための準備を合わせると6ヵ月が適当であろうと、こういうことになりまして協議を重ねました結果、もっともう1つ、2つ、10月1日にした理由はあるわけですが、一番大きな理由がこのことであるというふうに思っておりますが、そういうかたちで10月1日ということに決定されたわけがあります。質問の趣旨であります。その中で協定書の中にも合併までに決定する、あるいは、調整をするということが多くあるわけでありまして、これは鋭意10月1日までの間に我々、市町村長会議を含めながら、あるいは、この合併協議会でもそれを進めていくという考え方でありますが、今ご質問のように、この合併協議会、いわゆる南庄内合併協議会、これを今申し上げられました趣旨に則りまして10月1日の合併期日までに、これを継続して鋭意努力を重ねながら調整をし、そして合併協議会の中で委員の方々からもご意見、ご審議を賜りながら、これは継続してやっていくと。そういうかたちで捉えているところでありますので、そのようにしてこれからは鋭意、合併の10月1日までに最大限の努力を重ねてまいりたい、こんなふうに考えておるところであります。

以上でございます。

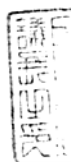
○9番（小野寺良寛） 二度目の審議になるわけで、リセット議案でありますけれども。ちょっとその後、情勢がどの程度変わったか。特に合併協定書の中で、前回、少し問題になりました財産の問題ですけれども、協定書の5財産の取り扱いに、「なお、6市町村では行財政改革の積極的な推進

に努めており、その取り組みにおいて合併までになおその財産の変動があることを踏まえて取り扱うものとする。」と。この意味と今までの協議されてきた内容はどうか。この意味というのは、「なお、6市町村で行政改革の積極的な推進・・・。」これはどういう意味なのか。普通であれば「行政改革を積極的に推進する。」と、そういう意味だと思いますが、ところが実際は中身は違うわけです。違うからこういう文字になったのかを確認したい。それはなぜかと言うと、朝日村では財産を村から村民に移譲する日がある。ところが、財産区を持っている加茂では、逆にその新市に預けようとしたという動きがあるというのは、この間ありましたけれども。藤島でも同じような現象が見えているようです。現在、それはどの程度進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

○合併対策室長（佐藤靖法） 協定書の財産に関する部分で、「行財政改革の積極的な推進に努めており、なお、財産の変動があることを踏まえて取り扱う。」というこの事項につきましては、想定しておりますものは、基金の類でございます。基金等につきましては、既に資料としてお渡ししておりますけれども、平成15年度末の基金の残高等について決算が終わりましたので、お示ししておりますけれども、その額がそのまま新市に移行するということではない。なお、16年度の予算執行、17年度の予算編成にあたりまして、それぞれの各市町村の事情によりまして、その基金の取り崩し等あるわけでございます。そうしたことも含めて進めるということでございます。なお、この基金の取り崩しにつきましても、行財政改革を進めることによりまして、その基金取り崩しをできるだけ少なくすることもあるだろうし、財政の事情によりまして大きく取り崩すこともあるということで、こういう文言になったというものでございます。その他の不動産等の財産に関する部分につきましては、実質的な協議については行っておりません。また、各市町村でそういう財産の払下げとか、それから町、村に返還をするというような動きということでございますけれども、加茂財産区のことにつきましては、先日のご説明で申し上げましたように少しお話を聞いておりますけれども、その他の町の動きにつきましては承知しておりませんので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○4番（難波 勲） 今まで三川町を含めて協議し、その後、三川町としましては合併すべきという住民の投票が有権者の過半数を超え、なお、議会解散に向けて署名を集めると。2月中頃までかかるということではありますが、もし、仮に三川町が、やっぱり合併すべきというようなことになった場合、遅れ馳せながら6市町村の長達は、どのような取り組みの話までいっているのか、そのへんの考えをひとつお聞かせ願えればと思っていました。

○村長（佐藤征勝） 三川町の状況と言うのでしょうか、関係についてのご質問でございますが、今、新聞の状況を見ますと、昨日でしたか、今日でしたか、いわゆる住民投票の本請求がなされる。そのための署名簿の、いわゆる選挙管理委員会での審査、これが終わって約6割近い署名簿が認められて、それによる本請求がなされたと、こういうことでございます。これからの状況を見ますと、60日以内の間に、いわゆる住民投票条例が請求されて住民投票になるわけではありますが、投票されまして過半数に達しますれば解散ということになりまして、それから40日以内にいわゆる議会の選挙ということになると。そうすると、相当の時間が掛かるのではないかなと予測されるわけがあります。順調にいったらそういう状況でございますので、そうしますといわゆる今、6市町村南庄内合併協議会の中では3月31日までに、先程も申し上げましたけれども、総務大臣の方まで申請を終えるという考え方で現在進んでおりますので、それまでには間に合わないのではないだろうかと



なというぐらいしか、我々は改めて三川町さんのことを話をしてはいないところであります。ですから、その後の合併を三川町さんが、もし進めるとなれば、それは南庄内の一員として受け入れると言うんでしょうか、当然考えていかなければならないことではないだろうか、こんなふうに現在は考えておるところであります。

以上でございます。

○1番（亀井順一） 議員定数に関するのですが、最初は41人ということで合併特例法を使って7人、各市町村に1人ずつ配分とこういうことに、7市町村のときはそのように話をしていたわけですし、そういうふうになったわけですが。今6市町村になってからの議員定数が、法定数が34人で、特例法を使って38人だわけですが。実際、最初の考えから見れば、特例法で4人の数しか増えてないような気がします、本当は当初の考えであれば6人であればいいわけですが、この特例法というのは、どのようになって4人になったのか。

○合併対策室長（佐藤靖法） 議会議員の定数につきましては、議会議員定数等検討小委員会において検討されております。その中での議論及び委員長の発言等から、我々類推するしかないのでありますけれども、基本的には各選挙区の定数というものを変えないということをまず基本として考えたということでございました。前回の定数特例41名でしたけれども、各選挙区の定数を変えないということを基本として考えますと、三川町分の3名を除いた38名という考え方でございまして、法定の上限定数であります34名にプラス4名と、こういう考え方ではなくて、41名から三川町分を除いた分という、こういう考え方でこの提案がなされ、それに沿って検討がされたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（進藤 篤） これをもって質疑を終結いたします。これより5議案一括して討論を行います。始めに反対討論の発言を許します。

○6番（難波金一） 議第97号 鶴岡市、東田川郡藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び西田川郡温海町の配置分合について、議第98号 鶴岡市、東田川郡藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議第99号 鶴岡市、東田川郡藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について、議第100号 鶴岡市、東田川郡藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、議第101号 鶴岡市、東田川郡藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についてを一括で討論いたします。

提出された議案は、鶴岡市を中心とした6市町村の合併で、朝日村がなくなることです。合併問題を結婚に例える人もおりますが、一度合併してしまえば後戻りできない大変重大な問題です。私は、朝日村の運命がかかっているこの5議案に対して反対の立場で討論いたします。

今度の合併は、合併関係自治体の自主的合併と言いながらも、国の自治体リストラ政策で国にとって金の掛からない地方制度づくり、財界が望む地方制度づくりであります。効率の悪い地方の市町村を合併し、そこから財源を引き上げて都市に集中しようというのが財界の戦略であり、小泉首相が2001年の全国知事会議の挨拶の中で、「飴と鞭を活かしながら合併を推進していく。」と述べたように、合併推進のために飴と鞭との使い分けで、国主導の半強制的に推進されてきたの

であります。全国町村会は、町村からの提言で合併が国の指導の下、強引に進められることに警鐘を鳴らしていますが、南庄内合併協議会は国指導の下、強引な運営に問題ありとして、庄内南部合併協議会から離脱決議をした自治体もあるにも関わらず、十分な検討もしないで、合併特例法の期限内の申請を目指して今日に至っております。合併協定書は「調整する。」「検討する。」など、先送りされた項目が7割も占めると。子育て支援など村独自のサービスは、低いものは段階的に引き上げられたり、縮小、廃止の方向になっています。サービスが改善されるものは、そう大して多くはなく、とにかく合併の手続きを先行させて、調整は合併後にというのであり、地域の将来や住民負担、住民サービスがどうなるのかわからない、先送りの協定書には私は責任が負えません。村の有志で行った合併に対する住民アンケート調査は、全有権者の約22%の村民が回答し、その内の合併反対も含めて65%が拙速な合併推進ではなく、納得できるまでの話し合いを求めているものであります。また、住民は多くの不安や疑問を市町村合併に対して持っているということであり、村長が住民と対話して住民の多数から理解を得られたというふうにしていることに、私は疑問を抱かざるを得ません。村民からは、「先に合併ありきで、公平な立場で話し合いができたのか疑問だ。」という声もあり、住民合意形成についての方法に問題があったというふうに感じます。住民が納得して今後の地域づくりにも力を発揮するためにも、民主主義の徹底は必要不可欠であります。先に合併ありきのムードが先行して、住民に諦めが蔓延することに今後の地域づくりに大きな影響が出ることを心配する声もあります。有権者の約4割の署名があった住民投票条例の直接請求や、アンケート調査実施の請願などに、住民の願いを軽視してきた議会と行政の責任は重いものがあると感じております。今、国も地方も財政的に大変な状況にあり、厳しい財政状況に対応し効率的な行財政によって、行財政基盤の強化のために合併が必要と推進してきています。財政危機の下で推進されている今度のこの平成の大合併。大合併は、歳出削減のための効率性追求であるというふうに思います。そういうことからして、地方自治法が地方公共団体の役割について、住民の福祉の増進を図ることを基本にしていると定めていることと、私は矛盾するものであると思います。現行特例法のメリットは、特例債です。合併による交付税の算定替えは、新法でも同じように平成26年から27年まで保障されるのでありますから、新法で合併しても変わりはありません。しかし、特例債が認められると言っても、何の事業が対象になるかは合併1年経過しても不明であります。返済のときに7割が交付税へ算入されると言っても、実際には地方交付税の計算式に含めることであって、必ず借金返済のときに7割が戻ってくるということではないと思います。ましてや、国の財政事情を見れば、計算どおり交付税を出せないというのが実態ではないでしょうか。また、有利な借金だからと言って、新市の中心部に建設事業が集中しそうですが、建設事業の借金の付けは、交付税の算定替えがなくなる合併15年後には大変な事態が予想され、住民の負担が増えそうです。合併建設計画の主要事業は市町村の総合計画の持ち寄りだけで、建設計画で総合的な視点で、もう一度十分見直すべきだと私は思います。朝日村が、これまでつくり上げてきた村づくりは、自治権が住民の手にあるからこそ、地域の環境や産業が守られ発展してきたものだと考えます。合併で周辺部になれば議員も2人から将来はゼロの可能性も大きく、市政へのパイプは細くなり、村民の意志は、5,600分の1から15万分の1に髪の毛のように細くなると思います。何よりも自分達の住む村づくりを進める計画と、予算を決める議会を失い自治権を永久に失うことになる、そういうことになります。長野県の泰阜村の松島貞治村長は、「我が町づくり、村づくりの中で、住民が安心して



幸せな暮らしをすること、これが行政の最高の目標です。個性ある地域づくりが叫ばれる中、何が求められるのでしょうか。私は、住民に身近なところで住民ニーズに応えた政策決定ができることが21世紀に求められる自治体の姿だと思います。発展した民主主義の国家なら、あえて規模を拡大し、今より遠いところでなぜ政策決定をしなければならないのでしょうか。」と語っています。市町村合併は、村の将来や村民の暮らしに大きく関わる重大な問題です。合併をしないで、村の自治を守っていく方向も十分検討し、住民が正しく判断できる情報の提供で、民主主義の徹底で決めるべきと私は考えます。

以上、申し上げて反対討論といたします。

○議長（進藤 篤） 続いて賛成討論の発言を求めます。

○2番（伊藤三郎） 議第97号、6市町村の廃置分合について、議第98号から議第101号のそれぞれの協議について、賛成の立場から討論を行います。

先に提案された庄内南部7市町村の合併議案に賛成の立場をとった状況から、1町が離脱した南庄内6市町村の合併の必要性、重要性に変わりなく、また、求められる社会の状況、住民の高度で多様な要望に対応すべき時を得たものと思っております。合併の期日は、17年10月1日となっています。合併による住民のこれまでの平穏なる生活に、急激な変化を来さないように、また、新市における議員定数の激減による住民不安を和らげる地域審議会の有様、分庁舎、支所機能の有様など、合併期日まで協議会の審議は重要なものと思っています。本村の50年の歩みの中で生活様式、環境の進歩は目を見張るばかりであります。そんな中でも、少子高齢化、人口減少の著しい時代状況にあります。広域合併を進めても、自立の道を進めても、これまでの歩み以上の地域づくり、社会づくりの努力が必要なものと思っています。これからの時代を担う若者が、また、永遠に続く地域生活の住民が誇りを持って暮らしていける庄内地域一帯の魅力ある、活力ある発展を願いつつ、生活圏一体感のある南庄内の6市町村の配置分合及びそれらに関わる協議について理解し、賛同するものであります。

以上を申し述べ、私の賛成討論といたします。

○議長（進藤 篤） 他に反対討論ありませんか。

○10番（佐藤 正） 議第97号、鶴岡市など6市町村の配置分合についての提案に対し、反対の立場で討論を行います。

これから間もなく新しい年を迎えるというのに、なぜこんなに暗い気持ちにさせられるのでしょうか。市町村合併問題について、村長は「じっくり議論する中で、村民合意で決める。法定協議会に参加しても、合併することではない。」として、平成14年10月庄内南部地区合併協議会に参加をいたしました。2年間の協議を経て、今年10月4日協定書の調印を行い、同月8日には住民総意には至っていないという慎重論には耳を貸さず、関連議案を提出してしまいました。対等合併と言いながら、まるで鶴岡市主導で進められる協議についていけないとして、三川町議会が反対しました。三川町が離脱するや否や7市町村が最適の枠組みと説明してきたはずですが、11月4日の臨時議会には、6市町村による南庄内合併協議会の設置を提案し、わずか4回の協議で今日を迎えております。国保税率についての鶴岡市市民部長の「朝日村など少し鶴岡の方に併せた調整を始めてくださっている。」などというご機嫌伺いのような発言が出ること自体、既に吸収されていると同じではないでしょうか。村で唯一のアンケート調査の結果では、およそ3分の2が6市町村の合

併に関し、期限までの強引な決定には反対をしているにも関わらず、12月の定例会では、「村民には一定の理解をいただいた。誤った進め方とはまったく考えていない。」などと勝手な推測か、開き直りとも受け取れる答弁に終始をいたしました。その傲慢とも言えるやり方は、まさに強権的政治手法と言わなければなりません。世界の戦争の歴史も自治権の争いと言われるように、地方自治とは極めて重いものであり、だからこそ住民の意思を尊重しなければならないはずであります。それとも、合併しか、これしか道はないとでも言うのでしょうか。一般質問では、あえて厳しい表現も使わせていただきましたが、県内でも合併に積極的なのは庄内だけ、しかも他の町村では、行政当局が十分な時間を掛けて、合併の善し悪しを判断できるような調査や検討を行っております。よそでできることをやらないで、一方的に進める強引さはとても住民生活を優先に考えているとは思えないこと。また、期待を裏切られたことに強い憤りを感じたからであります。財政状況の厳しさは、どこの市町村も同じだというふうに思います。地方交付税の段階補正が低下しているとはいえ、少なくとも10万、15万の人口を抱える市よりは、はるかに高い比率で交付税制度の財源調整、あるいは保障機能を受けているはずであります。合併によって財政基盤の強化はあり得ないし、寄せ集めて総額が大きくなっても住民一人当りにすれば、その額は当然、大幅に減少します。新しい市になったからと言って、三位一体改革による税源移譲が、国庫補助負担削減分を上回るような大都市には決してなれるわけではありません。皆さんは触れないようにしておりますが、独自では大規模な事業が不可能なのに、合併することによって情報基盤の整備等に取り組むことができるなどと、実に不思議な話であります。合併特例債による先食いで、後世に負担を先送りするだけの話であります。10年後、交付税が大幅に削減され、起債の償還の時期を迎えたとき、周辺地域の住民サービスは一体どうになってしまうのでしょうか。村長、あなたが市長にでも立候補でもして、絶対にそうはさせないとでも言うのならまだ話はわかりますが、そうならないように努力をすると言うだけで、私は失職するし、特別職のあてもない、のであれば誰がその責任を果すのでしょうか。合併したらあとは野となれ山となれ。新しい執行部と議会の責任にすればいいとでも言うのでしょうか。たった2人の議員と地域審議会が設置されても、どうしてそれを補完できるのでしょうか。残された住民は刻々と迫る過疎化に脅え、泣き寝入りするしかないではありませんか。時代の波は確かにあると思います。特別職も職員も大型事業もとり取りあえずは減ってもしかたがありませんし、じっと絶えコツコツと改善の努力をすることも止むを得ないというふうに思います。しかし、住民が自治権が遠のき、自分達の声が届かなくなることだけは避けなければなりません。住民は行政が身近であることで安心して生活ができます。最後の砦である地方自治権を投げ出し、絶対多数の鶴岡市の勢力に委ね、この地域の住民にはそのおこぼれを期待してくださいと言うに等しいというふうに思います。新しい市に何をするにもひたすらお願いするしかない態勢になってしまうのです。アンケート結果を尊重しようとしないう、強権的政治姿勢には断固として反対するものです。合併関連議案の撤回を訴え私の反対討論といたします。

○議長（進藤 篤） 他に賛成討論ありませんか。

○3番（渡部 厳） 議第97号から101号まで、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡樺引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の合併に関する関係議案について、賛成の立場から討論を行います。

去る12月12日に、関係6市町村による合併協定の調印が行われ、本日、議会の議決というこ

とになっているわけですが、先の7市町村による庄内南部地区合併協議会の枠組みが不可能となってから、無駄な時間を経過することなく、志を同じくする関係6市町村による新たな枠組みによる合併調印は、次世代を見据えた時宜を得た対応だと思います。それは、朝日村が推進してきました市町村合併の理念・目的・方向性など、根幹に触れる部分については相違がないということだと思いますし、併せて関係6市町村についても同様だと思われるからであります。従って、改めて合併の必要性については申し上げませんが、庄内南部地区7市町村による合併協議会の協議が、基本的なベースとなっていることは当然であります。今まで協議中に寄せられました多くの課題については、十分に反省すべき点は反省を加え、住民不安の解消に努め、関係6市町村住民が自信を持って賛同できるような新市でありますことを期待いたします。来年10月1日の合併までの期間内に協議されました数々のことにつきましては、全体的な点検は勿論であります。私は次の2点について、さらなる十分な審議が加えられますことを提案をいたしたいと思います。その第1点は、合併協定書の中に「最大限、調整する。」、あるいは「検討する。」という表現がありますが、このことにつきましては前向きな施策として、是非、具体的にされますようご提案をいたすものであります。

2つ目は、子育て支援の新たな具体的政策の実現であります。少子化、高齢化の進展による人口の減少は、本村、あるいは関係市町村のみではないわけですが、生産年齢層が減って、高齢者が増加し、社会保障制度に基づく公費負担が急増することが予想されます。その結果、サービス水準を現状の税負担水準で維持することは不可能となります。また、住民一人当りの行政コストも当然高くなると予想されます。行き届いた行政サービスと、なんと言っても活力ある地域づくりのためにも、安心して子育てができる施策に期待するものであります。過去の協議経過から見れば、合併の背景の重要事項として掲載されていますが、学校教育のように法律で明確に位置付けたものではなくて、自治体の裁量であります子育て支援につきまては、若いお父さん、お母さんの年代は所得の面からも、あるいは時間的にも大変な年代であります。従って、乳幼児の健康・福祉・医療、特に保育料の支援を新市の最重要な施策として掲げられますよう、重ねてお願いを申し上げ、ご提案をしながら賛成の討論といたします。

○議長（進藤 篤） 他に反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。

○9番（小野寺良寛） 議第97号及び101号までを1市4町1村の合併に関する議案に対し、賛成の立場から討論したいと思います。

合併は、相手があつてするものであります。従って、相手のことを十分考えて、相手の歴史と文化を知りながら合併する信頼関係でできるものだと思います。庄内を1つにする運動の時期がありました。最近の話ではありません。鶴岡市の青年会議所と酒田市の青年会議所が、交互に定期的に「庄内を1つにする会」をつくって、庄内を1つにするために論議してきた時代がありました。しかし、それはこの間のようなかたちで沈んでしまったわけです。現在、1市4町1村は、そもそも朝日村でさえ50年前に3つの村が集まって、1つの村になったのです。隣の檜引町は2つの村が集まって町になったのであります。羽黒は3つが集まって町になったのです。藤島は5つの村が集まって町になって、温海も3つの村が集まって町になったのです。一番重要なことは、鶴岡市はどうだったかということであり。鶴岡市は、1市2町10村で、全部で13市町村で構成されているのであります。一度合併をすると分かれられないという話があります。歴史的には村が分かれ

た時代があります。分村です。それは鶴岡でありました。鶴岡市そのものは、町でありました。大正7年4月に稲生村と合併し、大正9年に大宝寺村と合併しています。大正13年の10月に市制になっています。その前、明治の大合併のときは、大山村と加茂村が町になりました。明治25年には、田川村から分かれて湯田川村を分村したのであります。その後、昭和の大合併になって、湯田川村も鶴岡に再合併するわけです。昭和30年の昭和の合併のときは、斎、黄金、栄、京田、大泉、湯田川、田川村、上郷、豊浦、加茂町が合併し、昭和38年に大山町と西郷村が合併して、現在に至っています。従って、1市2町10村で議員が22名であります。22名ということは、中心部にかなりの人口がありますので、1村に必ず1人ずつ現在議員がいるということはないはずで、朝日村では、昭和9年に仙納村が倉沢村に合併しています。同じ年、大平村が下田沢に合併しています。川上村が大針村に合併しています。川上村というのは、大針上と大針中の半分、北側にありますが、それが合併しております。小綱木村というのが、現在の本郷保育園のある周辺ですが、これが本郷村に合併しています。すなわち、これが現在の大字なのです。昔の村が字名名のあります。明治11年に東田川郡ができました。西田川郡ができました。東田川郡の場合は、郡役所が藤島にできました。郡長が任命制でありましたが、その下に参事制がありました。参事3名でしようか。本郷村からも参事が出しています。参事会で郡の政治を仕切っていたわけです。西田川郡の郡庁が現在、致道博物館にあるのであります。これからの村が、地域がどうあればいいか、合併した場合にどう付き合うかということに是非、参考にしながら進めていきたいものだと思います。住居の表示に関して、合併までの間に協議することになっていきますけれども、座談会でよく合併するか、しないかというときには、やはり朝日村を残した方がいいと、朝日という言葉がほしいという情熱が高かったことは事実であります。しかし、いざ合併してしまえば、そこの家族に入ってしまうと、差別言葉にはなりはしないかと。私は今回の合併は、親子合併であってはならないと思います。せいぜい年の離れた兄弟合併であってほしいと思います。そのためには、合併してから何十年も経っても大字朝日とは言わないにしても、鶴岡市朝日本郷とか、朝日越中山三栗屋という一回ずつ、そういう地名が入るのは大変な禍根を残すことだと思います。これからのコミュニティは、大きくなりますので学区単位が中心になると思います。その際、学校の統廃合などがあった場合に、この頭に付いた旧町村名は非常に邪魔になると思います。差別の言葉になりはしないか、地名は大切であります。集落名と地名が合わない地域が、前回も言いましたけれどもあります。非常にわかりづらい。大都市になればなるほど地名は簡素であります。特に朝日村の落合地区は、バス停の落合は熊出上にあって、現在の落合と呼ばれているところは新落合だと、住所は下名川であって、下名川という集落があって、どこから下名川でどこから落合なのかわからないと、誰もが混乱する現象であります。是非、このことも考えながら進んでいただきたい。山形市が周辺の合併が頓挫していますけれども、今、鶴岡新市になれば、山形県第2の市になると思います。総合行政を住民が望むならば、今回の合併は止む無しと考え賛成といたします。

○議長（進藤 篤） 他に討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（進藤 篤） これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。採決は5議案一括して、起立で行います。

議第97号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海

町の廃置分合について、議第98号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議第99号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について、議第100号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、議第101号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審査会の設置に関する協議について。

以上、5議案について原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(進藤 篤) 起立多数であります。よって、議第97号、議第98号、議第99号、議第100号及び議第101号の5議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。これで平成16年第12回(12月)朝日村議会臨時会を閉会いたします。これにて散会いたします。ご苦労様でした。

(11時20分 閉会)



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年12月22日

朝日村議会議長 進 藤 篤

朝日村議会議員 近 藤 文 一

朝日村議会議員 近 藤 芳 弘

この写しは会議録の謄本であることを証明する

平成17年1月19日

山形県東田川郡朝日村議会議長 進 藤



平成16年第9回温海町議会臨時会会議録

温海町告示第109号

温海町議会臨時会を次のように招集する。

平成16年12月17日

温海町長 佐藤 正 明

1. 期 日 平成16年12月22日
2. 場 所 温 海 町 役 場

平成16年12月22日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 第77号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について |
| 日程第4 | 第78号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について |
| 日程第5 | 第79号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について |
| 日程第6 | 第80号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について |
| 日程第7 | 第81号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について |

本日の会議に付した事件
議事日程第1号と同じ

○ 出席議員 (16名)

1 番	五十嵐 庄 一 君	2 番	馬 場 充 君
3 番	斎 藤 徹 君	4 番	忠 鉢 孝 喜 君
5 番	榎 本 五郎治 君	6 番	菅 原 久 繼 君
7 番	鈴 木 勇 君	8 番	五十嵐 等 君
9 番	小 松 音 吉 君	11 番	柴 田 実 君
12 番	本 間 英 機 君	13 番	佐 藤 龍 夫 君
14 番	富 樫 栄 一 君	15 番	加 藤 義 勝 君
17 番	本 間 義 弥 君	18 番	佐 藤 甚一郎 君

○ 欠席議員 (な し)

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 正 明 君	助 役	榎 本 竹 司 君
教 育 委 員 長	戸 室 寛 隆 君	教 育 長	小 竹 郁 弥 君
農 業 委 員 会 会 長	五十嵐 豊 作 君	監 査 委 員	川 上 制 君
総 務 課 長	五十嵐 幸 喜 君	企画観光商工課長	川 畑 仁 君
町 民 課 長	五十嵐 金 悟 君	健康福祉課長	相 澤 康 夫 君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	五十嵐 正 治 君	建設環境課長	本 間 新 一 君
上 下 水 道 課 長	佐 々 木 敏 一 君	収 入 役 室 長	五十嵐 收 一 君
教 育 課 長	伊 藤 彦 市 君		

○ 事務局職員出席氏名

事務局長	本 間 節 子
書 記	粕 谷 一 豊
書 記	庄 司 益 美

(午前10時00分 開会)

○議長(佐藤甚一郎君) おはようございます。議員の出欠席を報告いたします。本日は、全員出席しております。

ただいまから、平成16年第9回温海町議会臨時会を開会いたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、助役、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、監査委員、並びに総務課長ほか各課長、室長、局長の出席を求めており、全員出席しております。

これから本日の会議を開きます。議事日程はあらかじめ配布しておりますので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、6番 菅原久継君、7番 鈴木 勇君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、先の議会運営委員会において審議されておりますが、本日1日としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 第77号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について

日程第4 第78号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

日程第5 第79号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について

日程第6 第80号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

日程第7 第81号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

○議長 日程第3、第77号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について、日程第4、第78号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、日程第5 第79号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒

町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について、日程第6 第80号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、日程第7 第81号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について、これを一括議題とし、一括質疑、一括討論といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第3、第77号議案、日程第4、第78号議案、日程第5、第79号議案、日程第6、第80号議案、日程第7、第81号議案を一括議題とし、一括質疑、一括討論といたします。局長に朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 一括上程されております5議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤正明君) 本日上程されました6市町村の合併関連議案の提出にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます。

議第77号、議第78号、議第79号、議第80号及び議第81号につきましては、いずれも平成17年10月1日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町が合併し、新たに鶴岡市を設置する合併関連の議案であります。議案の説明に先立って、今般の合併に至る経過をご説明申し上げます。

南庄内の合併協議につきましては、平成14年度より検討が開始され、任意の協議会であります庄内南部地区合併検討協議会での協議を踏まえ、平成14年10月10日に庄内南部地区合併協議会を設立し、以来、新市建設計画や基本4項目を始めとした約2,500項目にわたる調整項目につきまして協議が重ねられました。これらの協議経過を踏まえ、平成16年10月4日、7市町村長による合併協定の調印が行われ、その後合併する旨の議案を構成市町村の各議会に提案したところ、三川町議会では否決され、他の議会では可決という結果になったところであります。その後、可決となった6市町村長による協議を行い、昨今の厳しい経済、財政事情や将来の地域社会の見通しなど諸問題から考え、これらの課題に対し、真剣に取り組まなければならない状況にあり、合併はこうした課題を克服するために市町村が協力して行政体制を再編成し、自立性、自治性をさらに強化し、今後の地域づくりを推進する有効な手段であるという共通認識を改めて確認したものであります。このため、南庄内6市町村による合併を推進するためには、合併特例法に定める新市建設計画の策定や諸協議項目など、合併に関する協議が必要なことから、市町村の合併の特例に関する法律第3条に基づき、各市町村議会の議決を得て、平成16年11月9日に市町村長、議長、議会推薦委員、識見者により構成される南庄内合併協議会を設立いたしました。南庄内合併協議会におきましては、4回にわたる合併協議会での協議を始めとして、専門小委員会、議会議員定数等検討小委員会などを開催し、庄内南部地区合併協議会での協議経過も踏まえながら、新市の名称など合併の基本項目、議員定数や新市建設計画、事務事業調整など鋭意検討、協議を進め、その結果、概ね協議が整ったことから、合併をする際に必要な協定事項整理、確認し、協定書として取りまとめ、去る12月12日に各市町村長により合併協定書への調印を行ったと

ころであります。そして、本日6市町村では、合併特例法の措置を最大限に活用し、合併によりともに協調して新時代に求められる行政責務を果たしていくことが最善であるとの判断に立ち、ここに合併関連5議案を提案したところであります。

皆様方のご指導、ご協力に改めて感謝いたしますとともに、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。なお、議案の内容につきましては、担当に説明をいたさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 企画観光商工課長。

○企画観光商工課長（川畑 仁君） それでは、議案の内容につきまして説明をさせていただきます。

はじめに、議第77号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合につきましては、南庄内6市町村による南庄内合併協議会において、新市建設計画ほか合併に関する協議を行いまして、6市町村長が、去る12月12日、合併協定書の調印を行ったところでございます。この合併協定書の合意に基づきまして、地方自治法第7条第1項の規定により、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町を廃止し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置すること、すなわち新設合併を山形県知事に申請することにつきまして同条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第78号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議につきましては、合併に伴います財産処分に関する協議を地方自治法第7条第4項の規定により、協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。協議の内容は、6市町村が所有する財産はすべて新たに設置される鶴岡市に帰属されるというものでございます。

次に、議第79号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議につきましては、合併に伴いまして、地方自治法第91条第7項の規定に基づく新市の議会議員の定数に関する協議を協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求めるものであります。協議の内容は、新市の議会の議員の定数を34人とするものでございます。

次に、議第80号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議につきましては、合併に伴い、議会議員の定数、及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律、すなわち合併特例法に基づく経過措置を協議書のとおり6市町村で協議して定めることについて議会の議決を求めるものであります。協議は、新市の議会の議員の定数について、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とするものであり、また、農業委員会の選挙による委員については、新市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任することができる委員の数を37人とし、引き続き在任することができる期間を平成17年11月25日までとするものでございます。

次に、議第81号 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び

西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議につきましては、合併に伴う地域審議会の設置に関する協議について、合併特例法第5条の4、第1項の規定に基づき、協議書のとおり6市町村で協議して定めるものであります。内容ですが、地域審議会を合併前の6市町村の区域ごとにそれぞれ設置するものであり、設置期間を平成17年10月1日より平成27年3月31日までとし、審議会におきましては、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項などにつきまして、市長の諮問に応じて審議し、答申することなどとしておりますし、審議会の委員は、区域ごとにそれぞれ20人以内としております。その他地域審議会に関する諸事項について、協議書のとおり定めることについて合併特例法第5条の4、第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 5議案についての質疑を行います。7番。

○7番（鈴木 勇君） ただいま上程になりました合併関連議案について伺います。

12月12日に調印が行われた合併協定書について、48項目にわたりますけれども、その協議事項が33項目84箇所も住民の暮らしに関わる部分が先送りになって、合併後3年とか5年の間に定めるというふうになっております。特に、町民の皆さんからは、合併後にどのような暮らしになるかということで、水道料金の問題、国民健康保険税の問題、保育料の問題などが具体的に生活にどのように関わってくるか明らかになっていないという状況で心配と不安が広がっております。合併までに定まっていない、そうした協議事項について、今後どのように協議されるのか、第1点伺いたいと思います。

私どもは、やはり合併を考えるにあたって、1つは住民の利益が守られているかどうかというのが第1点でありますし、もう1つは、住民の意思が本当に尊重されているかどうか、この2点を基準として考えておりますけれども、この第1点目からして、住民の暮らしが今後どうなっていくのか、不利益にならないのかどうかという点で、この協定書の協議事項が合併までに決められなかった部分の今後の検討について先ほど申し上げたように1点伺うものでありますし、もう1つは、この財産処分に関わっての財産というのは、どの時点の財産を引き継ぐのか、特にそれぞれ各市町村が持っている基金がこの合計がどのくらいになって、16年度、17年度予算編成の中でそれが取り崩されて、実際に新市に引き継がれるのはどのくらいになるのか、この財産、特に基金について伺います。これは、まだ17年度予算の編成中でありまして、合併する前に基金を取り崩して事業を行うということが全国で行われています。実際に合併しようと思ったら財産が少なくなっていたと。基金がなくなっていたということが全国津々浦々での合併の中で行われております。この南庄内の場合はどうなのか。どの時点での財産を引き継ぐのか伺いたいと思います。

それから、今1つは、先の12月議会でも質問いたしましたけれども、温海町が合併特例債を使つての事業について伺ったところ、町長は合併特例債を使つて事業を行うための合併ではないという旨の答弁がありました。そうであるならば、来年4月施行の新たな市町村合併特例法は基本的に現行法の延長でありますし、異なるのは合併特例債がなくなるということであります。この新しい市町村合併特例法、来年4月から施行になるわけで、5年間の時限立法であります。ですから、まだ決まっていないそうした事務事業の調整とか、住民の意思を確認するには、十分なまだ期間があると私は考えるわけです。ですから、今慌ててこの

現行の特例法上の合併ではなくて、来年4月から施行される合併特例法で合併するならばまだ5年間の猶予の期間があるわけで、その間に十分に合併した場合の住民生活がどうなるのか、あるいは住民が合併に対してどのように思っているのかをアンケートなり、あるいは住民投票を行って住民の意思を確認してそれを尊重して決断してもいいのではないかというふうに思うわけであります。この3点について伺います。

○議長 町長。

○町長（佐藤正明君） お答えいたします。

まず1点目について、合併の協定書の中での2,500項目での調整事項、とりわけ合併協定書にある項目を7番議員が今質問されているわけでありますけれども、3年ないし5年の中で調整をしていくということに関してであるわけでありますけれども、できる限り、合併ができるのであれば、平成17年の10月1日からそれぞれに6市町村での同一した、きちんとした方向を示すのが基本だと思っておりますし、言われるものはそのようにしなければならぬものだと思っております。ただ3年ないし5年という調整項目が非常に多いというのは、以前にも申し上げましたように激変緩和ということで、住民の皆さんに合併した途端に上がり下がり急激にならないようにという配慮をしたつもりでありますし、そのように是非やっていきたいものだと思っております。したがって、3年ないし5年というのは、7番議員が言われるように問題、課題というものを先送りするというような捉え方もされようかと思うわけでありますけれども、決してそうではなくて、住民の皆さん方に戸惑いのないようにやっていくのが私どもの責務だと思っておりますので、是非そういったことでご理解をいただければと思うところでございます。水道料金、及び保育料等々についても、今考え方を7番議員は述べておられたようであるわけでありますけれども、それらについても、私は現在のところは差異はあるものの、ここしばらくは心配はないものだと思っております。しかしながら、この合併をするということについては、これも以前から申し上げてまいりましたように、当然私どもは20年30年の将来の見通しということをしてしながらこの合併ということを考えなければならないわけでございます。そうした際に住民の皆さん方にも説明会、あるいは広報等でお示しさせていただいたとおりに20年、30年後の本町の人口の減少、あるいは世帯数の減少、そしてそれぞれの集落形成のあり方というようなことでは、随分と心配される点があるわけであります。そういったところを十分考えた上での今回のこの合併、そして協定ということになっているわけでありますので、どうか十分7番議員からもそのへんのところ、当面のここ近い将来のというよりも、今保育園、小学校に通っている子供たちがこの温海町、あるいは日本でがんばることができるような自治体構成に、あるいは新たな自治体のあり方に今取り組まなければならないものだと思っており、このような協定書の内容になっているということでご理解をいただければと思うところでございます。

2点目の財産の引継ぎはという点であるわけですが、特に基金についてであります。基本的には、平成17年の10月1日をもってそれぞれに基金も借入金もまず新市にすべて引き渡すという方針でございます。ただいま7番議員からご意見があった、合併をしたら基金が何もなくて、それぞれにマイナスだったという意見だったわけでありますけれども、これはあくまでも紳士協定にならざるを得ない部分があるのではないかなと思っております。しかしながら、そのことについても十分にこれまで6市町村で協議を重ね、そしてここ近年

のそれぞれの財政計画、総合計画を基にしながら、それぞれの市町村の取り組みということの基本にしながら財政計画をそれぞれに見させていただいたわけでありますので、そのことが私は何よりも心の紳士協定になっていくのではないかなと思っております。ややもすれば、合併までにどうしてもやらなければならないことというのは、それぞれの市町村が抱えておる事情もあるわけでありますので、そういった整理をしなければならない事情といったことについて基金の取り崩しがややもすれば多くなったというケースは否めないものではないかなと思っております。したがって、今、私どもが6市町村で合併をしようとするそれぞれの事業計画、あるいは財政事情を見ますと、7番議員が心配されるような状況下では私はないものだと思信をしているところでございます。

それから、3点目の合併特例債を主目的という部分、合併特例債に関してのご質問であるわけでありますけれども、7番議員からは拙速にならずに新たに来年度からの合併新法による5カ年の経過措置の中で十分に住民の声を聞いてという提案のようでございますけれども、先ほどこの提案の理由説明をさせていただいたわけでありますけれども、以前からも申し上げてまいりました。やるのであれば私は平成17年の3月をもって合併をするのが、最も住民にとっていいことでもありますし、是非、それがやれる本町は絶好の今いい機会だということも申し上げて参りました。アンケート調査も取らせていただいたわけでありますけれども、大部分の町民の皆さん方がこの合併に概ね理解を示してくれているものだとは私に解釈をしているつもりでありますので、改めてアンケート、あるいは住民投票というものは考えていないところでございます。いずれにしても、平成17年の3月をもって合併をしたいということでございますけれども、以前に答弁をさせていただいたその合併特例債の有効活用というのは、これは当然地域住民の大きな利益に結びつくわけでありますので、その合併特例債の活用という部分については、やはり住民の利益ということを十分考えた上で今後の事業計画、あるいは活用の仕方というものを当然考えていかなければならないものだし、考えていく必要もある、そういった利点というものも十分考えた上で今回提案する次第でございますので、どうかそういった点についても7番議員からのご理解をいただきたいものだと思っているところでございます。なお、詳細について事務事業、あるいは基金の現状ということについては担当のほうから答弁をいたさせます。

○議長 企画観光商工課長。

○企画観光商工課長（川畑 仁君） それでは、私のほうから若干補足答弁をさせていただきます。

まず第1点目の協定書の項目の関係でございますけれども、この合併協定書につきましては、その前文にありますとおり「法定協議会で検討協議を重ねた結果に基づき、合併をする際に必要な総合協定事項を整理・確認し、取り纏めたもの」ということで記載をしております。48項目に及びまして、基本的な項目については具体的に確認して参りましたし、激変を避けるなど、時間をかけて調整を行うべきもの、例えば、これまでの歴史的な経過ですとか地域特性などもございます。そういった時間をかけて行うべきものにつきましては、町長からもありましたとおり経過期間を明確にしながら、例えば合併まで1年以内、3年以内、5年以内というふうに分類をしながらその方向性を検討しつつ、経過期間を設けたということでございます。

それから、第2点目の財産ですけれども、どの時点かということにつきましては、これは合併の時点ということになるかと思いますが。基金のお話がありましたけれども、明年度の財政がどうなるのかということも非常に見えにくい状況下の中での作業でもございます。国の財務の原案がつい先頃出されたというようなこともあったようでございますけれども、財産については合併の時点ということで、基金の取扱いなどについてもその時点まで、財産の変動があることを踏まえて取り扱うということも協定の中で確認しているところでございます。

3点目の特例債事業の関係でございますけれども、特例債につきましては、ご存知のとおり非常に有利な起債ということで、充当率が高い、それから後年度基準財政需要額に編入される率が高いというような非常に有利な起債であるということで、闇雲に使うということも控えなければならないのでしようけれども、有効に活用するということも検討されなければならないわけございまして、幾つか特例債対象事業も挙げてございますけれども、その他の事業につきましても、財政運営の中で有利性があると判断されるものについては有効に、積極的に活用していくというふうになるかと考えておりますところでありまして、現下の国の財政状況などを見ましても、非常に有利な財源としてこの合併に際して活用していくべきものというふうに理解をしております。

○議長 7番。

○7番（鈴木 勇君） 第1点目の協定書にある項目について住民に対して急激な変化をしないようにという激変緩和の措置として、それぞれ協議内容に応じた経過措置をとって定めるということでもありますけれども、その協議されるものが方向性としてどのように決まってくるのかというのが大変心配なところであります。例えば、具体的に保育料とか水道料とか健康保険税が現在よりも高くなるのか安くなるのか、つまり住民にとって負担が増えるのか、それとも減るのかというのは大変心配なところでありますので、その協議の方向性としてどの期間でどういうふうに定められていくのか。これは新市になってからということではあるかと思いますが、現段階でどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、町長の答弁にあった20年後、30年後の将来を見越した温海町のまちづくり、新市になれば温海という地域の地域づくりがどのようにしていくのかというのは、大変私も町長と同じように心配しているところであります。そうした中でそうした事業を行う財政面についても、この建設計画に載っている財政計画の中では、その特例債も使ったの大きな事業が計画されております。48項目目に新市の建設計画が載って、別添というふうになっていきますし、その中の財政計画では、その期間中の投資額が770億円として、共通の事業である特定事業に208億円、それから市町村の個別の事業に397億円、合わせて605億円と11年間でこれだけの投資をするという建設計画になっていますし、その財源として先ほど出た特例債が350億円も含まれておりますし、合わせて11年間で765億円もの地方債の発行、新たな借金をするというところであります。そして、その返済がピークとなる合併10年以降は特例措置が段階的に無くなって、地方交付税が削減される時期であります。そして、15年目からは、全く1本化と言われる新市の人口に基づいて地方交付税しか交付されなくなる。そうした時期に借金の返済がピークになってくるわけでありまして。これでは、20年、30年後を考えた場合、それこそ財政危機が訪れて、それがいずれ住民の負担になってくるとい

うことが予想されるわけであります。そうしたこともやはりきちんと住民に知らせて、それでも合併するのかどうかという判断を仰ぐ、そういう意思の確認は必要だと思います。この財政計画、今答弁あったように小泉内閣の三位一体の構造改革の中で地方は交付税も大変減らされ、補助金も減らされると、そうした時期にこうした11年間で765億円もの新たな借金をしてまちづくりを行う、これは財政危機に陥る可能性は私は大変大きいと思います。町長とは違う視点で20年、30年後を考えた場合、こうした計画をもって合併するにはいずれ今の温海町民に負担が押し加かってくる。まして中央に人口が集中して過疎化が進む中で、そうした負担が発生するのは住民の利益にならないのではないかというふうに思われますし、そのことも含めて住民に知らせる必要があると思います。概ね町民が合併に理解を示しているという町長の答弁でありましたけれども、こうしたことは住民には知らされていません。やはり的確にすべての情報を開示して、住民に知らせて、それでも将来にわたって人口の減少、少子高齢化の社会の中でこのままでは負担が増え、サービスが低下するということも合わせてきちっと知らせながら、そのために合併すると借金がこれだけになるよということも具体的に示しながら住民の意思を確認するというのが、私はこの合併にあたって大事なことでと思います。この点について再度住民に本当に的確に情報が伝わって、そういう町長が答弁した合併に理解を示しているというふうになっているのかどうか、このへんを再度伺いたいと思いますし、やはり最終的には財政問題が合併の理由になってくるのではないかというふうに思われます。どういう事業を行うにも財源の裏づけがないと行われたいわけであり、その財政が合併した場合としない場合のきちんとしたシミュレーションを示しながら、住民がこの温海町に本当にこれからも住める、住んで良かったという町づくりになっていくのかどうか、このへんのところが1番大事なところではないかと思われますので、そのへんについての見解をお伺いします。

○議長 町長。

○町長（佐藤正明君） お答えいたします。

以前にも申し上げましたように7番議員とは、最終目的の住民の福祉向上、安心してという部分では、同じなわけでありますけれども、その途中においてどういう地域づくりをするか、町づくりをするかというその手法については、随分差異があるものだなというふうに考えております。

まず、今最終的には財政問題ではないかというご意見のようであるわけでありますけれども、当然私もそのように考えながら今この合併をしたい、そして、是非皆さん方にご理解をということで、これまでも何度となくお答えをしてきたつもりであります。とりわけ、今7番議員から言われた国民健康保険税が来年からどうなるのかという部分についても、合併をしなかったら残念ながら今保険者が温海町であるわけであります。これがご案内用のように今随分こういう社会情勢の中で国保加入者が増加している状況でございます。国の方針では、県単位で保険者に再編しようと、あるいは、保険の一元化というようなことを思っているわけでありますけれども、それにしても簡単に保険者が県のほうに移行するという状況下ではまだまだなっていない、いろいろな課題が、あるいは問題がその間に山積している状況でございます。一方で来年度からは、国民健康保険税の補助金、国から来る補助金というものに関しては、間違いなく削減がなされる。したがって、まず国民健康保険税について1つを出

して言えば、これは上がらざるを得ない方向に進むのではないかなという懸念をしております。したがって、私とすれば、今トータルメリットという合併によって町民の国保加入者としての権利を守らなければならない。そして、それと同時に加入者の負担の軽減を考えなければならない。7番議員は、合併をしないで町単独でやっていくという方向で国保税を切り下げられないかという手法のようであるわけでありまして、私はそのことに関しては、到底考えられない現状だと思っております。本町の諸般の事情といえ、当然これまでそれぞれに予算決算ということで皆さんからご審議いただいておりますから、そういった細部については省略をさせていただいておりますけれども、合併をしなかったらこの国保税が下がっていくのかという部分では、私はそれは大いに見方が違っている、方向性が違っているものだと思っております。したがって、合併をするにしても、この国保税の負担率というのは、私はまだしばらく高齢化率が上がっていく、あるいは若年層が少ないという状況を考えますと、ここしばらくはこの国保税というのは上がらざるを得ない状況になっていく、その上がる要素を少なくしなければならないのが、私の責任でもあり、保険者としての責務だと思っております。その有効な手立てとしての合併ということも当然考えなければならない状況下に今あるものだと思っております。したがって、まずそういったことを1つずつ十分検討しながら、本町にとって合併をする、あるいは自立してやっていくということを、十分これまでも皆さん方と2年間議論を重ねて参ったところでございますので、どうかそのへんのところをご理解いただければと思うところでございます。なお、合併特例債について、10年間の投資額、それぞれに700億円というご意見だったわけでありまして、それは合併をするしないにしてもそれぞれの投資、あるいはそれぞれの市町村でそれぞれに総合計画等々をもっているわけでありまして、その総合計画の中でどの事業が特例債を活用しながら、先ほど課長のほうからあったように有利な起債を起こしながら事業を展開しなければならない今、そういう状況であるわけでありまして、そういったところも十分検討しながらこの事業計画、あるいは今合併に関して事業の見直し、あるいは新たな投資ということを考えてございますので、合併するしないに関わらず投資というものは絶えずやっていかなければならないもの、意に用いてやっていかなければならないものだと思っておりますので、10年後の財政危機ということで7番議員は心配されているわけでありまして、私どもは将来の財政事情を見通すがゆえに合併をするという方向性を出しているところでございますので、どうかそのへんのところは7番議員とは随分意見の食い違うところだなと思っておりますので、まず今後ともいいご指導をいただければと思っております。

○議長 企画観光商工課長。

○企画観光商工課長（川畑 仁君） それでは、経過期間を設けたものがどのように決まってくるのかということについてお答えさせていただきますが、新市になってから検討しつつ定めていくものにつきましては、事務方の検討を経まして、当然これまでの本町もそうでございますけれども、審議機関、協議機関などで専門家ですとか、あるいは住民の皆さんの意見なども踏まえながら、最終的には使用料、料金など負担が伴うものについては、議会において定められていくというふうに理解をしております。

それから、もう1点だけ財政計画の関係でございますけれども、確かに合併特例債で350億円、事業費にしますと370億円になるというようなことでございましたけれども、6市町

村の合計の標準事業費を特例債ベースで見ますと、標準事業費で485億円、特例債そのもので460億円というような計算になりますし、決して目一杯つかって事業を行っていくというものでありませんので、そのへんは財政事情を考慮しながら、人員削減などスケールメリットを進めながら財政運営をきちんとやっていくということで整理しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番。

○7番（鈴木 勇君） 3回目になるのでこれで最後にいたしますけれども、第1点の今後の協定書等の中の協議事項については、課長の答弁にあったとおりだと思いますけれども、暮らしに関わってくる問題でありますので、そのへんは十分住民への周知徹底をすべきではないかと思われます。

それから、2点目については、特に特例債を使った事業ということでは、今説明がありましたけれども、その事業先が7割も現在の鶴岡市に集中しているということで、新しく新市になった場合の中央のところに投資が集中して、現在の各町村のところには大変合わせても3割ぐらいの事業しか配分されていないということで、一層鶴岡市に人口が集中して、周辺が過疎化になるのではないかと心配がされるわけであります。そうした投資のあり方、全部合計して事業の計算をしますと、やはりその比率として割合が鶴岡市に70%以上も集中するということは、借金だけが現在の町村で返済になってくると、住民の負担がそこでも増えてくるといふふうに思われます。いずれにせよ、現在国が推し進めている市町村合併は、地域の住民のためではなくて、地方への財政負担を減らすということを目的とした今の合併でありますから、当然地方自治体、町本来の役割である住民の安全とか住民の暮らしと福祉を守ることができなくなってくるといことは明らかであります。現在17年度の予算編成中でご苦労をなさっていると思いますけれども、そうした方向で16年度は予算もつくれない状況だということが、各自治体から新聞報道でもありましたけれども、17年度もその延長線で若干しかプラスになっていないということが報道されていますから、そうしたことは合併することによって自治体が減って国の財政の負担を軽くしようという目的でありますから、そうなるのは私は当然だと思いますけれども、そうした国の押し付けで生まれている合併であっても、私どもはだから反対だということで単純な立場は取りません。今質問したように住民の利益がどうなるのか、そしてそれを具体的に調査して知らせていく、そのことによって町民の意思が確認されてくるのではないかというふうに思います。先の12月議会でも示しましたけれども、合併を考える基準は、基本的には2つということで、1つは地域住民の利益を守るという地方自治体の本来の任務に照らしてどうなのか、それからもう1つは、地域住民の意思を尊重して決めるべきだと。これは地方自治の本旨に則った立場でやはり合併を考えていくということで質問をさせていただきましたけれども、現在答弁のあった中では、この住民の利益が本当に守られていくのかどうかというのも明らかでないし、むしろ、不安と心配がされる状況であります。2つ目の住民の意思の確認、尊重という面でも、合併協が行ったアンケートはたった2%しか回答がなかったし、6月に行った本町の町と議会の共同で行ったアンケートでも、設問の仕方が合併に賛成かどうかではなくて、合併の話し合いに理解を示すかどうかというアンケートで、それも対象者から見れば、4割しか理解を示していないという割合でした。ですから、これも十分に住民の意思が確認されたと

言えない状況であるわけで、先ほど指摘したように４月からの新しい合併特例法はまだ５年
期間があるわけでなので、この特例債を使わないというこの条件の下であればまだまだ住民
に説明も、それから意思の確認もできるのではないかと思います。このへんのこと、先ほど
町長から答弁がありましたけれども、やはり温海町の将来を考えるとまだまだ合併に対する
話し合い、それから住民の意思の確認が行われていないと判断をせざるを得ないわけで、こ
のへんについて町長が言外どのように考えているのか伺って終わります。

○議長 町長。

○町長（佐藤正明君） お答えいたします。

まず、住民の利益を守るために今回私は合併をするというような方針で、皆さん方と、住
民の代表、付託をしていただいているそれぞれの１８人、今、欠員２名になっているわけ
ありますけれども、これまで協議を重ねてきたものだと思っておりますし、住民の意思とい
うものについても先般のアンケート調査、あるいはそれぞれの説明会、そして、広報等を通
じながらそれぞれに住民にも現在の状況、あるいはその経過というものを十分とまではいか
ないにしても、これまでの経過というものは詳細にお伝えをさせていただいたということで
考えているところでございますので、私とすれば、以前から申し上げましたように本町の住
民の付託を得ております皆さん方の判断で、是非、議案というものを決定していただきたい
ということは、これまでも重ねて答弁をさせていただいたところでございますので、今回もそ
のように是非ともよろしく皆さんからご理解をいただきたいものだと思っているところでご
ざいます。

○議長 他に質疑はありませんか。１５番。

○１５番（加藤義勝君） 今回、上程されております合併関連の議案について、前者からかな
り細かな質問が展開されましたけれども、私からも関連をいたしまして若干の質問を申し上
げたいと思います。

最初に、財政のことで、先の質問においても財産処分の件について、すべからく新市に継
続するということをもって様々な質問が展開されたわけですが、私からは、合併年度、
明年度平成１７年度途中の１０月といえども、平成１７年度の予算編成においては、それぞ
れ構成の各自治体において通年予算ということの編成になるのだろうというふうに思ってお
ります。まさか１０月までの暫定予算ということではないのだろうというふうに認識をいた
しておりますが、それにつきましても、先ほどの質問と若干関連をいたしますが、平成１７
年度において基金現在高は財政計画において２７億４,３００万円というふうに計画上、設定を
されております。この基金という現在高を確保するという観点から、国において平成１７年
の予算の大蔵原案がまとまったわけがありますけれども、そこにおいてとりわけ地方交付税
においては、それぞれ地方６団体の皆さん大変なご努力によりまして、地方交付税におい
て明年度は洋洋まず出口ベースにおいては対前年度若干のプラスということに落ち着いたと
いうことでほっとしているわけがありますけれども、それ以降についてはまだまだ予断を許
さない状況にあります。この明年度の予算編成が通年だとして、この財政調整基
金の取り崩しによります予算編成を余儀なくされている地方自治体、構成市町村それぞれ現
実はかこのごとくあるわけがあります。一方において、減債基金の取り崩しによる債務の繰
上償還等々の努力、こういうものをどのように構成市町村の財政担当の間で確認をし合いな

が平成17年度基金現在高 27 億某円というような数字というものはじき出しているのかどうかということについて、これは一般会計のことです。また、特別会計におきましては、公共下水道というものをまず代表的な例として挙げまして、過去国の景気浮揚策において、まずどんどん環境施設であれ、公共下水道の処理場の建設であれ、その処理範囲といったようなものを広げるというようなことで景気浮揚をせよというようなことで、地方に大変な仕事をさせたわけでありまして、この償還にあたっては、後年度必ず国が交付税措置をもって財政措置をすると、この約束をもって特別会計たる公共下水道に代表されることではありますが、それぞれ構成市町村において大変な債務を負っております。こうしたものの推移というものについても相当財政の担当する当局にあつては擦り合わせというものをしたはずでありますけれども、こういうものの見通しと確認というものについてはどういうふうになっているのかどうかということが第1点であります。

同じく財産管理のことで、第2点としては、旧福栄村、合併50周年というこの間10月1日にお祝いをしたばかりでございますけれども、旧福栄村から引き継いだ山林というものをたいそうの部分として、国、営林署でありますけれども、これと町との間の分収契約に基づいた2分の1の権利といいますか、こういう分収の権利所得について本町では相当の財源の支出をもって2分の1の権利所得をした経過が過去にあります。この山林の評価、特に流木の評価というものについては、昨今の木材市況においては、大変な惨憺たる状況にあるわけでございますけれども、こういう財産の持ち寄りについての評価というものについてはどのような観点からなされているのかどうかというものについて。よもや本町がその申し上げた2分の1の権利所得に財政持ち出しをして概ねまず全部とっていいぐらいの分収契約林については町の物になっているわけでありまして、こういうものについては相当町の財政支出について公的な地方公共団体がやるべき仕事でありますから、民間の売買とは違う観点で評価されるべきものではないのかと私は思うのでありますが、このことについてはどうなっているか。

それから、大きな2番目としては、第3セクターの取扱いでありますけれども、クアボリス温海という我が町の第3セクターのありようについてでございます。合併協定書等々において、第3セクターの中での特に産直施設については、将来的にこれを独立採算で安定経営がされるような支援策を講じることとなっております。本町のクアボリス温海は、ご案内のようにしゃりんという産直施設、物販施設、これとそれから湯見ヶ代運動場や野球場、一本木のスキー場、鼠ヶ関のヨットハーバー等、いわば社会体育を範疇とする施設のものについて一体的にクアボリス温海という第3セクターに管理委託、あるいは人件費の支援というものをやっているわけではありますけれども、将来のこの合併協定書に基づいた方向で定めるとすれば、平成17年度の合併以前の早い時期にこのクアボリス温海の業務の分離というものをもちましてしゃりんはしゃりんとして産直、あるいは物販施設として将来独立に備えられるようなかたち、あるいは運動場たるそういう社会体育施設の管理業務については、それはそれとして町の一般行政の中できちんとこれらを面倒を見るようなかたちにするという整理、あるいは分離といったようなものをしながら合併に備えるという観点が必要なのではないかというふうに思うわけではありますけれども、このことについてはどのようなになっているのか。

それから、第3点でありますけれども、介護保険をめぐるこの合併協定書の中に表現

されておりますことと、平成17年10月から特に高齢者福祉に関わる特老等の施設の入居者の扱いについての動向であります。合併が10月でありまして、まさに特老施設の入居者の負担の抜本的な改革がなされるのが、時あたかも10月であります。旧来、今までは負担の範疇でないことであったわけでありましてけれども、いわば居住費、それから食費、いわゆるホテルコストと呼ばれるものについても入居者負担というものがあるのが10月から施行されるわけですが、この合併協定書において、特に低所得者に関わる介護利用サービスの利用者減免について、鶴岡市の例を基本にして調整するというようになっておりますが、5年以内という悠長な話ではなくて、国の制度で10月からそのようになります。そうすると、大層の部分の入居者の方々は、経営体たる法人にそれを負担させることになれば経営破たんというものを招くし、また、入居者に全部負担を転嫁するということになれば、入居者の大層の部分の方々は、生活保護申請をせざるを得ない状況になるわけでありまして。こういうものについて、鶴岡市の例を基本として介護利用サービスの低所得者に関わる支援策、減免策というものを講じるということは、目下の急務だと私は思っております。

以上、3点について担当の方々の現行の擦り合わせの状況、あるいは将来的な方向、緊急を要するものもありますから、そういうものについてご説明を願います。

○議長 ただいまの5案件の質疑中ではありますが、10分間休憩いたします。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時22分 再開)

○議長 上程されております5議案の質疑を続行いたします。総務課長。

○総務課長(五十嵐幸喜君) 1点目についてお答えいたします。

1点目については、財政計画の中での財政調整基金、そして減債基金の各町村における調整の段階ということで受け止めましたけれども、このことについては、なかなかにして市町村合併の構成の枠組みも確定しない中ではより具体的に詰める段階というのは非常に難しい要素がありましたのですけれども、このごろにありますけれども、担当段階での協議、申し合わせという内容であります。まず、新年度の予算編成にあたって年間のトータル予算を編成をするということを基本としながらも、歳入の過大見積りはしないこと、そして、基金の扱いなどについては、また新たに基準は設けていかなければならないとしながらも、より具体的にこの2つの基金等の調整についてまだ具体的に詰めた段階はまだないというようなことであります。しかしながら、この財政計画の中での27億4,300万円については、今現在における各構成市町村の基金の状況等々からすれば、きわめて硬めに見ている数値というように見ておりますし、なお、この2つの基金以外の特定目的の基金等についてもこれはそれぞれの団体において様々に通常的な予算編成の中で有効的に活用していいのではないかとというようなこととしてしているところであります。なお、この予算編成上での1つは、特に後年度負担を生じるもの、まず債務負担行為については控えよう。それから、新規事業、レベルアップ事業としては、原則としては実施をしない。どうしても必要なもの等については協議をしていこう。それから、職員数、職員、あるいはその給与等についても、検討の課題としながらも、特に大規模での投資事業等については事前に打ち合わせをしていこうというようなこととしておりますし、なお、繰り返しになりますけれども、この金額的なもの、あるい

は率で努力をしていこう等々については、新年度予算編成にあたってはこれまでの通常での各団体の予算編成の構えというようなこととしておりますし、なお、本日の議会等も経て、構成町村の枠組みがしかとした段階では、より詰めた協議が必要なものと思っております。

○議長 上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木敏一君） 下水道の関係でお答えをさせていただきたいと思います。

今、総務課長のほうからも答弁がありましたように、構成市町村の枠組みというものがございまして、枠決めがはっきりしました段階でこれからの調整を図っていくということになろうかと思っております。ただ、今までの調整では、まず下水道は基本的に汚水私費ということになっております。したがって、まず償還の半分近くは交付税で返ってくるというような算定になっておりますので、50%につきましては、料金で回収をするということが基本になっております。したがって、まず料金の調整の中では5年を越えることで調整を図るということで、大体7年間ぐらいをめどにしております。したがって、今の状況の中では合併をしましたら、まず2年間は料金改定はしないということにしておりますし、その後2年間につきましては、まず維持管理費は回収をしましょうということになっております。本町でいきますと、現在資本費の回収のほうにも回っておりますので、まず4年間は料金改定は温海町はないものと思っております。その後の2年間につきましては、まず資本費の回収率をある程度定めながら料金改定をしていくということの調整となっておりますので、今後、新市の建設計画だとかいろいろ財政計画なども見合わせながら調整を図っていくというようなことになっております。なお、本町では、借換債ということで、公営企業債につきましては7%以上のものにつきましては、借り替えを行ってきたということになっております。ただ財政融資のほうにつきましては、今のところ7%は若干あるということになっております。現在は、利率も大変安くなっているという状況もございまして、今後整備を図るのは鶴岡市と温海町が若干残っております。あとほとんどの町村につきましては、ある程度整備が進んでいるというような状況にありますので、今後新市の財政計画などをつくりながら調整をはかっていくということになろうかと思っております。

○議長 企画観光商工課長。

○企画観光商工課長（川畑 仁君） それでは、私のほうからは、第3セクターの関係について答弁をさせていただきたいと思います。

第3セクターにつきましては、6市町村で財団法人、社団法人なども含めると15ほどあるようでございますけれども、協定書にありますとおり、当面現行のとおりとしまして、出資金は新市にそのまま引き継ぐということですし、それに後段で書き加えておりまして、類似業務を行うものの統合、組織機構ですとか公的支援の見直し、あるいは民営化等の運営改善、合理化に努めるという協定内容になってございます。ということもございまして、この15あります第3セクターにつきましては、合併後それぞれの役割、あるいはそれぞれの異なる性質などがありますので、そのへんを踏まえながら新市として一体的な検討をはじめていくということになろうかと思っておりますし、また合併までに本町のクアポリスについてどうなのだということにつきましては、今年度、しゃりんは情報館効果などもありまして、売上も伸びているようですし、あるいは産直を新たにはじめたというようなことで、本来の役割である産業振興、とりわけ地場産品の販売、宣伝というようなことの取り組みもはじめたと

ころでありますし、今後も新たな展開などを睨みながら第3セクターとしての機能、使命を全うすべく機能を高めていくという検討は17年度においても行われていかなければならないというふうに考えております。

それから、第1点目のところの分収林の関係でございますけれども、これらの財産につきましては、これは山林、土地、建物、普通財産、行政財産すべからくそうですけれども、そのまま新市に引き継ぐという調整内容でございますして、これらの資産価値について特に積み上げて検討した経過はございません。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長（相澤康夫君） お答えいたします。

国の介護保険の今の見直しに伴う特別養護老人ホームのいわゆるホテルコストの自己負担、入所者の負担についての対応という問題と受け止めましたけれども、議員ご指摘の問題については、私も同様に非常に重要な問題というふうに考えております。そこで、今の特老の増床におきましては、個室と多床室、4人部屋を比較した場合に、今国が出してきておりますものを見ますと、月4、5万円は差が出てくるのではないかとというふうに予想しているところでございまして、この部分のところをまず解消しなければ、特別養護老人ホームの増床する意味がないというふうなこともございまして、あつみ福祉会との協議を経まして、今回の増床はあくまでも従来型の4人部屋でいくというような決断をしているところでございます。したがって、その問題はその問題といたしましても、それでも非常に容易でないという方が出てくるということは予想はされるわけでありまして、現在までのところそのような方々に対してどのような措置を講じるかにつきましては、今後の問題というふうに考えております。この合併の協定の調整事項を決める段階では、まだ国の動きが出てこなかったわけでありまして、新しい情勢というようなことで、これは今後改めて更に詰めていく必要があるのではないかとというふうに認識をしているところでございます。

○議長 15番。

○15番（加藤義勝君） 今まで本町では、年度の締めくくりの決算時等々において、特にこの財産の評価について一覧表をもって、特に議会のほうで請求した時点では、山林の流木等々についての時の相場等々によつての財産価値というものも金額に置き換えてこれを表にして私どもに提示したという経過も過去にございます。したがって、どのくらいの財産というものが本町にあるのかということについてもその時点、その時点で把握した経過もあるわけですが、全部この新市に引き継ぐのだというようなことで片付けられると本町はどの程度の財産をもって新市といいますか、新たな鶴岡市という行政体に参画していくのかということでの体力の本町の評価というものについてもある程度やっぱり私はしなければいけないのではないかとこのように思いますので、その点をよろしく当局においてしっかりやっていただければと思います。

また、特に先ほどの前者の質問の中で、町長の答弁で、財政運営について、紳士協定という言葉で答弁されておりましたけれども、特に新年度の予算編成においては、どうせというか、合併するのだからというようなことの安易な考え方の下に積み立てております財政調整基金の代表として各種基金というものをこの際取り崩して予算編成をするというような、こういう安易な考え方に流れるというものを、それこそ紳士協定と言いましようか、財政当局

においての構成自治体間で現にこれはきちんと守って新年度のトータル的な年間を通した通年予算の編成にあたっていくというのが合併にあたってのやはり1つのスタンスでなかろうかと思いましたが、質問を申し上げたところでございました。総務課長からの答弁で大体その方向性というものはわかっておりますので、このことについてはそういう考え方の下にこれから当局間でよく連携、協議を強めてやっていただければというように思います。

特に2番目で申し上げました第3セクターそのものについては、当面現行どおりでいくというのは、合併協定になっておりますけれども、私が申し上げましたのは、産直施設たるしゃりん、この物販の施設であるわけでありまして、それはそれということにして、将来ここに文言として書いてありますように、独立採算をちゃんとやっていけるような支援体制を講じるというような方向を目指すとするならば、やはり社会体育関連施設の人材派遣であるとか人件費の持ち出しであるとかといったようなものを包含したクアボリス温海という大3セクターの経営体ではなくて、やはり直売施設といったようなものはそれ、あるいはまた社会体育の観点からのこういう住民の健康維持とかというものについてはそれはそれというようにして、将来に備えて合併に臨んでいくべきではないのかと思いましたが、この業務の分離というものについての質問を申し上げたのでありますが、明確な17年度の早い時期において、これに取り組むという答弁はありませんでしたが、さらにこのことについて具体的にお尋ねをいたしますし、3番目の担当課長から新しい情勢と、まさに新しい情勢であります。まず、入居者の大半の方々が生活保護申請せざるを得ないなどというような状況を招かないためにも、行政としてどのようにして低所得者の方々の入居者に対して行政支援を鶴岡市を例として、新市においてやっていくのかということについては、本当に緊急の課題です。このことについては、担当課長は十分わかっているはずでありまして、今国が示した新年度予算編成の中での新たなホテルコスト負担というものについて、まさに合併と同時に同じ10月ですから、それからスタートするわけでありまして、入居者が戸惑うことのないように、あるいはまたそこに預けておられる家族の方々がよもや退所せざるを得ないという道を選ぶことのないように、今から安心というものを与えておく必要があるのではないか。早急に担当者間で本当にどうするのかということについて、1日も早くこの方向性を明示するような努力、要請を申し上げたいと思いますが、それについても答弁をお願いいたします。

○議長 町長。

○町長（佐藤正明君） お答えを申し上げます。

クアボリス温海の件に関して答弁させていただきたいと思うわけでありまして、私も15番議員の考え方と全く基本的に同じだと思っております。ただいまご発言いただいたことに沿いながら将来あるべきだと思っておりますので、いずれにしてもこれまでの歴史ということもございまして、人的な課題ということも今ございまして、そういった部分が整理できる段階でこれはやっていかなければならないことではないかと思っております。そのやり方というのも様々あるわけでありまして、本町においてそれぞれの施設がより有効に町民の皆さんから活用していただけるような、そして利用していただけるようなそういう方向性を持ちながら、尚且つこれまでのクアボリス温海が健全に運営できるようなかたちという部分について、今合併を目指す私の責任上において、近い将来にそういう道筋を立てたいものだと思って、今日そういう取り組みもしているところでございますので、今後ともよろ

しくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長（相澤康夫君） お答えいたします。

議員ご指摘の部分、私も非常に重要な部分というふうに感じておりますので、今後十分検討していきたいと考えております。

○議長 他に質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 異議なしの声もありますので、お諮りいたします。質疑なしと認めます。続いて、5議案についての討論を行います。はじめに、反対討論を行います。7番。

○7番（鈴木 勇君） ただいま一括上程されました議第77号から議第81号には、以下の理由で同意できませんので、反対討論を申し上げます。

南庄内地区6市町村の合併は、問題が山積みで、将来的に住民の負担増、サービス低下など、住民の不利益になることが明らかであります。そして、住民の意思の確認がないままに進められてきた合併には賛成できません。現在国が推し進めている市町村合併は、地域や住民のためではなく、地方への財政負担を減らすことを目的とした国と財界の思わくで、地方自治を踏みにじるやり方で、強引に進められているからであります。これでは、合併してもしなくとも地方自治体の財源不足が深刻かつ地方自治体本来の役割である住民の安全、暮らしと福祉を守ることができなくなることが明らかであります。こうした国による市町村合併押し付けに反対するのは、地域と住民の利益を守るためにも、地方自治を守る立場からも当然であります。同時に、私どもはそれぞれの地域の合併は、それぞれの地域で決めるべきという立場であります。例えこの合併が国の押し付けの中で生まれているものであっても、だから反対という単純な立場は取りません。合併によって地域住民の利益がどうなるのか具体的に分析して決める必要があります。合併を考える基準は、基本的には2つであります。1つは、地域住民の利益を守るという地方自治体の本来の任務に照らしてどうかです。もう1つは、地域住民の意思を尊重して決めるべきという地方自治の本旨に則った立場であります。1つ目の地域住民の利益を守るということでは、今回の協定書は、国保税、水道料金など、33項目84箇所も合併後に先送りされています。合併の障害になるハードルを低くしようとする狙いからであります。余りにも検討項目が多い、住民負担が多くなる方向ではと不安の声が上がっています。鶴岡市の直接サービスから基盤整備へという方針で、町村独自の行政サービスは3年から5年で廃止、縮小され、都市計画税や国保税、保育料、水道料金などが高い鶴岡市に段階的に統一されることが懸念されます。

次に、新市の建設計画では、建設計画期間中の投資額を770億円とし、特定事業に208億円、市町村個別事業に397億円、合計605億円と11年間で巨額な建設計画になっております。その財源として合併特例債350億円を含め、11年間で765億円もの地方債の発行となっております。その返済がピークとなる合併10年以降は、地方交付税が段階的に減らされ、15年後には激減となり、深刻な財政危機を向かえ、いずれ住民負担となります。このことについて、これまで議会で再三指摘しても合併10年以降はわからないとして、問題にしませんでした。人口は減り、国からの交付税が減る時代に、11年間は借金を積み増しし、その後のことは問題にしないという姿勢は無責任と言わざるを得ません。

2つ目の地域住民の意思を尊重して決めるべきということでは、合併に対する住民の合意形成がされていないということです。住民の間には合併に賛成、反対の意見があります。合併によって町が自治権を失うという重大なことは住民の意思を尊重して決めるべきであります。住民の意思を確認できる住民投票条例制定の求めに対し、町長は否定する意見を付し、議会は否決しました。住民の意思を無視する姿勢は、住民自治の本旨に反する態度であります。合併協議会のアンケート調査の回収は2%しかありませんでした。また、町と議会が合併住民アンケートを行いました、その結果を対象者全体でみると33.4%、3人に1人が未提出でした。その中で合併に関心があるとしたのは、対象者の41.4%でした。設問も合併の是非を問うものではなく、合併協議の必要性を理解できるとした中で、理解できる、どちらかという理解できるの合計は、対象者の33.5%、3分の1程度しかありませんでした。そして、合併に対する効果や心配の意見では、周辺部の過疎化が3,002人、意見が届きにくくなるが2,870人と上位が心配の意見でした。それに特に効果なしの回答が1,481人もありました。これで住民の意思が合併を肯定的に捉えていると言えるかです。住民の意思が尊重されているとはとても言えません。来年4月施行の新たな市町村合併特例法は、基本的には現行法の延長です。異なるのは、合併特例債が無くなることです。新法による合併では、平成17年4月から平成22年3月まで5年の期間があります。事務事業の調整と住民の意思を確認できる期間は十分にあります。なにも合併を急ぐ必要はありません。6市町村の合併は、温海町にとって最も大切な自治権を永久に失い、住民との共同の町づくりができなくなるということです。住みよい温海町をつくるには、合併ではなく自立を目指して力をあわせることも選択肢に入れて検討すべきであります。

以上の理由により、上程されている議案には同意できないことを申し上げ、反対討論いたします。議員各位におかれましては、主旨をご理解の上、ご判断いただけますようお願い申し上げます。

○議長 続いて、賛成討論を行います。13番。

○13番（佐藤龍夫君） ただいま一括上程されております議第78号から81号までの南庄内6市町村合併に伴う廃置分合について賛成する1人として討論いたします。

昭和の大合併は、昭和29年12月1日でありました。この合併は、国が計画し、合併区の線引きも国権で行ったもののようです。しかし、当時は戦後間もないことから国の復興を全国民その締めを合併につないだと言われております。過ぎた50年の経過を見ますと、前半は今よりもっと厳しい生活条件の中、住民一丸となって町の振興発展に力を注いで来られました。後半は高度成長の波に乗り、文化生活を追い求めてきた感じをいたしております。バブルの崩壊から今日を見る時、人口の激減、減少が町を大きく変えることだと改めて痛感したところであります。2年間の合併に向かって庄内南部地区協議会を立ち上げ、鋭意協議を重ねてこられましたが、一部の廃置分合決議に反対があり、新たに6市町村協議会を設置し、去る12月12日合併協定書調印式が終っております。そして、今日、廃置分合決議を迎えたわけでございます。現在、全国で3,100ぐらいの自治体が平成17年度中において、2,400余の自治体などと報道されておりますが、山形県内では相次いで法定協議会の離脱や解散する自治体があるようでございます。合併したからといって必ずしも良いこと、また生活が楽になるとは思っておりません。先日の一般質問でも申し上げましたが、いつの時代

においても、そこに住む人がどういう意識をもって、どういう姿勢で日々を迎えるかによって生活の強弱、地域の振興が図られるものと思っております。そして、地域の将来を決めるものだとも思っております。私が合併に賛成する要件は、大きく分けて3つあります。

1つは、先に申し上げましたが、人口の動向であります。50年前、4町村合併当時、23,000余の人口が現在1万400余名であります。毎年、250名の人口が減少を続けて、いまだに続いている状況でございます。

2つには、人口減に伴う自主財源の減収であります。平成11年度9億3,000万円の徴税収入が、16年度予算で7億8,500万円、1億4,500万円の減収であります。この徴税のうち所得税が平成15年度の決算においては、25.7%、そして収入の無い固定資産、家屋等でございますけれども、この税収が57.3%と異常な徴税収入形態になっておることでございます。

3つ目は、地理的条件でありますけれども、皆様方ご案内のように南は新潟県との県境、東は越すに越せない霊峰摩耶山、そして今、345号線沿いの集落においては、すでに鶴岡市を生活圏としております。このようなことから合併は避けて通れないものと思っております。多くの町民が安心して日常生活を送れる町づくりのために今回の合併特例法の改正がなされたものと信じております。町民の付託を受けた議会議員の1人として、配置分合に賛成いたします。議員各位のご理解とご賛同をお願いして討論といたします。

○議長 次に、反対討論を行います。

(なしの声あり)

○議長 賛成討論を行います。

(なしの声あり)

○議長 これで討論を終結します。したがって、一括上程されております5議案については、質疑を打ち切り、討論を終結し、各議案ごとに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、第77号議案、第78号議案、第79号議案、第80号議案、第81号議案については、各議案ごとに採決いたします。

○議長 第77号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について、原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数。したがって、第77号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合については、原案のとおり可決されました。

○議長 次に、第78号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長 挙手多数。したがって、第78号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については、

原案のとおり可決されました。

- 議長 次に、第79号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長 挙手多数。したがって、第79号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議については、原案のとおり可決されました。

- 議長 次に、第80号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長 挙手多数。したがって、第80号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議については、原案のとおり可決されました。

- 議長 次に、第81号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長 挙手多数。したがって、第81号議案 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議については、原案のとおり可決されました。

-
- 議長 以上で、全日程を終了いたしました。第9回温海町議会臨時会を終了いたします。ご苦勞様でございました。

(午後 0 時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年12月22日

温海町議会議長 佐藤 甚一郎

温海町議会議員 菅 原 久 継

温海町議会議員 鈴 木 勇

以上は会議録の謄本である。

平成17年1月27日

温海町議会議長 佐藤 甚一郎

